

入歳出追加更正豫算の如きは、既成豫算二千四百圓七十錢一厘に對して増額せること五十圓に至りしは、主として財産造成費に伴ふ護岸費の追加せるありしに基かずんばならず。本案は兎に角八番野村吉之助君の動議に基き、讀會省署して可決確定したり。第五號の議案は大正二年度歳入出豫算の件なるが、一讀會を開きしは最早や正午に近からんとしたるを以て、安達議長に於ては晝飯を喫したる後に熟議せんことを以て暫時休憩に入りぬ。午後零時十五分安達議長開會を宣したりしが、本案は最も慎重審議を盡くすべく必要あるが爲め、小會議を開くや否やを満場に諮りたるに、何れも多數の賛成ありしに就き、本案は小會議に附する事に決定せるも、安達議長緊急事件の爲め上川支廳より出札の電命ありしかば、急行列車に搭じ出札すべく場合に臨み、小會議も明日に譲る事と定め散會せるは午後五時四十分垂んとす。大正二年一月廿四日午後十二時四十分神居村會の第二回議を開きぬ。前日と相同しく出席議員の諸彦は左の如し。

- |     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 第一番 | 上樂 鶴次郎 | 第二番 | 土田 金作   |
| 第三番 | 石坂 巳之助 | 第四番 | 掛場 吉右衛門 |
| 第五番 | 欠 員    | 第六番 | 高倉 武右衛門 |
| 第七番 | 安藤 彦松  | 第八番 | 野村 吉之助  |

如上の七名なりしと雖も前回開議の際には、安達議長の出札せる折柄なれば番外書記奈須川廣太郎君に於ては二級町村制第三十一條に據り、議員中より仮議長の選舉を行はんと欲する旨を述べ、投票開始せる結果は、第八番野村吉之助君は四點の得票を博し、第四番掛場吉右衛門君は三點を博したる結果は、野村君高點なるを以て仮議長席に着きぬ。議案第五號大正二年度歳入出豫算の小會議を開きしに經常部歳入九千二百五十五圓三十三錢六厘を、九千三百圓五十八錢六厘に修正改算せしめ、歳出經常部八千四百四十七圓三十三錢六厘を、八千六百四十二圓五十八錢六厘に増額せしめ、臨時部歳出八百

八圓を、六百五十八圓に減額修正したりと雖も、各款を通じて減額せざる旨を報告せるは、四番掛場吉右衛門君が小會議に於ける討查の結果なりとす。各員二番の報告に賛成したりしかば、本案は確定議に至る。仮議長野村君は是より第三號議案大正二年度普通基本財産特別會計歳入出豫算の一讀會に移りしかば、是れ亦四番掛場吉右衛門君の動議なりし經常部第一款財産蓄積金一項一目同九百廿七圓二拾九錢を八百八十七圓十九錢に修正し、臨時部第一款財産造成費二目水路改鑿費八百二十六圓四十四錢を五百十六圓五十錢に修正し、且つ同款に對し六目護岸費三百五十圓を新設したる上に讀會を省略しつゝ、確定議と爲したり。次に議案第四號神居村特別税反別割賦課方法中變更の件に至りしが、四番掛場君の動議に基き、山林及原野一反歩當り賦課率四錢の原案なりしと雖も、之を二錢に修正可決せるに至りしを以て、反別割賦課方法中の土地收益を標準としたる同條地種目畑三等の次に、山林原野の一項を挿入したりし也。是れ乃ち明治四十二年特別税反別割新設の際に於て、山林原野に對して見るべき程の收益なかりしかど、漸次四圍の開發せるに従ひ相應の收益を擧げつゝあるに及んで、反別割を賦課せしめ以て課税の均衡を遂ぐるを得るに至れり。議案第五號は大正二年度限りの目的を以て地方税。營業税。雜種税に對する附加税を新設し、本税一圓に對する賦課額七十錢と規定し、以て當村支辨に供せんとする歳入補填の目的に資すべく原案の趣旨なりしが、端なく可決確定せられし議案第七號は神居村臨時委員實費辨償額及其の支給方法を規定せる原案にして、公務に従事すべく臨時委員には五十錢の實費を支給する事に可決せられぬ。蓋し同年度神居村會は同年一月廿三日より同廿四日に至り二日間に三報告及七議案を議定せるが、之を第一回神居村會の掉尾の光景と云ふべき也

三四 大正二年度神居村會議



大正二年三月十日第二回神居村會議を開きしが、午前第十時開會して午後零時十分閉會したり。議案は大正元年度神居村歳入歳出更正豫算の件にして、出席議員は二番土田金作君。三番石坂巳之助君。四番掛場吉右衛門君。七番安藤彦松君。八番野村吉之助君の五名なりしかど、欠席議員は上樂鶴次郎君。高倉武右衛門君の二名ありしは何となく寂寞の感想に打たるものなごせす。四番掛場君の動議に基き讀會を省略し、別に異議なかりしを以て確定議と決定せらる。蓋し本案の増減額は何れも百九十三圓なりと雖も、第一款會議費及第二款教育費より第六款諸税負擔及第八款豫備費に至る迄差引き増減を行ふに過ぎずして、謂はゞ各款を通じ變動なしとす。次ぎに安達議長に於ては神居村會出納検査立會入選舉の件を追加附議すべき事を告げ、選舉を行へしに二點土田金作君。一點野村吉之助君二點上樂鶴次郎君の結果を得たるが、同點者二名ありしかど土田君年長者の故を以て當選せらる。此は乃ち從來立會人たりし上野利藏君死亡せるに就き補欠選舉を行ふ、以て臨時出納検査立會入選舉を遂げたる所以たらずんばあらず。大正元年度神居村基本財産特別會計歳入追加更正豫算に就き、既定豫算二千四百四十圓七十七錢一厘に對して貸地料。預金利子。繰越金等の項目に一千三百八十六圓六十九錢七厘を追加更正せんが爲め、大正二年三月三十一日書面會議を提起し、賛同を得て可決するに至る。第三回神居村會は大正二年四月廿二日より同廿三日に至りて之を開會せり。第十一號議案村農會費補助の件に就き一讀會を開き、次で讀會を省略しつ、同年度村費より金一百圓を補助すべき事に確定せらる。第十二號議案は上川教育會主催夏季講習會費補助の件に移りしが、八番野村君の動議に基き讀會省略して村費八圓を補助すべく原案の如く可決確定せられし。第十三號議案は大正二年度地方税第一期商工雜稅等に對する課税額査定に就き討議に掛りしが、其は山岡晋五郎外十六名に係はる商業第一種は六圓八十錢の賦課額にして、雜種税第一種は二名七十錢に過ぎざる賦課額なりとす。議案第十四號は同年度地方税第一期反別割賦課額査定に就き、原案の如く可決したるの

みならず、畑一反歩に付年税五錢田一反歩に付金十錢なりしと共に、宅地は一反歩年税十七錢と爲し牧場は一町歩年税二錢六厘と賦課すべく可決せらる。議案第十五號大正二年度戸數割第一期賦課額査定に就き一讀會より更に討議審究すべく必要あるを認め、小會議を開きしかど決定に至らずして翌廿三日の開會に附議し、四番掛場君の修正説に基き原案四百六十四圓二十六錢の賦課額也しかど、小會議の熟圖審案せる結果として四番の動議に據り、四百六十圓九十二錢と改算更正せられたる上に可決せられし也。されば第三回神居村會は戸別割の査定會に於て、幾分かの煩瑣なる議事に至りしかど夫れさへ甚だしき奮戦決闘的の舌鋒を交へたるに至らざるは勿論なりと共に、前叙の議事にて終會を告げしのみ。第四回神居村會は同年五月十五日開會せるが、第十六號議案神居村大正二年度特別税戸別割賦課等級査定を討議し、小會議を開きしなご正午より休憩後に至りて漸く之を終局せる次第にて、等級を特等より十五等に區別して村民各自の負擔に關し比較評議せしめ、個數を二千三百九個の總負擔額と修正し、之れが原案の賦課總額一千九百四十九圓二十錢を、一千九百六十圓五十錢と修正せしめ、小斧鉞を加へたるのみ次には第十八號神居村大正二年度歳出更正豫算の件に就き討議と爲りしかど、格別なる異説の湧起すべき筈なく、全日午後二時三十五分に及んで第四回神居村會の大團圓を告げぬ。然かも更正せられたる要點は第七款雜支出中に於ける臨時委員實費辨償貳拾八圓を減して第六款組合負擔に對して之を轉換しつ、増額せるに過ぎず。謂はゞ彼れ是れ項目を異にせるものに對し更正したるにあれば、議事簡單にして乍らに議決せられたりとす。之を第四回神居村會の顛末と做す。

## 三五 大正二年度神居村會議

(組合會議員選舉)



神居村内に於ける驥足良材を以て推薦せられ、久しく村治上の休戚に關して力を竭くし、議事に參預せる組合會議員も何時しか任期の満了と爲り、神居村會議員中より五名の組合會議員を選擧し、以て神居神樂に於ける兩村の俊髦と相互に席を交へ、議場の英才を物色せんと欲する緊急時機に遭ふ。故に第五回神居村會は此の組合會議員を選擧すべく必要の爲めに開かれぬ。維れ時や大正二年六月六日に於て、午前第十時四十五分開會し午前第十一時四十分之を閉會したりき。議長安達利三郎氏に於ては開會を宣すると全時に議員席順の抽籤を行ふ。其の結果を掲ぐるに左の如し。

一	番	館 入 榮 次 郎 君	二	番	安 藤 彦 松 君
三	番	掛 場 吉 右 工 門 君	四	番	中 嶋 政 八 君
五	番	野 村 吉 之 助 君	六	番	富 居 榮 次 郎 君
七	番	高 倉 武 右 工 門 君	八	番	堺 榮 次 郎 君
九	番	長 谷 川 石 松 君	十	番	上 樂 鶴 次 郎 君

斯かる席順にて議場に着坐せるが、安達議長に於ては謹嚴の態度を以て是より組合議員の選擧を行はんとことを告げ、投票を開始せるに蓋し此の逐鹿競争に於ける場裏より如何なる一村の俊髦と良材とを躍り出すべき乎は、左の投票開函に因りて之を看取すべきにあらずや。安達議長は開票の如何を報告すべしとて次の如き投票結果を擧げつゝ、ありしを看よ。

九	點	野 村 吉 之 助 君	七	點	高 倉 武 右 工 門 君
九	點	安 藤 彦 松 君	拾	點	上 樂 鶴 次 郎 君
九	點	掛 場 吉 右 工 門 君	四	點	館 入 榮 次 郎 君
二	點	中 嶋 政 八 君			

安達議長は更らに右の得點者中より乃ち高點獲得せる故を以て野村君。高倉君。安藤君。上樂君。掛

場君の五名を指稱して組合會議員の當選榮譽者と決定したり。孰れも之れが頭顱を指點し來らんにば毎々舊人物を當選すること千篇一律の有様にて、新人物の傑出せざるを頗る遺憾とせずんばあらず。次に安達議長に於ては是より第二日程に屬する學務委員選擧を施行すべき旨を告げ、投票用紙を配付し之れか選擧を行ふに先き立ち、安達議長は第一着手として村會議員の選擧權を有する者より三名選擧せんことを述べ、而して選擧せられたる結果は松浦貞七君拾點。石坂巳之助君拾點。青山平右工門君拾點の得點を以て當選者と決定したり。村會議員の選擧權者の選擧は斯くして終局を告げたりと雖も、更らに村會議員中より學務委員を選擧せられんことを宣べ、之れか選擧を行ふに蓋し左の兩氏を推薦拔擢するを得たりし也。其は乃ち三番掛場吉右工門君。二番安藤彦松君と做せり。第六回神居村會は大正二年六月十一日を期とし、大正二年度特別税反別割第一期賦課額等級を査定せんか爲め開會したり。出席議員は例に因りて例の如くなるが、安達議長が第一讀會を開かんとするを宣言するや否や、三番掛場君の動議に基き本案の小會議を開きたり。然かも此の小會議の審査さへも間もなくして結了せられ、五番野村吉之助君が本會議に移さんことを主張したると全時に、小會議の鳩首して其の要議を遂げたるものなれば、例に因り讀會を省略しつゝ確定議にせられんことを吐露したりしかば、各員孰れも双手を擧げて之に賛成し、安達議長は原案可決の旨を述べ、午前十一時四十分散會したりき。但し全年度特別税反別割第一期の賦課總額は貳千壹百拾四圓貳拾六錢にして、宅地反別拾貳町九反參畝廿二歩に對する貳拾四圓五拾九錢を賦課せられ、水田は五百五町八反八畝拾八歩に對する八百貳拾五圓五拾參錢を賦課せられ、畑反別は壹千五拾七町壹反八畝六歩に對する壹千貳百六圓八拾壹錢を賦課せられ、山林原野は四百七拾參町參反五畝貳歩に對する四拾七圓三拾三錢と賦課せらる。然かも第五回神居村會は小會議を開き、討查熟議を凝らしたる上に原案賦課額の如く査定可決したり。第六回神居村會は全年十月廿二日に開會せるが、小會議さへ開かれずして電光石火の下に讀會省略とつ



案を原案の儘に可決し、全日午前第九時四十分開會し午前十一時四十五分に至りて閉會せり。  
全會は何等の質問も討議も極めて罕れにして、議長番外等の鄭重秘密なる説明の下に進行し、  
順風に架しつゝ白帆片々として穩波鏡面の上を駛るの看あらんとす。議長安達利三郎君は議事  
なる顛末を叙して之を審かにし、第五番野村吉之助君。第六番富居榮次郎君の署名委員と共に  
議事を終へんぬ。議案第廿一號の如き全年度地方稅第二期營業稅にして、之れが商業稅第一種に  
を賦課し、雜種稅第一種には單に七拾錢を賦課せるにありしのみ。若し夫れ議案第廿二號地方  
二期反別割賦課額の如き、畑八百八拾壹町貳畝歩に對する壹反歩年稅五錢の平均額を賦課すべく  
、田地四百七拾貳町三反歩に對する一反歩年稅拾錢を賦課すべく決定し、宅地拾六町四畝歩に  
、七拾七錢の平均額と爲し、牧場四百五拾九町八畝歩に就き壹町步年稅二錢六厘の平均額を賦  
課すと欲するにありが原案の如く可決せり。地方稅第二期及追加戸數割五百八圓四拾錢を賦課せん  
と決したるが如き、神居村大正二年度歳入追加更正豫算は、堤防敷地使用料五拾五圓五拾壹錢を  
増して以て歳入を追加更正せしめ、然かも神居村有地先たる石狩河及美瑛川の堤防敷地三町七反二  
歩は用料を徵收したるに因らずんばならず。此等の諸案は第五回村會に於て確定せられたる梗概の  
一端過ぎず。第六回神居村會は工事請負規程改正と第二期戸別割を査定せんが爲めに、十一月  
十六之を召集して開議せられし。出席議員は二番安藤彦松君病癒の爲め欠席せる外は悉く參列して  
議事に干與せる也。安達議長は午前十二時二分開會を宣し、第一號議案工事請負に關する規程改正の  
一讀會より二讀會に移りしかど、目醒ましき討議だもなかりしかば、三番掛場君の動議に基き讀會を  
省略して議事の進捗を圖り、原案の如く可決せるが蓋し本案改正の要點とする處は、同規程中第廿條  
を改正し、即ち非常急劇に際し競争に附する暇なきか、又は二百圓を超ゆる工事の請負及工事關係  
の部落住民及青年會等に請負はしむる場合は、隨意契約をなす事を得此場合は請負人に圖面並に工事

仕様書仕様書及契約書案を示し、見積書を提出せしむるものとす」と改正したるにあり。安達議長が  
進んで日程第二號たりし大正二年度第二期特別稅戸別割賦課等級の件を討議すべく一讀會を開き、三  
番掛場君の動議に基き慎重審議を盡さんとする必要あるを以て、第二讀會に移され小會議を開かんこ  
とを提唱せられしに就き、安達議長は小會議を開きしが、其の結果として戸別割賦課等級に對して五  
番野村吉之助君は小會議決定を齎らして曰く、九等の佐藤民藏を十等に、十四等の中田繁次郎を十五  
等に、吉田貞吉を十等等に、十五等の平田幸吉を十三等に、十五等の村田舜臺を十四等の改め修正し  
了はりたれば、讀會省略しつゝ、確定議にせられんことを唱ふ。安達議長は此の動議に對して異議な  
かりし形勢と賛成と喚ぶ者あるを認め、五番の修正動議に對して賛成せらるゝ者を起立せしめたるに、  
滿場總起立と爲り之れに修正確定せられし。乃ち原案一千九百二十八圓八十六錢の戸別割は、一千九  
百三十二圓六十五錢と修正可決せられし也。時に閉會せるは午前十一時五十五分に垂んとす。第一回  
より第六回に亘る神居村會を開議せるを以て蓋し大正二年に於ける終局と認むべかりしか、劈頭の初  
會より掉尾の會議に至る迄は、水流れ花開き野趣變幻の奇態を見ずして、一樣平沙を眺むるの感慨あ  
りしにあらずや。

### 三六 大正三年度神居村會議

#### 一、凶作後の窮民救濟諮問外二案

神居村會に於ける第一回大正三年度劈頭の議事は、同年一月十七日の開會に於てせり。當日の出席議  
員は八人にして、九番長谷川石松君の欠席あるのみ。然かも議事日程の如きは同村大正元年度歳入出  
決算外三件の報告と、同村大正二年度歳入追加豫算外六件の議案と、就中同村共有地道路の修繕に



して土木費補助工事の諮問案は議長として組合長として、安達利三郎氏が大正二年度凶歉の餘夷は大正三年度の初期に至りしかば、閩村窮民をして益々菜色あらじめ、益々飢饉に瀕せんとするを慨き、之を救済せんが爲め凶歳に伴ふ一村の財政及經濟界に波及せる欠陥は容易ならざるを看破し、窮民を塗炭の苦みより濟はんと欲せるには、到底區々たる村債計畫を以て之を克くすべからざる危機を洞破しつゝ、積極の方針を採り、死地に一道の活路を開けり。其は輒ち村内の細民をして土木工事に使役し之れが勞働賃を賦與しつゝ、露命を維かじめ、糊口を凌かしめんと欲する計畫たりし也。故に組合長としての議長安達利三郎君は其の諮問案に喝破し痛言して曰く、「昨年凶歉に伴ひ一般金融切迫ノ折柄村債ヲ起シ、窮民救済及村經濟ノ一助ニセントスルガ如キハ到底至難ナルヲ以テ、茲ニ工事ヲ施行シ土木費ノ補助ヲ仰ギ窮民救済ノ方法ヲ講ゼントスト、何ゾ夫れ凶歳後に於ける時局の難を濟はんとする村政上に對する適切なる措置としての意見にあらずや。組合長安達利三郎氏が滿堂に於ける村會議員の意見を釋ね、凶作後に對する善後策を聽き、以て同村忠別太共有地の道路砂利敷工事費三千四百九十一圓六十錢を要すべく、其の修繕や延長四千六十間幅十二尺の經營を施し、救済工事を行はんと欲するにありし也。是れ豈神居村第一回の開議中最も時局難を突破すべく施設にして、最も村治上に於て活目に價する焦眉の諮問案にあらずや。若し夫れ議事進行の概要を述べれば、大正元年度歳入出決算及基本財産歳入出決算は、番外の説明を了へ何等の質問もなく三番掛場吉右衛門君か、先づ以て報告諸案を承認すべく旨を告ぐるや、滿場靜肅裡に何等の異議なく可決せられき。然かも日程第五議案歳入役賠償金權利棄却の件に進行するや、組合長安達利三郎君は本案に就ては懇篤なる説明を縷々として詳曲に述べ、到れり竭くせるものありしが、一番館入榮次郎君は本案に賛して曰く、小泉收入役の如き明治四十二年以來殆んど其の職に拮据しつゝ、多年財政上に對して尠からざる功勞あるが偶々明治四十三年不幸にも元組合書記根橋某の費消事件にして、小泉收入役は何等の關係と臭味なく

頗る氣の毒にして同情の感に堪へざる處也。然るに小泉收入役は明治四十四年以降より年々四十圓七錢宛を賠償し來り、其の財政上に於ける欠陥せるは收入役の責任として止むを得ざるものあれど、不慮の厄禍に係累しつゝ、ありしは收入役の爲め痛恨の至りなるが、乃ち大正三年四年の兩度に於て賠償金全部を棄却せられんことを主張したり。然るに一番掛場君の同情溢るゝが如き熱烈なる發言は、端なく滿場の拍手喝采する處と爲り、讀會を省略し確定議に可決したり。以て小泉收入役の賠償問題は雲霧れ雨歇み碧落一洗の感ありし也。收入役小泉又三郎氏が兎に角醜態躍りて翹翹舞ふとも云ふべき醜爲汚行が、端なく其の餘波として明治四十五年一月廿五日の村會に於て、同氏職務上の過失と認められ、明治四十四年度より大正四年度に至る五ヶ年賦課賠償すべく議決せられしかど、今や同氏が忠實に熱心に村財政の局に膺り恪勤しつゝ、經營克くも其の任に勗めしを賞讃せられ、賠償免除の幸運に遇ふに至れり。第四號寄附建物受領の件は乃ち役場敷地内にある建物一棟と、附屬建物は價格三百八十圓を有するものにして、熊谷三喜藏外三十一名よりの寄附申請に係はり、之を受領するや否やの問題なるが、三番掛場吉右衛門君は五番野村吉之助君の受領に反對して曰く、寄附物件の受領すると共に義務の負擔を生ずるが爲め、併せて寄附者の意志は役場の存続中は移轉せざることを條件とせられしを觀れば、頗る不利益ならんと認むる旨を切言するや、多數の賛成あるを以て本案は否決の否運に遇ふ。諮問案第一號土木費補助工事の開議に進むや、組合長安達利三郎君は本問題が窮民救済に關する凶作善後策にして、焦眉の案件なるを訓言したりき。三番掛場吉右衛門君は之れに賛成の意を布演して曰く、忠別太共有地が比較的凶作に罹れる細民多きが爲め、可成的出來得る限り道路修繕工事に使役せられんことを望み、五番野村吉之助君は神居村の如き、主として從來より勞力的夫役を割り當て、道路を修治し來りしが爲め此の時局難を濟ふの一策として良案なれば、双手を擧げて賛成するを陳べたり。斯くして同會議は戸別割。反別割。大正三年度歳入出豫算同年度基本財産歳入出豫算



の諸案を議了し、同日午後五時半に至り議長安達利三郎君が全部の日程を議決せられ、其の勞苦を感謝するの辭に憑り閉會を告げぬ。因みに同日此議事に赤誠を灑ぎ丹心を凝らしつゝ、出席其の任を竭くせる議員諸子は、一番館入榮次郎君。三番掛場吉右衛門君。四番中島政八君。五番野村吉之助君。六番富居榮次郎君。七番高倉武右衛門君。八番堺榮次郎君。十番上樂鶴次郎等の參與せるにありし也。大正三年度第二回議事は二月四日開會せるが、議案は八件にして第八號案道路改良費繼續支出の件及第九號基本財産蓄積停止の件は、第二回同村會に於ける議事の中の緊急案にして、同村の發達進展に關する休戚問題とも云ふべく白眉の議案ならずんばあらざる也。其の他は豫算更正若くは追加にして戸數割賦課等級査定等の問題たりし也。道路改良費繼續支出の案に對して第一讀會を開き、第二讀會の議事に進行するや、三番掛場吉右衛門君は本案に就き熟案討議の要あるが爲め、小會議を開かんことを説き一の動議を提出せり。此の動議は多數の賛成あるを以て成立し、同日午前十一時四十分より小會議を開き零時廿分に至り終了せしかば、議長安達利三郎君は本案を本會議に移すべき旨を告げ本會議を開きしが、異議なく原案の如く可決せると共に、之と關係ある基本財産蓄積停止の案に遷り、五番野村吉之助君の動議に基き讀會を省略し、滿場別に異議なく原案に可決確定したり。

## 二、伊丹別道路改鑿繼續事業案外二題

蓋し神居村道路改良費繼續年支方法とは何ぞや。同村宇美瑛町より鷹栖村字江丹別に通する連絡道路と、併せて同町より宇伊ノ澤間の連絡道路の改良繼續事業の經營にありと謂はんのみ。由來本工事は村落の發展するに連れ、是非とも修繕を加ふべかりしに拘はらず、財政上の餘裕なかりしが爲め繰延に次ぐに繰延を以てしたるが、道路泥濘にして殆んど半脛を没すること尠からず。然かも此の經營たるや凶歉と與へたる影響は、到底民力の負擔に耐へざるが爲め、工費費四千六百圓の内二千三百

圓は地方費の補助を仰ぎ、大正二年度より同三年度に至る二ヶ年繼續事業と爲し、凶作に襲はれし窮民を驅使しつゝ、工事の竣成を期すると同時に一面救濟事業を施さんと欲する方策たりし也。従つて他に適當なる財源なきを以て、大正二年度及同三年度の基本財産より生ずる収入の内より一千五百十圓づゝの蓄積金を停止せしめ、之れが道路改良費に轉嫁せんと欲するにありし也。第五回の村會に於て稍々呼物とせられ議員諸彦の心膽を碎き討議せる議案は、神居村起債及償還方法にてありき。同會は七月十二日の開議に係はり、九番長谷川石松君の欠席あるのみにして其の他は前回の如き顔揃の出席ありしが、一番館入榮次郎君の動議に基き過般書面會議に仍り決議せしものと同一なれば、進行上讀會を省き確定議とせられんことを望みしに、滿場の喝采する處と爲り原案の儘通過したり。然かも起債額は一千圓にして教育費に充てんとする目的なるが、大正三年度より借入を營み、大正四年三月迄の据置期限にして、北海道地方費より起債し村税を以て之を償還すべく方案たり。亦以て凶作の與ふる打撃は教育費に對し深尙なる創痍を與へしを觀るべきにあらずや。第六回の神居村會に於ける重要議案は神居村基本財産處分に關する件にして、三番掛場吉右衛門君は第二讀會に至り原案に同意を表して曰く、本案は最も適切なる方法として歓迎し、蓄積金の内より三千圓を支出しつゝ、北海道拓殖銀行に於て發行する債券を購入し、利益的増殖を行ふ良案なれば、吾輩の贊襄を惜まざる所以たるを以て讀會を省略し確定議に決せられんことを述べたり。其は異議なく原案の如く通過したりし也。之れと關聯せる議案は基本財産管理規則第二條中の改正案なるが、其は元來拓銀などの債券購入の條項を闕けるが爲め一項を挿入しつゝ、「政府ノ特別保護ヲ受クル銀行ノ債券ニ換へ」の數句を加ふるの必要を感じたり。故に第七回村會の開議を爲せるが、十月廿七日之が議員を召集し、同案を附議せるに二讀會の討議中三番掛場吉右衛門君の動議に基き難なく可決したり。要するに大正三年度神居村々會を開くこと第八回にして、如上の議案以外は例に依りて例の如く、豫算の更正追加及村税戸別割。反



別割等の賦課査定の件に過ぎざりしと謂ふも誣言にあらず。

### 三七 大正四年度神樂村會議

(罕有なる洪水後の經營諸案)

村會議事に就て大正四年度神樂村會の特筆大書すべかりし重要案は、水災後に於ける治水經營の議案なりと謂はざるべからず。輒ち當村の殖民發達せるより明治三十一年の水害を受けたる以來は、村民の震慄に堪へざる悲風慘雨の一大厄禍とも云ふべき天災を擧げん乎、大正二年度の凶作飢饉に瀕せんとする状態と、大正四年度の洪水氾濫を以て今猶ほ村民をして心愴を寒からしむる二大事變と云ふを妨げず。されば洪水後に於ける治水經營に就き、同年七月廿七日組合長は神樂村々會を召集したりき。要するに同村會は取りも直さず洪水の大氾濫に對する慘害に就き、應急方策とも云ふべき治水經營案たりし也。本日の出席議員は十二名に達し一名の欠席だもなく、此の一大事變に處すべく災後の計畫に就き滿腔の意見を吐き、村政上より財政上より善後の村是方案を議了せんとして意氣淋漓として頗る軒昂せるものありき。同村會の開議は七月廿七日午後一時廿五分にして、組合長は眉宇の間何となく災害を憂ふるもの、如く、悲哀の口調を漏らして曰く、本日村會を召集したる所以は他にあらず。去る七月十二日忠別川。邊別川。美瑛川の洪水は未曾有なる氾濫にして、水神河伯の怒る所は閭村をして殆んど大洋の怒濤激浪に漂蕩せしめたりし也。或は堤防を欠潰せしめ、導水門を破壊し人畜及耕作地を濁浪に沈没せしめたるのみならず、避難民は避くるに由なく屋上に登り、樹梢に攀ち登り、九死に一命を拾ひ擧げ漸く工兵隊の活動に仍り危難を免かれし悲風凄まじき慘狀なりしが、農作物より工作物より多大なる損害を受けたることは過日吏員の踏査に依り明瞭に赴きし次第なると共に、此等は各位と協議を遂げ徐々に善後策を講せんと欲す。道路や橋梁や護岸やに就き須らく

應急の修理を施し、以て災後の經營を遺憾ならしめんと計畫したれど、本年度土木費は頗る少額を編成しつゝある折柄は、破綻百出の水害に對して殆ど間に合はざるのみか、其の財源を村税に仰かんと欲するも、前年凶作の打撃は容易に癒へず、且つや農産物の瓦落せること一大村民の痛命傷とす處なるが爲め、工費十分の七を地方費より之れが補助を仰ぎ、殘額に對しては基本財産の蓄積を停止せしめ、其の使途に充てんと欲す。乞ふ各位諸君よ、時局の難に鑒み不幸の水害に惱める災民に對して慰安を與へ、速かに水害復舊の實を擧げんことを敢へて本會を開議し、各位諸産の協贊を煩はし、善後策を樹てんと欲する治水經營の一片耿耿たる丹心より端なく本案を提出したる所以なりと、一言は一言よりも句々の沈痛を極め、凱切を盡くしたるを見るのみか、滿場寂として孰れも萬感交々臻れるもの、如し。日程第一議案大正四年度歳入追加更正豫算案の一讀會を開きしが、十二番水野喜代次君は別に質問とてもあらざれば、讀會を省略して本案を可決せられんことを望むの動議に對し、滿場十二番説に賛成の聲起りければ、議長安達利三郎君は滿場十二番説に賛成と認め、讀會を省き確定議として原案に可決したり。是より議事は進行しつゝ、基本財産特別會計歳入追加更正豫算の第一讀會を開けり。前案と相同しく十二番水野喜代次君の動議に仍り原案に確定せるが、要するに既定豫算は四百廿九圓七十錢の少額なりしかど、災後の經營として土木費三千百五十七圓九錢二厘に追加更正したり。其は地方費補助を除外し基本財産二千三百九十九圓四錢の蓄積を停止して繰入を爲し、一時治水費の欠陥を補填したりし也。日程第三地方費補助申請に關する議事に入るや、其は謂ふ迄もなく神樂村東御料地大正橋復舊工事及同左岸橋臺と護岸工事のみならず、神樂共有地に通ずる美瑛川架橋復舊工事なりとす。獨り此の治水經營のみならず、西御料地第十八號道路の如きは邊別川の河身急變し、路面は濁浪に掀翻せられしが爲め道路として片影を留めざれば、路線變更し新道改鑿の止むなきに至れり。兎に角神樂村の水殃に仍り受けたる工事復舊費は、四千五百十圓十三錢二厘を要したると



共、其の十分の七を地方費より補助を仰がんとするは本案の要旨ならずんばならず。同案も十二番水野喜代次君の動議に基き異議なく賛成せられ、一瀉千里の勢を以て議場を通過せり。未曾有の洪水被害なれば事情餘義なく認められ、同日午後六時五分に至り議場は森閑として最も静肅裡に閉會を告げぬ。同會に參考せる議員は、一番宮崎由次郎君。二番野村嘉藤松君。三番越智民助君。四番山下秀吉君。六番西村九十郎君。七番清水助次郎君。八番中田巳作君。九番山賀岩太郎君。十番藤岡清吉君。十一番富永喜市君。十二番水野喜代次君の出席しつゝ、此の罕有なる治水經營に心血を瀉かれし也。

### 三八 大正三年度神樂村會議

#### 一、凶作後の窮民救済に伴ふ諮問案

大正三年度に於ける神樂村會議を開議すること八回に垂んとす。其の初會劈頭に際して重要なる諮問案は土木補助工事施行の問題とす。其は大正二年度に於ける凶作餘殃の爲め、窮民救済の事業として之を經營するを主眼としたるか、議長安達利三郎君は先づ本案を各員の諮問と爲し、衆議のある所を聴き、組合長は其の畫策方針を説明せしめ、以て窮民救済問題の一助に供せんと欲するに外ならずとせんとす。然るに同會は一月十八日午前十一時より開會し、歳入出豫算より村税戸別賦課等級の査定案より例に因りて例の如く、逐次第一號より第八號に至る徵收規則などを議し、最後に及んで此の諮問案に進行したりし也。議員は七番安藤兵藏君を除くの外一番宮崎由次郎君。二番西村九十郎君。三番熊谷三喜藏君。四番中田巳作君。五番水野喜代次君。六番藤岡清吉君。八番越智民助君。九番高橋源治君。十番山下秀吉君。十一番山賀岩太郎君。十二番野村嘉藤松君の十一名出席せられたる光景なりしが、議長安達利三郎君は番外として土木費補助の諮問案を説明せしめ、併せて本案は窮民救済の上

に就て最も緊要なれば、充分各位の意見を臆藏なく述べられんことを告げられたり。一番宮崎由次郎君は、本件は要するに凶作後の窮民を救済すべく目的の事業なるべき乎を質問せり。五番水野喜代次君は此の諮問案たるや最も時局適切なるのみならず、諸君の今猶ほ震慄に耐へざりし凶作の一大恐慌が一般金融界の切迫を促がしたるが故に、私債を起せるもの瀕々たり。兩土功組合の如きは目下舊債の償還中にして、剩へ御料貸地料の多きもの一戸百圓の料金を納入せざるべからず。故に現在の状態よりせば苛税の負擔らじき悲運に際しつゝあり。さればにやより以上の村債を企圖するが如きは到底民力の忍ぶこと能はざる處ならんと想ふ、若し或は御話の如く上川支應管内に九萬圓の救済資金を各村に配當せらるゝものとせば、幸にも此の恩恵に浴するを得べきを以て、今後組合長より之れが交渉の勞に膺たらんことを述べたり。滿場孰れも五番の動議に賛成する者多數と認むるを以て、之れに決定せる旨議長安達利三郎君より宣言せられき。同年第一回の村會は豫算其他各案全部の議事を遂げ午後五時廿分閉會せり。

#### 二、拓銀債券と基本財産利殖方法

同年第六回の神樂村會は十月廿四日開議せるが、總べて六案なりしと雖も神樂村基本財産金處分の件は稍々着眼すべき議事にして、乃ち組合長安達利三郎君は提出の理由を説明して曰く、拓銀より發行する債券を購入すること額面金五千圓にして、利率年七厘五厘の規定にして、基本財産を増殖するに就き時局に際し應爲の方法ならんと想ふに依り、希くは諸君の熱圖あらんことを。五番水野喜代次君本案を賛して曰く、然かも拓銀の債券は本道經濟界を潤澤すべく適切な企畫たるのみか、全村の基本財産を運用し、其の利殖を圖る上に就て好箇の管理經營方法たらずんばあらざる也。故に議事進行を計るが爲め讀會を省略して確定議にせられんことを陳べたるが、原案の通り拓銀債券を購入する事に



可決確定したり。其の他大正三年度地方税戸數割賦課や、同年第二期營業稅査定やの諸案をも議決した。缺席せる議員は安藝兵藏君一名にして、其の他は十一名出席し本會議に參與したり也。同年第七回の村會議は十月廿七日午前九時開會せるが、其の議案は取りも直さず神樂村基本財産管理規則中改正案にして、前回の村會に於ける拓銀債券問題と脈絡を有したるのみならず、時勢の進歩に連れ之を改正すべく餘義なくせられ、同規則第二條を改むるに「現金ハ郵便貯金又ハ確實ナル銀行ニ預金トシ若クハ政府發行ノ公債證券並ニ政府ノ特別保證ヲ受クル銀行ノ債券ニ換ヘ又ハ地方公共團體ニ貸附シ利殖ヲ圖ルモノトス」と其の範圍を擴張しつゝ、拓銀債券に換用する一項を加へたりき。五番水野喜代次君は例に依り本案を可とし、議事の進行を計り讀會省略の動議に對して多數の賛成ありしかば、原案の通り可決確定した。時に閉會せるは午前十時廿分なりき。

### 三九 大正四年度神居村會議

#### 一、雨紛校改築と基本財産蓄積停止

大正四年度の神居村會を開議すること第十回に及びたるが、就中第五回村會は大正四年五月廿九日午前十時六分に於て之を開會したり。議案は僅かに三件に過ぎざりしかど、基本財産蓄積停止の問題は最も重要にして、神居村雨紛尋常小學校の改築費に充用せんが爲め、二千六百九十三圓六十三錢の基本財産蓄積を停止せしめ、此の應急策に資せんと欲するのみ。元來同校の建築は歳を闕みするに從ひ腐朽の度甚たしく、若し夫れ虐雨と暴風に際會せん乎、一風の一來する毎に動搖の甚だしければ控柱を設け、一時の危険を支へたるも其さへ姑息の手段にては到底之れが万一を全ふすべからず、且つや入學兒童の膨脹甚だしければ、技術家の精到なる検査に基き愈々改築の機運に達したれど、さり

とて村税戸別割の如きも一ヶ年一圓七十錢の負擔と爲り、殆んど苛税を極めし程なれば、他に財源とてあらざれば、己むなく基本財産の蓄積を停止して改築費に充てんと欲する計畫たりし也。されば同日の他の二案たる歳入追加更正豫算の如き、或は特別會計追加更正豫算の如き、之れと關係を有したると同時に、其の附隨の問題たらざらばならず。議長安達利三郎君は基本財産蓄積停止の件を日程第一議案として一讀會を開く旨を告ぐるや、三番掛場吉右衛門君の動議に基き別に質疑なければ第二讀會に進行せしめたるのみならず、滿場の大勢を見るに孰れも原案に賛成の聲起りしかば、議長安達利三郎君の動議に仍り讀會を省略しつゝ、原案の如く可決し、基本財産蓄積停止案は端なく議場を通略して二案を一括と爲し、進行上の便宜を圖り一讀會より二讀會に進み、急轉直下の勢を以て議事を進行せしめたりと雖も、何等の沈黙を破るべき動議なく直ちに原案の通り可決せられぬ。議長安達利三郎君は全部議案の終へたるを以て閉會すべく宣したるは、時に午後十二時十分たりし也。本日會議に參與せるは二番岡和田仁太郎君。三番掛場吉右衛門君。四番中嶋政八君。五番野村吉之助君。六番富居榮次郎君。七番高倉武右衛門君。八番堺榮次郎君。九番長谷川石松君。十番上樂鶴次郎君の九名にして、一番館入榮次郎君の欠席しつゝ、議事に參與せざるを遺憾とするのみ。然かも雨紛小學校の改築費は二千九百七十八圓八十八錢を計上し、實に教育上の一大歳出たりし也。

#### 一一、水害復舊繼續支出案外二問題

重大案の議事ありし村會は大正四年八月廿九日第七回の開議と做さずんばならず。議案は總べて四件ありしかど、未曾有なる洪水に襲はれ一大修繕場と化し、悲惨なる水禍を受けし結果は神居村の復舊工事を經營せざれば一村の發達と興起とは得て期待すべからず、是に於てか組合長安達利三郎君は復舊



工事業を提起し、村會議員の熟圖討議を遂げ治水經營の舉に出でざるべからざる危機と厄難に遇ふの餘義なくせられき。されど八月廿九日の神居村々會議は組合長安達利三郎君が、志比内架橋に出張せりて不在なれば、制第三十一條に仍り假議長を選擧したるに、九點掛場吉右衛門君。一點野村吉之助君の得點を擧げたれど、掛場君は假議長に選ばれ議長席に着き、日程第一大正四年度歳入出追加更正豫算に就き開議すべき旨を告げ、番外書記の朗讀ありしと共に、客月廿二日虐雨沛然として歇まざるが爲め、邊別川。雨紛川。美瑛川。忠別川。石狩河。伊野川。内大部川の孰れも汎濫して暴漲せるが、罕有なる大洪水を顯はしつゝ、人畜。家屋。道路。橋梁。堤防。田畑耕作地を破損せしめ陥没せしめ溺死せしめ流亡せしめ墜落せしめたりし也。其の損害は莫大なるのみならず、農家經濟の打撃は甚だしく、到底民力の負擔に堪へざるを以て工費の十分の七は之を地方費より補助を受け、其の殘額工費は基本財産蓄積を停止せしめ、徐ろに治水經營の實を擧げんと欲する計畫に就き、各位の熟圖討議を得んことを説きぬ。間もなく一讀會を開きしが、一番野村吉之助君は第十八號特別會計歳入出豫算更正も密接の關係ある問題なるを以て、兩案とも讀會省略の上で確定議せられんことを動議しけるが、滿場之れに異口同音に賛成を表したれば、假議長掛場吉右衛門君は兩案とも原案の如く可決せられしを宣言したり。日程第三地方費補助申請に關する案に進みしが、神居村災害復舊費七千八百一十一圓十九錢に對する十分の七を地方費補助として之を仰ぎ、工事施設を行はんとする治水計畫たりし也。其は二番上樂鶴次郎君の動議に基き、讀會を省略して議事の進行を圖らんことを主張せるが、滿場異議なくして直ちに原案の儘議場を通過せり。次ぎに日程第四復舊工費繼續年支方法案の第一讀會と爲る。其は大正四年度支出額に於て五千百三十五圓四十八錢八厘の工費にして、大正五年度支出額に於て二千七百四十五圓七十錢二厘の工費なるが、美瑛護岸や雨紛川及内大部川の橋梁や石狩河築堤や鷹栖村連絡道路やの修繕及改築を行ふ治水繼續事業の經營費たりし也。本案も質疑或は押問答なくし

て原案の通り可決せると共に、基本財産蓄積停止案の如き日程第五にして大正四年度に於て、一千二百四十圓六十四錢六厘を停止せしめ、大正五年度に於て八百二十三圓七十一錢一厘を停止せしめ、治水經營の財源に轉補せんと欲するを以て主眼と爲す。洵に水神河伯の怒る處は鴻大なる損害を與へしめ村民が幾多の膏血を絞つゝ、其の挽回を圖り、速かに産業上に於て經濟上に於て密接の關係ある灌漑溝の潰裂せるを繕ひ、道路に架橋に堤防に對して苦心經營の下に幾多の犠牲を拂へ、其の起工に向つて勇進的活動を要せざるべからず。兎に角總べての物を繰り延べにしても當面なる此の治水經營の衝に向へ、邁往直前せざるべからざる危局たりし也。されば本案は假議長掛場吉右衛門君に仍りて第一讀會を開かれ、他の諸案と共に同様なる進行の下に讀會を省略して原案を是認せられ、四案を囊括しつゝ、何等の修正だもなく可決確定したりき。時に閉會を告げしは同日正午十二時廿分にして、未曾有なる大洪水の慘絶悽絶なりし暗澹たる災後の諸問題を議定し、徐ろに後圖を策するを得たりし也。

#### 四〇 神樂村會及償還方法案

(大正三年第五回村會更正豫算の討議)

神樂村々債及償還方法案に關しては大正三年七月十二日第五回村會に附議せられぬ。出席議員は十一名にして七番安藝兵藏君の欠席ありしのみ。議長安達利三郎君は乃ち議案第十六號神樂村起債及償還方法の案に就き、第一讀會を開く旨を告げ、書記をして朗讀せしめたるのみならず、提出の理由を説明あらしめ各員に於て充分なる查明を遂げ、充分なる御審議あらんことを述べたるが、五番水野喜代次君は何等の質問もあられれば、第二讀會に進行せんことを唱ふ。議長安達利三郎君は直ちに之を第二讀會に移すべき旨を宣べ、併せて理事者として本案は兼ねて五月卅日書面會議を開き御賛成を得た



れば、本案の成立すると同時に豫め書面會議の可決を取消さるべき事に御承諾を乞はんことを附言したり。五番水野喜代次君は突如として原案賛成を唱ふると同時に、讀會省略の上に確定議とせられんことを望みたるが、議事は到つて穩波靜裡の間に五番の動議に對し、端なく四隅より賛成の聲は湧き出てつゝ、難なく議場を通過し了へんぬ。蓋し本案の起債及償還方法とは何ぞや、大正二年度に於ける凶作の襲ふ農家の一大恐慌は、經濟界に拭ふべからざる凄絶慘絶の打撃を與へし結果は、一村財政の收入に對して欠陥を生せしめ、教育費の財源は懸がて北海道地方費より借入を爲し、其の補填を行ふべき恩賚的通達ありしは偏へに凶歉に對する厄禍の良策たりしを感謝せずんばならず。爰に於て乎神樂村此の未曾有なる厄禍を凌ぎ、榮色ありし村民の負擔を輕からしむる天籟の福音として、組合長安達利三郎氏は時局の危難に應ずべく一千三百圓の起債を北海道地方費より需め、之を教育費に充てんと欲する企畫たりし也。然かも無利子にして大正三年度より同六年度に至る迄の償還期間にして、三ヶ年の年賦に過ぎずんば當村凶作後の適切なる歳入補填策と認め、僅飢時代に處する唯一の良案と稽へ、監督官廳の趣旨を奉じ起債計畫を斷行したりし也。本案の可決通過せらるゝと共に、端なく之れと密接の關係ある大正三年度歳入出追加更正豫算の影響たらずんばならず。輒ち議案第十七號神樂村更正豫算の本會に附議せられしは蓋し偶爾にあらざる也。要するに大正三年度の既定歳入は一万二千七百四十五圓十四錢五厘に確定しつゝありしに、教育費に充當せんが爲め北海道地方費より起債の結果として、更正豫算額一万二千七百四十五圓九錢五厘に變化せしめ、其の議決を遂げ村會の是認を得ざるべからざりし境遇に接したれば也。然るに本案は同會の日程第二として起債計畫案の次に移され、議長安達利三郎君は議案第十七號神樂村大正三年度歳入出追加更正豫算の件に就き、例に依り書記をして提案の理由を説明せしめ、第一讀會を開かんことを宣するや、五番水野喜代次君は殆んど他に別議とても無ければ、是より第二讀會に進行せんことを唱ふ。安達議長は第二讀會に移らんことを

宣べたり。依然として何等の異論百出の光景あらばこそ、孰れも喝采裡に双手を擧げて原案に同意を寄せんとしつゝあるを見たるのみなれ。此の形勢を見て把りし水野五番は、本案こそ實に第十六號と密接の關係あるのみならず、前案確定議と共に本案も齒唇輔車の連絡より、勿論確定議として可とすべく議案なりと進行の迅速を圖り、例に依り讀會を省き通過せられんことを主張したりき。安達議長は五番水野君の原案説に賛否の方は如何と促がしたるに、全議員は一同打揃ふて之に賛成を表したれば、安達議長に於ては讀會を除き原案の通り確定議にしたるを述べたり。併せて同會の議案は全部の議了を告げしが爲め、閉會の辭を陳べたるは時に午前十時四十分となせり。是れにて起債計畫と更正豫算の二問題は圓滿に第五回村會を通過したりし也。



## 水田開發史論

本道の水稲栽培や水田の經營は其の起源に溯らん乎、今より二百卅年以前松前藩時代に其の萌芽を發し、渡嶋の文月。七飯の一帶にのみ跼限せられし也。顧ふに我が國鑛山界に於ても徳川封建時代に方り、山相學を著はしつゝ、鑛脈の趨勢を明かにしたるを以て名聲ある佐藤不昧軒の如き、拓殖の抱負と水稲水田を本道に首唱せる卓見家たりし也。彼や以て地質の上より植物分布の上より其の山相を識別し鑛定しつゝ、鑛石の如何に埋没せる乎を判定せるのみならず、如何なる鑛脈なる乎を判斷する程の實驗と達識を積み、徳川時代に於ける鑛山學のオーソリヂーとして嘆美せられ、渡邊工學博士をして懺慕の餘り其の墳墓に詣ふでしめ、蘚苔の蒸々たるを拂はしめ一朵の花を献ぐる光榮を博せしは誰れぞや。其は輒ち佐藤不昧軒翁の事たりし也。彼は謂ふ迄もなく北海道拓發に銳意し、併せて滿洲開發論を以て幕末時代に鳴り、兼ねて札幌都府を樹てんことを道破せる佐藤信淵の祖父として、本道拓殖の先驅者たりしと、鑛山學に顯著なりしこと輒ち是なりと謂はざるべからず。佐藤不昧軒翁が幕府時代に於て鑛山學の一新機軸を出だし、明治の斯界に隨喜せられ、崇敬せらるゝこと此の如きみに止まらず、佐藤不昧軒が今より二百有餘年に方り、乃ち元祿十年に於て厚岸に到り開墾に従ひ水稲の試作を爲し、松前藩時代に於ける水田開發の唱道家たりし也。佐藤不昧軒や秋田藩の西馬内より元祿十年二月今の函館に到り、家族門人五名と俱に厚岸の「オセナム」「トクノリ」に到り、開墾に着手したるのみか、水田を開き水稲を試作しつゝ、優に一反歩に對し一石以上の收穫を擧げ、硬米及糯米にて一町歩の産米十石以上を收穫し得べき計畫は、不昧軒の躬ら實驗試作せる結果にして、其の著土性辨に特筆大書する處にあらずや。然かも陸田には蕎麥。粟。豆等を栽培せば一反歩に就き一石七八斗を穫べ

きと共に、漸次熟土に及んで大麥小麥を耕作すべく計畫なりしが、水利の宜しき處を水田と爲し、高地には陸田を經營すべく方針にして、凡俗に超邁せる拓殖的の懷抱なりしかば、元祿十四年八月厚岸より松前城に入り藩侯に詣しつゝ、開墾の方法と水田開發の策を具陳せるが、其は之れが編著開國新書に曲盡し描寫しつゝ、あれど、將に重庸せられんと欲し好臣の忌諱する處と爲り、國禁なりとて追放せられき。樂山氏惟ふ勿論本道の水田開發は酒匂農學博士の米作新論の水田開始一覽に憑らん乎、今より二百三十七年前貞享二年五月に於て、龜田郡文月村に水田を開きしを以て起源と認めつゝ、ありしもの、如しと謂へど、何人の水田開發なるやの不明にして緘晦せるが、其の間元祿十年に於て佐藤信淵の祖父不昧軒が當時未だ何人さへも着眼せず、創手を着けざりし東蝦夷地方の厚岸方面に水田水稲を耕作し、開墾方法を講せるは移住殖民としての水田の開祖とや謂ふも可也。されど文月村の水田は何となく是れより以前なるも、松前藩内の住民の事固より佐藤不昧軒の如く移住民にあらざれば、亦固より大和民族の未だ入らざるに、寒煙荒涼の原野に耕作を試みしは開拓使上に於て鑛山學と俱に、土性辨と俱に開國新書と俱に不朽の盛事にして、赫灼として香ふは論を俟たず。北海道水田開發の變遷は史上斯の如くして渡嶋の一角より、後志の原野より、石狩の中原に遷り、今より二百三十七年前より北海道水田開發の立證せられつゝ、我か上川原野は一時水稲不可能の定論ありしかば、神居村雨粉米の鼻祖杉澤繁吉の試作に據り愈々反對の事實を證明せられき。本道の拓發と共に水田の開發と共に想起せらるべき貢獻は、不昧軒の嗣子佐藤信季が天明元年乃父の遺鉢を紹ぎ、根室より宗谷を跋渉しつゝ、十三歳の少年なりし信淵を携帶しつゝ、備さに探險し、其の開拓策を秋田藩に献じたり。焉んぞ識らんや此の少年なりし佐藤信淵こそ麒麟兒として個儻獨介なりしのみならず、幕末掉尾に於ける農界の名星と頌揚せられ、佐藤信淵は爛眼一世を蓋ひ、蝦夷地開拓論を唱道し滿洲經營を主張し、横濱の阜頭を開かんことを喝破したりき。彼が蘭語の造詣や近世の科學的智識を咀嚼し、夙に水稲一本植



を試驗し燻炭肥料の一大功能を説き、其の著六部耕種法は農家の寶典として近年漢譯せられ、朝鮮人に愛讀せられつつあり、彼が農政本論は新渡戸博士の先驅なりと嘆美せらる。彼は幕末掉尾の農界の泰斗たりし也。佐藤信淵翁父祖三代は本道拓殖の上に功勳あること隠れたる事實なりと謂はんか、彼が蘭語の造詣より農學に、水田開墾に礦山學に、社會政策に兵制に、有ゆる近世的科學の智能は端なく蝦夷地開拓論を發露したりし也。要するに本道の水田は今より二百七十年前にして、乃ち貞享二年の徳川幕府が漸く豪華華美に流れんとして、元祿の世は懽がて赤穂義士の一大爆發と爲り、賄賂の弱點を打撃して一世の視聽を聳おしめつゝありしが、佐藤信淵の父祖不味軒翁は元祿十年二月北海道の厚岸方面に到り、拓殖方法と水田經營に殆んど餘念なかりし也。斯くして蝦夷不毛の地に居ること四年の春秋を経て、地質。氣象。水利。植物。虫害より稻禾に至る迄實驗し得て餘蘊なかりき。二百有餘年前の水田開發と俱に蝦夷地拓殖の先驅と云ふも可也。龜田。松前。檜山の水田開發は佐藤不味軒を先驅として、貞享元祿年代より文久年代に至り徳川時代の水田經營なれど、岩内。小樽。札幌などの水田開發は開拓使廳時代より三縣時代に至る迄の變遷を畫しつゝ、概して明治六年より同十六七年に至り阡陌を開き、稻田を興して一段落を告げたる状態なるもの、如し。又一面東海岸に於ける室蘭と日高なる浦河。沙流などは明治十七八年の三縣時代より、明治廿年の北海道廳時代の新期に及んで稻田及灌溉溝を開墾せるに達せり。石狩の琴似は安政四年奥州白川の農早川清太郎に依り水稻米を收穫せしめ、堀尾郡利根の家來畑山万吉の水田を開墾せるあり、豊平。白石。月寒などは明治十六七年の三縣時代に水田を開墾せられ、灌溉溝を開き長渠成りて清流の潺湲たるあり、斯くして明治廿三年上川郡神居村雨粉原野に前叙の杉澤繁吉氏は溪流を利用しつゝ水稻を栽培し、今より二百有餘年に於ける佐藤不味軒の水稻本位主義に係はる遺圖を繼ぎしは上川産米の鼻祖とや謂はんか。

## 第五、水田灌溉溝篇

### 一 稻田試作の曙光

神樂村東御料地農區に於ける水田開發の起源は、蓋し同地が赤色土壤及細粉なる砂質壤土にして、約二千町歩の面積を占め最も水田農耕に適したる天然の沃土なりしにありとす。是れ乃ち水田開發を醸もしたる主因の第一動機なりし也。明治廿七年御料局より貸下げと爲りし餘響は、四國人は移住の先驅者として到來したると共に、各地方の小作人踵を接して續出し、殖民熱の勃興したりと雖も東御料地農區は林樾蔭翳を掩ふの密林は、參天の老樹古木をして縦まに葦紋蒸し生じて轟々亭々として雲漢を摩じ、晝猶は闇きの寂寥荒烟の原野なりしかば、狡狐逸して鼯鼠跳躍したるのみか、時に或は猛熊と格闘し、犛煙蠻雨の間に起臥して困厄と戦ひ貧窶と相争ふの状態あるのみ。沮洳たる叢澤の地を辿るにあらずんば榛莽の内一線の道路だも無かりしかば、僅かに暢茂蔓衍せる老樹古木を伐倒して之を灰燼と爲し、漸く其の間に畑作を開墾して麥類唐黍を播種するに過ぎず。明治廿八年六月御料局に於て道路を開墾せらしが爲め、交通運輸の便相開け農家經濟の收入も激増し、漸く山廓水村の形成を顯出したりと雖も、固より未だ以て水田米作の如きは殆んど得て翹望すべからざるの渾沌たる状態なりとす。されど當時は隣村神居。東旭川。永山等の如き各殖民地は競ふて水田米作の試播を行ふ。此の四圍に於ける水田勃興の形勢は靡然として風を孕みしかば、東御料地の農區も畑作農業のみに甘んずべからざるの境遇に達し、殊に天然的豊饒の地質を構成したりしかば、何時迄も舊套を墨守すべからざるの餘勢は、端なく水田開發を促がしたる第二の動機なりとす。明治廿九年東御料地三號三ツ井



又三郎氏の先驅として自家貸下地内に於て、約二反歩の水田試作を行ひしが、種子は神居村雨紛より供給せられ同年五月（播付日は不詳）之を播付し、二石四斗の收穫を得たり。其の翌明治三十年五月東御料地第一號水野喜代次氏は同じく雨紛米の種子を求め、二反歩の水田試作を行へたりしに二石五升の收穫を得たり。然して兩人に關する試作生育の状態は除草時期より穂孕及開花時期を経て成熟期に至る迄比較的稍々好良なりしかば、種子は赤毛と稱する雨紛産米なりと雖も、當時は水路の開鑿にも成らざりし時代なるが爲め、濕潤地に試作を行ふの餘義なかりし當初の水田なれば、品質より之を視ん乎概して收穫米は粒形稍々膨大に傾き、軟脆にして香味に乏じきを免がれず、従つて色澤の如きも水色を呈せずして何となく光彩なかりしもの、如し、作付人員の如きは當初二反歩の試作に過ぎざれば、僅かに數人を以つて之を耕作せるに過ぎざるのみ要するに未だ何等の實驗なかりし試作地水田なりしを以つて、栽培及除草。播種等に至る迄頗る辛酸苦楚を嘗め、或は隣地の作付法を模倣し或は内地の傳法を折衷するが如き、常律を以つて規矩すべからざるものあらんとす。斯の如く三ツ井氏及水野氏の稻作栽培は、前途水田の有望なる曙光を發せしめたる第一の試作にして、東御料地水田開發の嚆矢なりと謂はざるべからず。然りと雖も畑作は比較的輕易にして且つや收穫亦従つて多大なるのみならず、東御料地は一時上川地方に於ける麥類菽豆類の特産地と推稱せられたりしかば、積年連作の結果は地力減耗せんとするに關せず、畑作農家は之れが爲め殆んど水田を顧みる者だもなく、三ツ井氏水野氏の水稻試作も東御料地農區の一般をして之を模倣せしめ、水田開鑿の前途をして頗る嶮灘の状態なくんばあらず。此の時に當りて兩氏が率先して稻作栽培の模範を垂れ、地力減耗の衰頹状態より脱して其の適從する處を悟らしめ、先驅者として他に先鞭を着けたる偉績功勳に負ふ處蓋し尠しとせず。

## 二 水田發達の狀況

老農水野及三ツ井の兩氏は斯くの如く水田開發の功を獨擅すべしと云ふべきも、由來明治三十四年に逮んで東御料地小作人中に於ける大石惣市。竹原善平。青野理吉等の諸氏は、水野及三ツ井兩氏の美風を慕ひ、各貸下地内に於て天然の小流及谷地を利用して稍々大規模の試作を行ふ。乃ち青野理吉氏の如きは一町五反歩を耕作して二十石の收穫米を擧げ、大石惣市氏は三町歩を耕作して二十石の收穫米を擧げたるが如き、竹原善平氏は三町歩の水田を耕作して二十石の收穫米を擧げたるが如き、稍々佳良なる成績を得たりしかば、隣祐相傳へて稻作の嚆矢すべきを謳歌しつゝ、明治三十五年惣代人大石惣市。西崎幾三郎。青野理吉等發起人と爲り同志七十六名を團結して私立水利組合を組織し、東御料地第一水利組合と稱す。其の加入反別二百四十二町歩の水田に灌漑すべく計畫にして、本通り第十九號より忠別川に水導門を築造したれば、其の工費實に一千九百餘圓を投じ其の溝路幹線延長一千五百間にして、第十九號より第十五號に到達し敷巾六尺法五分と倣す。又枝線第十五號より第十號に至る二條線の溝路なるが、其の延長三千五百間に達し敷幅四尺にして法五分の開鑿を行ふ。是れ則ち東御料地に於ける灌漑溝水路の嚆矢なりとす。然かも此の灌漑溝の設置ありしと共に、水田開發の旺盛を呈し米稻の試作を行ふ者隨處に勃興したりと雖も、明治三十五年及明治三十六年の凶歉に遭へ、不幸にも殆んど收穫は耕作費を償ふに足らざるの慘狀を招ぎ、竟に水利組合を解散したるのみならず、従つて開發したる水田も再び畑に復舊し、既に一旦開鑿せる溝路も何時しか埋没するの止むなきに遇ふ。然りと雖も地方の減耗は雜穀の産出を少からしめ、亦其の價格も低落に次ぐに低落を以てし、農家經濟の困厄は年を追ふて疲弊に傾かんとす。明治三十七年に及んで豊作の結果は端なく悲境に沈淪しつゝ、ありし農家をして豊稔を謳歌せしめ、將に絶望なんとする一縷の嚆望は此の水田稀有なる收穫に由りて之を繼續し、價格も亦意外に騰逸したるか爲め利潤を博したること畑作の比にあらざりしかば、一昂一低して漸く三度水田耕作の新機運を發揮す。



## 灌溉溝開鑿の反對暗礁

明治三十九年神樂村組長として水田開發の首唱一人たる安藝兵藏氏が、公共的事業に對して活動したるが熟々同氏は惟へらく、東御地は目下畑作のみなれど、今後は水田を開發し生産力を増進せしむるにあらざるば、農家の經濟を膨脹するに足らざるを認め、一大灌溉溝を開鑿せんことを計畫したり是れ則ち神樂村東土功組合の基礎にして、同氏が其の組織的創業の動機たれば也。明治四十年八月十五日同村祭典の組長協議會を神樂村東第一尋常小學校に開くや、當時は畑作の生産力は約十五万圓の豫想なりしかど、更らに之を稻作水田に改造せしむるに於ては約三倍の増收を興さしめ、乃ち四十五万圓の生産力を増進すべく計畫と、又一面に於て忠別川の水量に就ては勿論限度ある事なれば、東川及東旭川村は頗る廣大の面積を有する村落なるが故に、將來水量全部を兩村にのみ獨擅的に供給してさへも、面積より積算せば不足を告ぐべきこと瞭然たれば、今日に於て豫め水量の需要に關し準備するにあらずんば、灌溉を全ふすること能はず、必ずや臍を嚙むことあらんことを絶叫し、東御料地全帯に通ずる灌溉溝を開鑿し、明治三十五年發布の北海道土功組合法に基き之を計畫せんことを唱ふ然るに同村組長に於て之を賛成せるものは、舊私立の竹原善平。大石惣市。青野理吉等の水利組合を組織せる人々の賛成したるに過ぎず。兎に角集會者十六人の内約二割強は賛成ありしも、其の他は反對者にして徒らに議論沸騰したるのみ。其の要領に曰く既設水利組合を解散し溝路を埋没したる程なれば、砂礫地多くして水稻栽培に適せず。又一面に於ては忠別川の水を引けば洪水の際氾濫の恐れあるのみならず、當地は御料の所有權なれば溝路を築き畑を水田にしたればとて、徒らに御料局の厄介と手数を掛くのみとは反對論者の骨子の理由とする處也。されど要は土地の所有權の有無に拘はらず皇室の世傳御料なれば、本村に居住する人民は其の權利なきを根據とする理は畏れ多く、殊に農業者

は其の職分として其の生産力を増進するは國民たる本分を竭くし、其の義務たる所以を説きしに、結局は同氏が當村の篤志家に相談すべく一決して相別かれたり。是に於てか安藝氏は此の先輩に協議すべく灌溉溝開鑿の一材料として、親戚なる東川村土功組合の發起人(香川縣)故大西幸吉氏に到り、土功組合の手續一切の書類を借用し來りたり。然るに親戚なる大西幸吉氏も東川土功組合の役員なれば將來水量問題の競争點を前途に控むつゝあるが爲め、可成秘密に附すべく行動の下に同村現今の西原牧場附近に於ける丘陵地及東川土功組合區域外に灌溉水量を得んとしつゝ、ある場合なれば、充分なる説明を與へざるのみか、且つ土功組合の發起に於けるが如き容易に受け難く、可成的首唱者にならざる様に暗示せられたる程なり。其は水量問題の關係あれば也。雖がて安藝氏は同地先輩たる水野喜代次氏に其の趣きを協議すべく相談の爲め、九月上旬其の借用せる土功組合法の書類を携へ、東御料地土功組合の灌溉溝開鑿の件を圖れるに、直ちに其の舉を一諾せられ、今後此の計畫を遂成すべく奔走する事に相約せり。安藝氏は水野喜代次氏と俱に更らに殖民の比較的多数區域乃ち東御料地第一尋常小學校に於て、零號より十號迄の農家を集會せしむべく各組長に口達したり。十月九日同校に會する者水野喜代次外約百三十名の多きに達したれば、安藝兵藏氏は北海道土功組合法に基き、土功組合を組織するや否やの問題を附議したり。其の際水野。安藝の兩氏は諄々として熱心に其の必要なる所以を説き、之を鼓吹したるに過半数の賛成を得たり。要するに反對者の理由は既設の水利組合に於けるが如く解散するは功なきを以て、俱体的なる計畫案の下に之を賛成せんとするにあれば、其の案を見ざれば賛成せずと云ふにあり。水野喜代次氏。安藝兵藏氏は更らに明治四十年十一月天長節を卜し、東御料の農家をば總代人高木徳藏方に集會せしめ、東御料地の組長全部を集め組長及有志會を開きたり。其の問題は北海道土功組合法に由る發起人五名を選挙するにあり、其の結果として水野喜代次。高木徳藏。安藝兵藏。澁谷吉藏。奥田芳六郎等の五名を發起人に當選したり。爾來其の申請書を作製



するには上川外三郡農會書記野澤左門に囑託したるが、水野。高木。安藝。澁谷。奥田等の發起人は其の間土功組合法に於ける三分の二の賛成者を得る爲めに、東第二尋常高等小學校に於て明治四十一年一月十三日東御料地全部の農民を召集したるに、北海道土功組合法に據る賛成者を得たるに依り、更らに同年一月廿四日を期し創立總會を東御料地第二尋常小學校に開きたり。蓋し東御料土功組合の組織すべく認可申請を提起する件を諮り之を可決したり。其の際は創立經費豫算四百六圓七十錢として一時の借入れを計畫したり。然かも水野。高木。安藝等の發起人は明治四十一年八月十四日を以て東土功組合の申請をば發起たる名目の下に、時の長官河嶋醇氏に提出したりしに、幸ひ其の認可を得たり。就て明治四十一年引き續き水野。高木。澁谷。安藝等の發起人は之れが溝路設計調査委員會を開きたるに、其の結果として安藝氏は其の委員長に擧げられ、青野理吉。小口金吾の二名は之れが委員に擧げらる。安藝氏は此等の委員と與に現在に於ける溝路の位置を畫せんが爲め、明治四十一年十月より明治四十二年六月迄殆んど家をも身をも顧みず、献身的の下に實地踏査を遂げたり。然るに早天何んの意を、溝路設計調査委員長安藝兵藏氏は明治四十二年三月九日不幸にも其の妻の死亡に遇ふ。されば同氏は二歳なる孩兒を脊負ふてさへも、灌溉溝路を踏査したること三月より四月に至る迄殆んど十日位脊負ふたる儘之を盡力し、餐風沐雨の勞に服せるは蓋し一村の嘆美する處也。兎に角溝路設計調査委員長安藝兵藏氏は、青野理吉氏。小口金吾氏等と測量せると與に殆んど其の踏査線を追ひつゝ、直ちに翌日より大抵開鑿したるを以て、明治四十二年五月十五日より忠別川導水門より縦横に流脈を牽き、引水することを得たり。當時東御料土功組合の灌溉溝に反對せる者は安藝委員長の妻の逝けるを見て、吾輩の請に應ぜざるが爲め天罰を受け死亡せざるなりと。要するに反對者が水路線に當れば自家の不利なるが爲め、位置の變更を申出でたるも之を換へなば全部換へざるべからざるを以て剩さへ測量をも變へざるべからず、故に安藝氏は委員長として當初計畫の下に毫も意志を翻へさず、各

委員と相謀り、斷々乎として之に應ぜざりしが爲め、激烈なる反對論起り水路に當りし殖民農家の總べては安藝委員長を罵倒したりき。亦以て反對論の如何に跳梁跋扈と横暴を逞ふしたる乎を識るべき也。されば就中東土功灌溉溝の開鑿に關して反對論の鼎沸せるや、同村東御料地第八號眞宗説教所に於て反對派約八十名が明治四十二年三月十二日（安藝氏の妻死後四五日目）之れに相集會しつゝ、委員長たる安藝氏を同説教場に召喚したり。然るに其の際委員青野理吉。小口金吾等は不穩の舉あらんかを慮かり、安藝氏に對して往かざるべく懲誦したりと雖も、同氏は孩兒を脊負ひながら反對論の集團たる眞宗説教所に行きしに、反對者は灌溉線路に於ける位置の變更を追らる。されど同氏は斷然之を斥けて曰く、溝路なるものは人間の定めたるにあらずして、謂はゞ天然的地形に基き之を定め、人為的に設けたるにあらざるのみならず、北海道土功組合法に定めたる委員が各自勝手の説に因り變更したりとせん乎、百年を経てさへも測量は出來ざるなり。若し其の必要あらば代表者を擧げて組合長に申出でよと答へたり。然るに反對者は大に激昂し、汝を叩き殺さんと口々に之を嘲罵し嘲弄しつゝ、横暴を逞ふしたれど、安藝氏は殺さば殺せ、人間は一度は死するものなれば殺さば殺せよと、殺氣紛々として場内に横溢せるが、委員長安藝兵藏氏は悠揚迫らずして曰く、畑地の利と水田との利は懸隔甚だしければ、吾輩は仮令殺されたるにもせよ、他日何人か此の計畫を繼ぐ者あらん、宜敷熟考せよと唱ふ。斯かる内に彼等は有ゆる惡罵と誹謗とを放ち、殆んど万罵到らざるはなし。汝は吾輩の言を聽かざる故に妻は死亡したり。汝は馬鹿なるが故に此の計畫を策したりと。有ゆる喧囂を極めつゝ紛擾裏に四散しぬ。兎に角眞宗説教所に於ける反對者の集會は極めて不穩たりしと共に、凄慘の餘氣満々たりし也。此の際東土功組合の幹事高木德藏氏の許に郵便先拂の封書を以て、現在測定せる溝路線を開くに於ては、幹事及役員全帯の焼打を行はんとの厭ふべく一東の恐喝の書面は到來したり。如上の一斑は亦以て東土功灌溉溝に對する反對論の鼎沸せると共に、如何なる騷擾を來たさんとする狀況



を識るに足らん。是に於て乎反對側は更らに代表者を擧げ、濱口伊三郎。關友吉。七條直三郎等の五名を頼み、之を代表者として灌溉溝調査委員に交渉し來たり。其の結果として更らに同村東第一尋常小學校を卜し、明治四十二年三月廿一日組合員全部の集會を催ふするに到る。是れ安藝氏の大に苦心焦慮する處たりし也。當村役場よりは東土功組合長仁科喜作氏及書記林義雄氏等其の他東土功組合議員幹事等一同集會して其の議に參與したり。安藝委員長を初め組合長及役員は溝路の變更せざるを説明したるに、集會者は約二百名にして反對者は多數を占め、東土功灌溉溝開鑿費豫算額五万七千圓の計畫なりし處二万圓の減削説を唱へられ、結局四万一千圓に變更したれば、其れ丈け設計をも變更せしめ、唯だ夫れ幹支線のみ掘りて開鑿する事となりしのみならず、分岐線は各自に掘鑿する事に可決したり。蓋し熱血脈々たる水野喜代次。高木徳藏。澁谷吉藏。奥田芳六郎等の首唱者は、同會に於て飽迄原議説を堅く執りて一步も譲らざりしこと雖も、反對派多數の爲め餘義なく四万一千圓に可決せられき。是れ東土功創建者の遺憾とする處也。

されど此の決議に伴ふ結果として、幹支線のみ開鑿したるに過ぎず、各自の負擔たる分岐線の如き何等の開鑿せるを見ず、故に殆んど全帯に流脈を通せざりしが爲め、幹支線の縦横に通ずる處丈けのみ水田を耕作するを得べかりしと雖も、分岐線の開かざる處は水田を作ること能はず、故に其の後に於ても議論百出して殆んど收拾すべからざる形勢なれば、委員會に於て二万餘圓を豫算に追加せしめ、分岐線をも開鑿せしめたる也。東土功灌溉溝の雲霧れ雨歇み碧落一洗しつゝ、幾多の險難を経て其の功業を遂げ、孰れも雀躍扑舞しつゝ満足する處也。されど前叙は裏面なる東土功組合の成功に至る迄暗礁と妖雲の横はりつゝありし處なるが、更らに當初組織に溯りて一層精核に之を叙すれば、乃ち試作時代より更らに俱體的に之を細叙せんか。

## 稲田熱と東土功組合組織

第三回の試作と稱すべきは私立水利組合員中に於て、天然の小流又は谷地を利用して好果を奏したるに水田開發の氣焰を添へ、明治三十六年北海道土功組合法の發布は各地水田耕作者に愈々一導の曙光を與へ、競ふて土功組合を組織するの機運に達したれば、明治四十一年眞摯篤實なる當村農界の明星水野喜代次。高木徳藏。澁谷吉藏。安藝兵藏。奥田芳六郎等の五名發起の下に忽ち二百餘名の賛襄を博し、明治四十一年八月五日創立總會を開き、全會一致を以て水野喜代次氏創立委員長に當選就職せり。是に於てか直ちに土功組合設立認可を北海道長官に出願し、同十月九日設立認可を得たと同時に、道廳長官より神樂村神居村戸長を以て東御料地土功組合長に指定すべく指定を得たり。去れば當時の戸長仁科喜作氏組合長に就職し、創立委員長より事務一切の引繼を結了したり。爾來全區域中にあつた伏古忠別川を改修し、浚渫工事を施し之を幹線に利用しつゝ、南北各六個所宛の岐線を設け導水門を字忠別に相し、忠別川より分水するの計畫を立て請負事業に據り實測を遂げ之れが設計を終ふ。明治四十一年十二月組合長仁科喜作氏は退職したれば、蔭山逸夫氏は之れに更迭し戸長に任命せられ組合長に就職す。蓋し明治廿九年より同三十年に至る迄は三ツ井又三郎氏及水野喜代次氏の第一試作にして、別記に於けるが如く新墾試作反別僅かに二反歩に過ぎざれば、收穫米兩年を通じて四石五斗を擧げたるのみ。第二試作に及んでは明治三十四年大規模の下に六町五反歩の水田なれば、收穫も漸次増加して六十石の産米額なりしこと前段に絮説したるが、其は勿論新墾地の溪流を相して東御料地農區は果して水田米作に適當せるや否やを試験すべき創業時代なれば、第一試作及第二試作は水田發達の濫觴を得たるのみに過ぎず。されど明治三十五年に及んで私立水利組合を組織して忠別川に導水門を設け、延長一千五百間の灌溉溝路幹線と、延長三千五百十間の灌溉溝路岐線を開鑿したること



既に前叙したる處明治三十四年は反當り收量一石一斗の收穫にして、平年作以上に超踰したりと雖も灌溉水路溝の初立せられたるに關せず、明治三拾五、六年の兩歲は寒霜冷氣の爲め加ふるに北風慄烈を逞ふして稻作の發達を阻害し、飢饉時代を演出したるを以て反當收量僅かに二斗てふ荒涼慘憺たる凶稔あるのみ。明治三拾七年に迫んでは上川地方殆んど未曾有の酷暑炎熱を顯出しつゝ、夏期の最大高溫度を示めしたるが爲め、宛然炬爐の内に於て煙くが如きの感なくんばあらず。従つて罕有なる豊稔を顯はし、米作は反當り二石てふ生産收穫を擧げ穰々として稻田に溢れんとす。明治三十九年に至ては米價の暴騰したると共に、引繼ぎ平均反當收量一石七斗の豊稔を博するに至りしかば、此の機運に乗じ土功組合を組織せんとするの思想を勃興せしめ、明治三十八年に及んでは繼續的水田の耕作者に一大福音を齎らし、豊稔に次ぐに豊稔を以てし反當り收量一石七斗乃至二石三斗より、少くとも一石六斗乃至一石八斗より一石四斗及び、一石二斗の作柄は年々歳々豊稔を呈したること蓋し明治三十九年より同四十二年迄に於ける東御料地農區の顯象にして、且つや前段に詳叙したるが如く、明治四十一年には土功組合の初立認可と爲り、忠別川に於ける引水灌溉溝路の延長四万四千九十二間の開鑿と爲りしか如きは、水田の開發を誘起せしめ試作時代より轉化して將に水田の組織時代に遷移せんとして約三百町歩の新田開墾を看るの新局面を展開したり。明治四十二年四月戸長制度を廢止して神樂村神居村組合を以て二級町村制を實施せられ、組合長蔭山逸夫氏は東御料地土功組合長に就職し、同年十月六日北海道廳長官より組合灌溉溝の開鑿工事を認可せられたるも、四万九千五百圓の經營費を負擔すべく餘力なきを以て、長期に亘る年賦償還の公債を起し工費に充てんと欲す。然りと雖も本組合員は總べて御料の小作人にして、一定の不動産を有せざるが爲め何れの銀行と雖も、假令公法人の團體なりしにもせよ、深く警戒して擔保なきの貸出に應せざるは經濟界の状態なりとす。又一面水田耕作の熱望より給水の急に逼られ、組合員全体の活動に基き幹線全部及枝線全部の土工を經營したるも

財源なく殆んど進退維水谷まり、亦如何とも方策なからんとす。止むなく蔭山組合長は明治四十二年十二月帝室林野管理局札幌支廳に對し、小作人總代水野喜代次氏と共に相謀り、工事費四万九千五百圓の内組合員各自に於て負擔し得べき金額は、公債一万三千五百圓を仰ぎ、之を控除して其豫定殘額三万六千圓に對し御下賜金を仰がんことを歎願するに至る。蓋し本願御裁可御採納の上は賃借人一同に於て皇恩の優渥なるに奉答せんが爲め、鴻恩の万分一に報せんが爲めに向ふ十五ヶ年間組合區域千五百町歩に對し、一反歩に付小作料三十五錢を増加して上納すべく條件を附したるは勿論なりとす。爰に於てか帝室林野管理局札幌支廳長及び同出張所長は親しく組合の實況を視察せられ、國家的殖産興業なるを以て大に同情を寄せられたると同時に、委曲詳密なる調査を遂げ灌溉溝開鑿の狀を具して宮内省に願書進達の勞を採られたり。明治四十三年三月蔭山組合長は事業半途にして突如退職を命せられ、福岡幸吉氏之れに更迭して組合長を襲ぎ、兼ねるに土功組合長の就職を以てす。然るに福岡組合長に於ては當時組合の經濟状態が殆んど收拾すべからざるの難關に沈淪しつゝ、あるを日撃し、萬障を排してさへも一大變理の斷案を行ふ。則ち御下賜金の一日も速かに仰がんとするの再び稟請を圖ると同時に、一面銳意して組合事務の刷新に努力せり。而して既設の水路のみにては到底組合區域中に於ける灌溉をして平等に充分なる疏水を分配し難きを洞察し、更らに四十餘個所に於て二万餘間に亘る分岐線を開鑿するの計畫を樹て、四十三年六月廿二日起工認可を得て直ちに工事を經營したりと雖も、是れ亦財源に乏しきを以て金一萬三千五百圓の供給に對しては地方貸付低利資金に仰がんことを稟請し、漸く之れが工事に充てたる結果は、着々として竣成の緒に就き殆んど疏水の布及せざるなきの進境に達す。且つや同年十月兼て嘆願しつゝありし三万六千圓の工事業費は、端なく宮内省より御下賜の恩典に浴するを得たるは、組合一同の歡喜して措く能はざる處也。去れば地方貸付低利と云ひ、御下賜金と云ひ、水田の灌溉溝路に財源の補填を得たりしが爲め、幹枝線開鑿の構作物を



施行し、加ふるに本事業に伴ふ諸路敷地八十町歩に亘る賠償金一万二千餘圓の賠償を終ふに至る。歩  
 一步毎に水田の發達を促がしたれば、組合員は眞摯熱誠を主とし水田の改造に心を潜め、明治四十二  
 年に及んで約三百八十町歩の水田は四十三年に於て五百町歩の耕作を施し、同四十四年に逮んでは既  
 成水田八百町歩に達し、一万六千石の生産力を孕むの風潮に垂んとす。従つて米價は騰貴して本組合  
 員農家の総べては収入を増加せしめ、一村の經濟界を潤澤せしむるに至りしと共に、納税の成績の如  
 き常に百分に對する九十以上の順境を呈し、納期毎に向上發展の成績を垂れたるは水田の發達に伴ふ  
 土功組合の恩恵なりと云はざるべからず。明治四十四年四月福岡組合長北海道廳屬に轉じ、現住組合  
 長安達利三郎其の後を襲ひ、益々組合の發展を企圖し當時本組合事業の一斑を列擧すれば左の如し。

水源 忠別區本流より分水 既得權水量一秒時に付百六一方尺  
 開鑿豫定反別 一千五百町歩 一反歩の所要水量〇、〇〇七とす  
 既成水田 八百町歩 (四十四年八月調)

溝路の總延長 四万四千九十二間  
 投入の總事業費 金六万四千四百四圓五十二錢一厘

内 譯

幹線 延長一万九百九十七間

工費二万三千四百四十五圓

枝線 延長一万四千四百五十八間

工費一万七千六百七十五圓九十二錢三厘

分支線 延長二万二千六百三十六間

工費八千五百三十三圓三十一錢四厘

測量設計費

金二千五百四十九圓七十一錢五厘

敷地賠償費

金一万二千五百圓五十錢一厘

小計 金六万四千四百四圓五十二錢一厘

前叙に於ける溝路開鑿と水田の發達は明治四十四年の概観なりと雖も、大正三年三月末日迄に於ける  
 灌溉溝路の完成と、水田米作の状態一斑を略叙すれば、先づ以て支線分線の溝路を引き繼ぎ開鑿せる  
 にありとす。此の工費六百一圓三十錢三厘にして測量設計費二十圓を要したると同時に、敷地賠償費  
 百八十一圓七十四錢九厘を投資したり。而して東御料地灌溉溝路が當初組合土功の事業とし、稍々工  
 事の經營を竣成する迄には、合計六万五千二百七圓五十七錢三厘の鉅額を消糜したり。斯かる殖民的  
 創業に屬すべき苦心の經營に對して、如何なる負擔方法に基き組合費を辨じたるやと云ふに、各組合  
 員の反別割に賦課して之を徵收し、幾多の萬難を排し或は公債の償還に、或は分岐線の追加事業に之  
 を支辨し、漸く辛酸苦楚の下に其の經營を維持したり。明治四十一年度の反別割は一反歩三十三錢を  
 賦課し、同四十二年に於ては一反歩四十錢同四十四年度に於ては、六十二錢の増加賦課率と爲り、  
 大正元年度に於ては愈々昂進的徵收の方針を採り、倍加して六十二錢の賦課と爲る。是れ則ち四十三  
 年度より大正元年度に至る迄御下賜金の恩恵鴻垂の下に、六万四千四百有餘圓の灌溉溝路の一大經營  
 と四万四千九十二間てふ蜿蜒として、虬龍の如き奇觀的疏水の開鑿は殆んど之れが爲めに全部落の  
 渾身の満腔の心血を灑ぎ、其の一興一亡に因りて東御料地殖民の運命を培せんとする膨脹的經營の資  
 本を投入すべき時機に際し、反別割負擔の賦課額も此の期間に於て増加の姿勢を逞ふべきは、蓋し  
 當然の措置なりと謂はざるべからず。漸次大正二年度より着々工事の落成を告げ、一面地方低利貸



付と御下賜金は謂ふ迄もなく、國定資本の財源を得たと共に、一面米穀の收入は農家經濟を富裕ならしめ、工事の經營難も二ヶ年の間に突破したるが爲め、組合員の負擔を軽減せしめ、大正二年度に於ては三十九錢の賦課と爲り、大正三年度に於ては愈々低減して僅かに十四錢三厘の負擔に過ぎざりし所以のものは、抑々亦明治四十一年度に於て創立費償還寄附金四百六圓七十錢の補填收入ありしに歸せずんばならず。而して現今安達組合長時代に於ては愈々溝路完成に銳意し、其の足らざる處の分岐線を造營せしめ、殆んど成功時代の圈内にあり然りと雖も本組合の灌溉溝は天然的溪流を利用しつゝ、涇々として駛水する徑路を趁ひ、開鑿工事を劃したるが故に年々修繕を要すべき直線溝路に比せん乎、多大の經費を増加するを免がれざる状態なりとす。然かも工事の完成に就ては現今全く整齊の域にありと雖も、又一面に於て未だ畑地を水田に變換せずして、拓發の擧らざる剩餘地あるのみならず殖民農家にして未だ本組合に加盟せざる者あるを以て、百尺竿頭一步を進め此の状態を脱したる曉に至る迄には、猶ほ幾多の分岐線と二千間以上の支線開鑿を經營すべき餘地あらんとす。去れば東御料地主功組合が畫策したる灌溉溝路の成功は、端なく水田の生産力を増加せしめ、畑作本位を首唱したる農家の收穫よりも寧ろ倍蓰の收穫利益を擧げしこと掩ふべからざるの事態に赴き、例せば大正元年度の如き畑作小豆一反歩に對し一石二斗の生産を擧げ、其の價格十四圓四十錢の收入あるに比較せば水田米作は一反歩一石六斗の收穫を擧げ、其の價格二十五圓の收入ありしを觀ん乎、固より資本勢力の寡少なるは畑作にあるにもせよ、亦従つて時價の高低あるにもせよ、農家經濟に對しては米作の優良にして利益の潤澤ありしに如かざるに徴憑せば、本組合灌溉溝の效果亦識るべきのみ。

### 一 水田開發の起源

#### (神樂村西御料地)

西御料地の殖民初期の未開に溯らん乎、殖民の總べては畑作本位主義を以て豆菽類を栽培しつゝ、ありし場合に於て、水稻試作の先鞭を着けし者は誰れぞや。其は西御料地第一號坂口彦左衛門氏が、同東二番地に於て天然の濕潤地を利用しつゝ、稻田と爲し、之れが水稻を栽培し之れが挿秧を試み、幾多の分植を行へたるを起源と爲し、其の水稻試作の濫觴を以て之を擧げざるべからず。坂口彦左衛門氏は富山縣下新川郡天神村の人にして、明治廿七年來道し上川郡神居村字雨紛に於ける辻崎五右衛門の小作農家たりしが、要するに雨紛の地や本道に於ける水田の肥州とも云ふべかりし米産地として、名聲藉甚たる譽れありしが爲め、其の對岸なる西御料地も水田地としての好適原野ならんと想へ、端なく如上の第一號東二番地に貸附を受け、地主辻崎五右衛門氏より苗代の分賦を享けつゝ、新に之を挿秧し分植せしかば、水源の枯渴せるに遇へ或は天候の不順なりしが爲め、良績を得ること能はざりし也。されど坂口彦左衛門氏が百折撓まず、千挫屈せざる結果は何時しか雨紛の水稻作に劣らざるを發見したり。之を以て同氏の西御料地第一水稻試作を以て先鞭と做す。坂口氏に亞ぎ水稻試作に苦心せる者は前川周治氏を擧げて屈指せざるべからざるが、同氏の如き郷里より齎らせる種米を蒔き附け、氣候風土の異なる原野に對して頗る稻作開發に拮据したりし也。兎に角坂口彦左衛門氏が水稻の第一試作者としての先鞭を着け、其の功績は何となく隠れなき事實と爲り、明治四十四年秋季の一としは廓朗にして、馬は荒原に嘶ぎ紅葉は錦を織り染め、轉た三月の花よりも美なる時に際してや、畏れ多くも今上陛下の未だ東宮にあらせ賜ふの時、遠く鶴駕を本道に枉げさせられ、神樂村西御料地に親しく回覽あらせられつゝ、水田を憐はれ賜ひたりし也。然かも邊別停車場より西御料地の美田良圃は累々として棋局の如き一斑を臺覽あらせられしのみか、水田試作の何人なるやを御下問あらせられしかば、坂口彦左衛門氏を以て第一試作者の先鞭を着けし變遷をば精はしく言上せるが、同氏の功業を御嘉尚あらせられし上に、其の居宅を寫真に撮影すべく御詫ありし程の光榮を荷へたりし也。之れに繼ぐに同



第二號利根川伊太郎氏の如き、稻田開發の急務なるを看破し第一着手として灌溉溝の開鑿を斷行し、此等の諸氏と共に第二私設水利組合を組織して、畑作本位なりし賸々者流の迷霧を披かんとす。西御料地十八號東十四番に居りし大堀源太郎氏（佐渡人）は雨紛の八號に居りしが、十四番の原野は濕潤地にして元來谷地なりしが、之れに二三反歩の水田試作を爲せるに、種粃は雨紛八號より持來りしに一反歩當り九斗の收穫を得たり。全年の冬邊別川より疏水せんと欲して、本通り八番稻葉菊次郎の土地より河水を引揚げん爲め之を測量するに、八番より第十五號の大林勝由所有地迄約二千間以上を測量したるが、其は長谷川卷藏多津美中藏等と共に手ら繩張りを爲し、十一月より十二月に至る迄之を結了したり。翌年春三月に至り各戸の移住民に勸誘せるも畑作の開墾にのみ泥み、且つ生計上困難なるを以て之に應ずる者尠く、且つ水稻の作に就き孰れも疑問せるあれば、容易に應ぜざりしを以て大堀氏は雨紛米を炊き、必ずや稲作の成るべきを堅く取つて之を説きしに、何れも之れに感服し開墾に従事するに至りしが、兎に角同氏の説に應ずる者は野村嘉藤松。佐竹清治郎。柳澤竹治郎。渡邊鐵太郎。大西春吉。渡邊根次郎。酒井文助等之れに應じて開墾に掛りたり。然るに十七號東十八番地は本多彦兵衛氏の畑地にして高臺なるが、之れに五反歩位に灌ぐべく疏水せんとして開墾せるに、猶ほ一町歩以上に灌溉せんが爲め、先きの掘りたるものを埋め更らに高臺に進めて掘直したるに、一町八反歩に灌溉するを得たり。同年三月より四月に至り開墾せしは約千間なりしが、其の殘線は十二月より翌年一月迄之に掛り全部成功せり。第十八號に至る全部の農家は之れに従事せり。此の線路は同地山手一帶の個處にして、是より畑地を水田に變じ開發せる者續出したる。兎に角三月より四月に亘る開墾の際は雨紛米四斗を炊き、之を各開墾せる者に試食せしめたること二回に及ぶ。之を第一灌溉溝と稱す。第二山手の線の人々は此の際大堀氏に組入を申込みたり。次いで三宅。神山の第十五號西道路より一號迄の第二灌溉溝を開墾すべく第一灌溉溝地主に申込みを爲したり。最初大堀氏の開墾するや

第十八號より之を觀ば、導水門の方は低くして頗る難き状態なるのみか、約四百間程に來りしに山腰孫左衛門の土地と、宮腰鶴太郎の土地と大堀源太郎の土地は頗る低地にして窪地あると共に、一面は高きを以て困難を覺へたれば多くの人は之を怪み、然るに同氏は已れの希望する處に任せよとて細き溝を掘り、水勢に従つて之を掘りたるに兎に角谷地は高き方に廻はし、山の高き處は低き方に廻はし開墾したり。同氏は六十五歳にして學問なかりしと、財産は豊かならず雨紛の地一戸を有し、半戸を他に譲りし西御料地に移したり。明治廿九年五月富田縣人佐竹清次郎氏は同行移住民者たる立見中藏。柳澤竹次郎。金田孫右衛門氏等と相協戮し、西御料地第十七號に栖息しつゝ居の當初より殊更ら水稻插秧に適應すべく濕潤叢澤の地を相し、畑作本位を斥け水田本位の主義を以て約四反歩の試作を行ふ。其の種子は隣村雨紛より赤毛を移植したれば、播種。除草。田植。苗代等の方法は皆悉く雨紛に摸倣して培育せし開花時期より成熟期に至る迄何れも成績佳良なりしを以て、一反歩二石の收穫を擧げたり。品質軟弱にして堅固ならずと雖も、色澤淺黒を帯び一種の香氣ありし産米なりし也。是れ則ち西御料地第一水利組合の諸氏にして、第二の水稲試作とも謂ふべきのみならず、第一試作者の三宅宗吉。神山音五郎等の篤農家と與に管内西御料地農區に於ける水田開發の動機なりと謂はざるべからず。當初神山音五郎氏の如きは雨紛に摸倣し苗代に播種し、本田移植を施行しつゝありしも二三年後に及んで翻然其の非を改め、埼玉縣農家の聲に倣ひ直ちに本田に播種して苗代の勢を除き、俗に所謂實蒔主義を實行したるに殊更ら寒冷なる同地に於ては、最も氣候風土に適合し發育青々として蕃茂し、絶て苗代移植に於ける枯稿の憂だもなく、亦従つて田植人夫と其の他一切之れに關する經費を省略し、苗代設置の煩勞を去らしむる利益あること論を俟たざるのみか、健全強固なる苗を養生し分蘗を旺盛ならしむるが如き、到底苗代播種の企及すべき處にあらず。勿論本田に直播して實蒔きの上に苗を養成するは煩勞と經費を省略するに就て利益ありと雖も、青米若くは粗悪米を醸生し米質を



不等一ならしむる虞れありと雖も、今日東西御料一般に亘り實蒔直播の旺盛なりしは、蓋し神山音五郎氏率先の結果にして、當村實蒔主義の首唱者たるのみならず、實に上川郡實蒔直播の先驅者なりと謂はざるべからず。明治三十二年第十六號第十七號第十八號附近の篤農家は私設水利組合を組織し、邊別川の流水を割き溉灌溝路を開鑿したるは、將來我が組合の幹線として亦其の水利經營上に於ける嚆矢なりとす。明治卅三年西御料地第十五號以北の部落に於ても水利組合の靛立經營あり、邊別川に一線を劃して疏水脈路を引き溉灌溝路を開鑿したり。是に於てか南北の農家相呼應して畑作本位主義を一擲し、水田を拓發し稻禾の培植に銳意したりしかば、明治三十五年に及んで約二百五十町歩の水田を興起せしめ、稻作を企圖する者殆んど踵を接して續出するの風潮を漾ふ。明治三十六年より同三十九年時代に至る迄米價は罕有なる騰逸的昂進なる大飛躍を駈ること未だ曾て斯の如き暴騰せるを見ず。故に西御料地の水田耕作者は愈々米穀生産の利益あることを認識し、稻田を經營する者隨所に勃興し、其の勢力の及ばず處澎湃として止むなきに抵らんとす。明治四十年六月西御料地土功組合の設立認可の申請を提出し、同年十月十六日に及んで認可指令せらる。組合員の加盟者百九十餘名を有し其の反別一千十三町を奄有したり。明治四十二年に及んで各溝路の擴張を圖り、排水溝の開鑿や堰底の浚渫やを施行したるが爲め、是に於て進んで南北溝路の連絡を成功しぬ。次いで明治四十二年に至り一万八千餘圓を投じて補助水開鑿したると同時に、各溝路の改修を施し以て溉灌上に於ける疏水を遺憾なく貫流せしむ。明治四十四年 東宮殿下北海道に回駕あらせられ、旭川町に御駐蹕の際組合區域の水田及灌溉溝の光景を撮影し其の寫眞を献納したり。大正二年八月同村字新區畫部落二百三十町歩の新加盟ありしが爲め、目下之れが地區變更の申請中に屬したれば、認可の上は我が西御料地農區の全帯をして協贊一致の實を擧げしめ、鞏固なる團體を組織すべきや論を俟たず。同年三月河身の切替工事を竣成し、茲に初めて本組合の事業略ぼ其の緒に着きたるが爲め、溝路開鑿の計畫も一段落

を告げしかば、水田稻作の培育に對して邁往の熱血を揮はんことを要するに水稻耕作の奎運に赴きたるは先づ以て灌溉溝の開鑿にあり、既に水利の完全なるに従ひ漸次水田開發を呈したる動機にして、西御料地土功組合の組織が認可を得て鞏固なる根帯を築きしは、蓋し水田開發の一紀元を劃したるものなりと謂はざるべからず。

## 一 水田發達の狀況

### (西土功組合の灌溉溝開鑿)

西御料地土功組合區域は東は神樂岡一帯の丘陵に接して起伏し、西は邊別川及美瑛川に沿ふて美瑛。神居の兩村に縫ひ其の疆域を劃す。鐵道及假定縣道其の中央を縦貫しつゝ、南北に長さこと四里十九丁に亘る東西僅かに六丁餘の狹斜地にして、西方に向ひ緩徐なる勾配を含む。溝路の延長一万二千三百餘間工費二百六十一圓を投資してさへも、尙且つ不充分を免かれざるもの爲とせす。幹線及び補助水路は鐵道及び縣道に沿ふて中央以西の一帯に灌溉し、山手線は幹線二百七十間の箇所より分岐し第二補助水路の修點と合して神樂岡の麓を迂回し、鐵道線以東の地域に灌溉せり。各分岐線の配置は各號道路區畫に隨伴して縦横に貫流せり。其の溝路の延長及經費左の如し

幹線	六千二百五十二間	八千四百五十一圓
補助水路	八百三十三間	三千六百六十九圓
山手線	四千二十間	四千七百五十圓
第二補助水路	三千三百十九間	三千三百九十一圓

組合員の經費負擔方法に關しては反別割賦課に由りて之を行へ、乃ち組合費及夫役の納入にして四月



水田灌溉溝篇

五三八

一日十月一日に於ける現在土地の占有反別を標準とし、第一第二兩期に徴収し其の負擔額左の如し。

明治四十年賦課金六百三十六圓六錢	一反步當り二錢二厘
同四十一年同	七千九百二圓六十九錢
同四十二年同	八十八錢
同四十三年同	四十錢
同四十四年同	九十一錢
同四十五年同	九十二錢
大正二年同	五十錢
	七十五錢

且つ水利事業の維持に就ては例年春期に及んで溝路全線に亘り之を踏査し、若し決潰の箇所を發見したる時は修繕工事を施行し、其の他夫役を以て溝路の浚渫、草刈等を營ましむ。導水門、橋梁、暗渠等の工作物及護岸堤防等は、時として其の必要に應じて新設修理を行ふ。我が土功組合費の大半は如上の事業費を支辨しつゝ、ありと雖も、累年の維持費に至りては明治四十一年度六千二百八十七圓。明治四十二年度一万六千三百四十三圓。明治四十三年度二万八千六百五十五圓。明治四十四年度六千八百八十一圓。明治四十五年度六千二百廿九圓。大正二年度三千三百四圓を消糜したるが如き、就中明治四十二年は西土功組合の認可ありしと同時に、南北灌溉の溝路を竣工したると、一面補助水路の開鑿を經營せんとして一万五千三百圓の公債を仰ぎ灌溉を容易ならしめたり。尙ほ且つ多大の資金を投じたるを以て、累年維持費中に於て比較的明治四十三年度の經費を膨脹したる所以ならずんばならず。而して灌溉溝路は未だ完成の域に進達せるにあらずと雖も、全地域中に於ける一千一百町歩の裏に高丘地を除くの外殆んど水田に墾成して、既往十數年の間は明治三十五年の凶作を措き、其の他は概して平年作以上の收穫を擧げ、黃雲穰々として豐饒を顯せり。然かも土地の生産力は年一歳に増加し、明治

三十二年に於て一石二斗乃至一石五斗の收穫に過ぎざりかど、明治三十七年に迫んでは炎夏の暑熱は最大高温度を顯出したるが爲めなるにもせよ、三十七八年を通じて反當り二石の産米ありしが如き、明治四十二年に及んで二石五斗を産出し、明治四十三年に至りては三石に垂んとする收量ありしが如き、勿論耕作方法と施肥の進歩發達に由るべしと雖も、灌溉溝路の完成や亦預かりて功果ありと謂はざるべからず。殊に水田地價の騰逸甚だしく明治三十六七年度私設水利組合に於ける溝路開鑿時代は一戸分五町歩の價格九百圓に過ぎざりしもの、明治四十年に於て千圓に赴き、明治四十二年に於て千八百圓より二千圓臺に昂進し、明治四十四年に至りては二千五百圓乃至二千八百圓に暴騰し、一大飛躍の歩調を辿りつゝ、水田地の價格をして破天荒の珍直段を唱導せしめたるは、蓋し農界の新變局にして、組合員の驚嘆する處たらずんばならず。近年米價の昇騰するに隨ひ稻田米作の勃興と爲り、管内西御料地は到る處として苟も水田開發に適せん限りは、如何なる躊躇したる土地と雖も幾分の畑作高丘地を除くの外は、悉く皆水田地として舊來の畑地を一變したるの形蹟なくんばならず。西御料地一千百町歩の面積は、明治廿六年より明治三十一年に至る迄の畑作時代を経て、明治三十二年より大正二年に至る迄既往十數年間に於て灌溉溝路の開鑿を第一着と爲し、幾多の幹支線を布設し水田の開発をして之れと歩調を駢進せしめ、今や田疇累々として稻禾の插秧は内地と同一の觀を呈し、黃波万頃を漾ふの感興を惹起せしむるものなくんばならず。管内西御料地の水田發達は長足の進歩なること亦以て推蔽すべきに足るものあらんとす。

一 神居村水田開發の起源 (雨紛及美球)

神居村雨紛水田の翕然として勃興したる所以と共に、雨紛米の名聲噴々として郡内に喧傳せられ、上川産米の嚆矢たる所以の動機は、蓋し明治廿四年十月十四日殖民區劃の瓜分せられ、測量整理後に於



て地積六百四十五町九反歩の貸附せられたる開放の恩典に浴し以來にありと謂はざるべからず。當時青森縣津輕の人杉澤繁吉氏は、明治廿三年上川永山村に屯田兵を設置し肇むるや其の建築用材を伐採せんが爲めに雨紛原野を踏破し、柚子人夫として木材業者に随伴せる一人たりし也。然るに同氏は木材伐採業の終了を告げたるも、他の同儕は悉く同所を撤廢せるに拘はらず、彼は飽迄頑然として同所に足跡を留め畑地を耕作して農業を営むを本位と爲し、雨紛を以て第二の故郷たる栖息を構へ無願開墾に従ふ。彼は雨紛原野西五線の柚小屋に晏如として卜居しつゝ、明治廿四年春初に際して抑々同地は肥沃豊饒なると共に、農耕地に嗜好したれば密林蒼翠として鬱葱しつゝ、丈餘の葛蔓叢樹を繞繞し流翠滴らんとして蔭掩四邊を蔽ふ。左れば頗る開墾に至難なりしと雖も、泉流潺湲として水利の便あるを囑望し、同氏は赤毛と稱する水稻の種類を撰擇して、同年五月同地の溪谷なる濕潤地約五畝歩の水田を開拓し、龜田郡より種籾を齎らし購入し之を試作したるにありとす。然るに偶然にも天光の溫射を賦與したる暖氣と土地の膏腴なる感化を受け、芒々として收穫約一斗五升内外を薰育したりき是れ蓋し雨紛米を孕生したる濫觸にして、畑作時代に一新紀元を期せしめたる水田の動機なりと謂はざるべからず。水稻の種類は赤毛と稱する一種にして、同年五月苗代を設けて之を播付し、六月田植を施行したり。蓋し試作生育の状況は天然肥料に豊富なりしが爲め、莖葉の偏長旺盛なるの虞れありしと雖も、除草時期より開花時期は勿論成熟期に至る迄頗る佳良の發育を呈したり。米質の一斑は色澤薄黒の淡暗を帯びて透明ならず。軟脆にして粒形稍々膨脹し何となく硬軟宜しきを得ざるの品質なりしもの、如し。左れ之を飯米として喰ふ時は一種の粘着力に富みつゝありと云ふ。是れ則ち神居村水稻試作の第一歩にして、獨り當村の嚆矢たるのみならず、亦以て上川産米の先驅者なりと云ふも可也。然かも當時は明治廿三年初めて神居村を創設せられたりと雖も、永山村外四ヶ村戸長役場の管轄に屬したる時代にして、明治廿五年八月雨紛原野を解除せられ、同年十二月國有未開地處分法

に據り前叙の地積を貸附せらるゝに於て、雨紛原野の蠻雨瘴土に初めて十六七戸の殖民轉住ありしかば、漸く一部落を構成したる同時代に杉澤繁吉氏の水稲試作が成功したるを以て、愈々同氏は水田開發の將來囑望すべきを覺り、近隣に畑作農家に之を德憑したりと雖も、殆んど水田を耕作する者なく居住者の多くは概して石川縣。青森縣。新瀉縣。德嶋縣の移住民が雨紛に居を占め、明治廿五年以前より無願開墾を爲し、畑作の有利なるに熱望し敢へて水稻培植に應ずる者あらず。是に於てか杉澤繁吉氏は獨り奮然として屈せず、畑地を水田に拓發し約二反歩の面積を増加して、明治廿六年五月再び水稻を挿秧したるに、其の成績佳良を呈したりしかば、愈々水田の有利なるに感激し雨紛米の生産増殖を圖らんことを渴望したりき。依て同年度の收穫米を近隣の農家に與へて饗應し之れが試食を行ふ或は赤毛の種籾を分與して他人に試作を勸誘したること一再に止まらず、是れ則ち杉澤繁吉氏の如きは我が兩村に於ける水田開發の元勳にして、百折撓まず克く稻作を成功せしめたる偉績は、蓋し何人と雖も當時稻作を否定し技術専門の農學泰斗と雖も、上川郡に於ける水田開發は到底期俟すべからざるのみか、水稻の不可能なるを首唱したるに關せず、彼れ杉澤繁吉氏は挺身して雨紛原野に水稻を試験し、眇焉たる柚夫の身を以て農事試験所長さへも企及すべからざる疑問の稻作を栽培し、之を成功し上川産米の鼻祖なりと崇拜せらるゝもの偶然にあらず。彼れ年齒時に三十二歳なりし也。彼れや天性鋭敏にして何事も疑問を解釋し、發明工夫の能力に富み、嘗て眞綿を以て彈丸を禦がんことを發明工夫したるは成らずと雖も、彼れ杉澤繁吉氏は獨り水稻田地を首唱し成功したるのみならず、其の人物如何を端倪すべきにわらずや。我が神居村に於ける水田開發の動機を促がしたるは、實に杉澤繁吉に由りて其の一起源を劃したるものと謂はざるべからず。次で同氏に亞ぎて辻崎五右衛門。中河淺次郎等は水田稻作を試験し成績稍々良好なるを發見したり。明治廿六年八月廿日富山縣殖民團體の貸下個處雨紛西五線より西一線に至る迄の區劃地約百町歩を讓與したる者は、小樽區奥澤村石橋彦三郎氏



にして、水田開發の目的にて石橋農場を興し大に農業を經營せんと欲す。明治廿六年九月二日先づ以て灌溉溝を開鑿し、西五線より西一線に至る水路にして延長千八百五十間に達し、其の工事費一千八百五十圓を要したるが、同年約一町歩の水田を拓發したり。明治廿七年引續き三町五反歩の水田を開鑿し、之れに水稻を栽培したるに一反歩平均二石の良果を擧げたり。是れ實に認可なかりし無頼の水路溝開鑿にてありし也。其の他雨紛に於ける他の畑作農家も之に摸倣し、水田を開鑿せる者増加し隨所に稻作を栽培するもの嚮乎として輩出したり。是れ乃ち我が神居村水田開發の起源にして、杉澤繁吉氏の第一試作辻崎五右衛門。中河淺次郎氏等第二試作石橋農場の水田計畫を以て稻作播付の動機なりと謂はざるべからず。

## 二 水田開發の狀況

(雨紛。神居。伊ノ澤。臺場ヶ原)

神居村字雨紛に於て水田米作の將來有望なるを試験せし良果は、端なく隨處に灌溉溝を開鑿し、水利組合を構成する者踵を接して簇起したり。先づ明治廿六年九月二日に於て私設雨紛水利組合の計畫を爲り、約百町歩に疏水すべき經營を施したる事は、既に叙上の次第なるが明治廿九年七月五日伊ノ澤灌溉溝の開鑿と爲り、明治三十五年一月十日臺場ヶ原の水利組合と爲り、明治三十六年三月廿五日神居組合の灌溉溝の開鑿と爲る。先づ其の重要幹線の水路長溝に伴ふ土功組合と共に、水田發達の狀況を略叙せんとす。抑々神居水利組合に關する灌溉溝開鑿は神居村字忠別太原野五十三万坪の土地に疏水し、明治廿七年貸附許可の効果を奏せんとするの計畫なり。同原野は明治卅三年にて二十餘万坪の未成墾地を占有し、沮洳たるの濕潤地なれば一大水路溝を劃するにあらずんば水田耕土を得ること能はず。且つ開鑿費の莫大なる村民の負擔に堪へ難きを以て、其の共有地の一部を割き廿町歩を競賣に附

し、三千圓を得て水利を擧げ水田を開發し灌溉溝を造營せんとしたるは、旭川町外二ヶ村戸長仁科養氏より、第一期戸長松下高道氏時代に於ける水田開發の畫策なりしと雖も、竟に行はれずして畫餅に歸したり。明治三十三年神居村雨紛一帯の地より舊豫定市街地附近の美瑛原野を経て神居共有地たる忠別太原野に一大灌溉溝を開鑿し、其の沿道關係ある部落一致の下に水利組合を織し、土工を經營せんと欲し、私設計畫に基き總代本間利右衛門。中河淺次郎。掛場吉右衛門。篤志家小泉又三郎氏等ば之れが踏査を行ふに付技術家須藤市藏を伴ひ之れが測量に従ふ。去れば爾後水路開鑿は其の起端を美瑛川より疏水せしめ、雨紛川横なる雨紛神社下手山麓より忠別原野共有地の立岩に至る約六千間の延長水脈なり。然かも第一號線より曲折して石狩河の支流に縦横之を灑ぎて放下せしむるにありとす。併せて美瑛川の水質を試験せんか爲めに北海道農事試験場に送り、水田稻作上に於て毫も障害の分子を含有せざるを確認したり。尙ほ當時の上川支廳長林顯三氏も此の灌溉溝開鑿に對して踏査測量其の他に關し、援護的の斡旋を與へんことを甘諾せられぬ。去れば愈々開鑿工事に着手せんとするに當り、雨紛及び美瑛の二部落は拓殖銀行より負債し、對物保証を提供するに關し、雨紛は既に開拓上の附與成功を受け美瑛は未だ成功の域に達せざるが爲め双方の扞格を來たし、雨紛部落は神居土功組合より脱せざるべからざるの境遇に逢ふ。是に於てか明治三十三年本間利右衛門。中河淺次郎。上野利藏。館入榮次郎。青山平右衛門の諸氏は獨立潤歩の態度を採り、神居土功組合より脱離し其の耕土七十五戸分に對する三百五十町歩の畑地を擔保とし、拓殖銀行より一万三千圓を借り受け負債を爲し約三百八十町歩に灌溉すべく美瑛川の流水を疏し來りて、第八號より零號東一線に抵る一大水路脈を開鑿し雨紛原野に沿ふたる一帯の水田を開發せしむ。之れを私設雨紛水利組合と稱す。明治三十四年に至り戸數百五十餘戸の水田耕作者を輩出し、今日に至りては部落民の何れも三町五反歩以上の水田を奄有しつゝ、雨紛米の名聲噴々として郡内に喧傳せらる。是れ蓋し神居土功組合の計畫と雨紛水利



組合との關係にして、其の發達に伴ふ水田勃興の一端なりとす。是より曩き明治三十四年四月十日神居尋常小學校に於て神居水利組合に關する協議會を開き、大河内三千太郎。總代人掛場吉右衛門氏等は畑作本位を翻然一轉して稻作本位と變更せんとする大計畫を首唱し、滿場一致之れに賛襄し灌溉溝を開鑿すべく計畫と爲り、測量踏査と爲りたること蓋し前叙の如くにして、神居土功組織に於ける動機なりと謂はざるべからず。然りと雖も灌溉溝路の開鑿費二万圓村債の計畫は、雨紛原野の附與成功地と異り、拓殖銀行の對物保証とするに難く、村債難と共に止むなく開鑿工事の遅延と爲る。明治三十四年水田開發の爲め村債の交渉を拓殖銀行に諮るや、恰も好し同年一月拓殖銀行頭取曾根靜夫氏が來旭を機會とし、其の計畫と企債を嘆願したるも不幸にして畑地不成功の爲め擔保に供し難く、愈々前途の計畫に一大暗礁を與ふ。明治三十五年法律第十二號を以て北海道土功組合法を發布せらる。同年三月二日同法に準據して掛場吉右衛門。土田金作。小泉又三郎等が神居土功組合設置の發起人として、時の北海道廳長官男爵園田安賢氏に宛て之れが認可申請を提出したり。然かも其の水路溝計畫は延長實に四千八百七十五間巾敷三尺法り一割の一大長溝と確定し、明治三十六年五月迄に竣工せしむる方針にして、工事費四千圓と創立費百五十圓を投資すべき創立總會の議決を経て、組合員一大傘蓋の下に六十六名の組織なりし也。明治三十七年七月北海道廳關尾技師及地方課長川越常次郎氏の一行は、實地踏査として美瑛に出張せられ、水田及水路灌溉溝を視察し神居土功組合設立認可に關する前叙の討査を終ふ。此の如くして神居土功組合の申請認可は端なく踏査官の派遣ありしと雖も、雨紛及美瑛の二部落は一方に反對論ありしと共に、二條の線路を劃し開鑿すべき必要なきと、兩部落の組合に協同加盟せざりし状態なりしかば、何等の沙汰なく折角の苦心經營も殆んど消煙霧散に歸し、神居土功組合は認可なくして止みき。更らに創立委員掛場吉右衛門。土田金作。小泉又三郎氏等の一大昂奮と爲り。法人的土功組合の組織を罷め新に換ふに私設神居水利組合を組織したり。小泉又三郎氏

之れが組合長に當選せられ、明治三十六年より明治四十二年迄之れが會務を燮理し盡瘁したるが、小泉組合長の辭退するに及び掛場吉右衛門氏其の後位を襲ひ、同年組合長として今日に追ふ。其の間當初私立水利組合の組織せらるゝや、約二百町歩の水田を開發すべき計畫なりしと雖も、法人的土功組合は不認可と爲り、拓殖銀行の二万圓起債は不成功と爲り、一蹶跌を醸生したるを以て水田の開發したるもの僅かに五十町歩にして、一反歩の平均收穫一石四斗の生産を擧げ、雨紛米の如く一反歩平均二石の收穫を得ざる所以は、蓋し忠別太原野の水田が山脈重疊の間に狹まり、土壤は多く濕潤を含有し一個の窪谷てふ構成地なれば、乾燥分子の乏しく不溶解性を多量ならしめ、灰分尠く腐植質の分量に富み、概するに酸性土壤なりしを以てのみ。稻種の赤毛。黒毛。坊主。六八〇。チン子の五種類なるが、幾多の變遷を経て現今は黒毛と稱する早稻を播秧しつゝあるの風潮なるもの、如し。叙上の如く土功組合の設置は不認可なりしと雖も、明治三十六年不用土地廿一町歩を賣却して二千二百二十五圓の資金を得、之れに由り灌溉溝を開鑿し愈々疏水の貫通を與ふ。然るに不幸なる哉明治三十七年及んで意外にも水變災禍に遇ふの悲運に抵り、洪水の爲めに折角の既成溝路も氾濫しつゝ處々破潰せるもの鮮とせず。されど明治三十七年は豊稔なりしを以て畑作物及び水田に於ては、黄雲穰々たるの多大の收穫を擧げ、漸く其の愁眉を開くを得たり。明治三十八年に及んで水路溝の破壊工事を經營せんが爲め、併せて開鑿の進歩發展を圖らんが爲め、三千二百圓の資金を拓殖銀行より企債するの計畫と爲りぬ。明治三十九年に抵りて再び拓殖銀行より三千二百圓の企債を營み、之れが開拓資金の缺を補ひ漸く水田造營に就て前途一導の光明を添へんとす。之を要するに忠別太原野の開拓に伴ふ神居水利組合は私設なりしと雖も、明治三十三年より灌溉溝を起工し明治三十四年に於て疏水を自在ならしめ、稲田に灌溉し利用したるも其有地未成功の結果として、雨紛よりも一步を遅くれ拓殖銀行に對する村債難の餘波として、止むなく灌溉溝の工事遅延と爲り、明治三十五年より組合員の意氣軒昂し



つ、一大奮起と爲り、開鑿工事の經營を進め明治三十六年に至り全區域に亘り溢滞なく灌溉すべく成功に達したり。明治三十七八年は水害の天禍ありしと雖も、罕有なる豊作なりしかば農家經濟の増收を昂進せしめ、益々村民の鞏固心を促がし畑作よりも水田の富利鴻益あるを認識せしむ、漸次明治四十年に臻り水田開發の旺盛期を劃せしめ、收穫米の蕃殖を招徠したり。明治四十三年私設神居水利組合に於て河川法の法令に基き、既に業に開鑿したる水利權の獲得と、工事開鑿權の獲得に關する申請認可を得んが爲め、委員掛場吉右衛門。小泉又三郎氏は時の北海道長官園田安賢に提供したるが、大正二年に至り漸く長官中村純九郎氏より其の允許を得るに至り、從來の宿望を達し水田開發に伴ふ幾多の波瀾曲折をして漸く團體の基礎を盤乎たる上に造營したり。尙は大正二年に及んで神居水利組合の計畫着々功を奏し、負債の総べてを償還して亦雲霧の一片たも残さず、餘裕綽然たる組織的整齊を加へつゝあるの幸運に遇ふ。灌溉溝の工事より水田開發に至る迄約六千圓の投資を要したると共に、約二百町歩の稲田を耕作せしめ、實に四千八百七十五間の一大疏水溝を完成したり。然りと雖も同組合の經營したる美瑛。忠別太の水田は前叙の如く酸性土壤なるが爲め、組合員は明治三十六年より濕潤地に排水溝を設け、不溶解の多量なる腐植質の分量を洗滌せしめ、又一面に於て年々粘土若くは砂土を混淆して客土法を應用して土壤の改良を企圖したり。水田米作の状態一斑に關しては明治四十三年神居村農會主催第一回立毛品評會の當時より、往々窒素肥料の過大にして稻熱病菌の一大誘因たりし點と赤毛。坊主。香早稻。黒毛の四種を栽培したれば、一田圃中若くは全部に涉り他品種と混植し、米質を惡變せしむる點と本田移植法は一般に進歩したるも、直播は種子重疊の結果各株の均一を欠き品質を減耗するの虞れあること、稻熱病と二化性螟虫の被害輕微なれど何等驅除法を施さざるが如き諸點は水田稻作上に於ける發達の變遷なりと雖も、明治三十四年より近年に至り同組合員は銳意此等の弊害を除去するに努力し、合理法の下に苗代。除草。施肥等に一大革新を加へんと欲し、徐ろに進

歩的經營を與へつゝあれば、大正二年の稻熱病を除くの外餘葉の未だ艾鋤せられざるものあれど、地力の減耗は漸次に施肥の鹽梅なる精妙熟達を促がしたるが爲め、従つて農業界の進歩せる近代の理化學的應用は着々幾分にも施行せられ、一反歩平均一石五六斗の生産を得るの趨勢なりとす。亦以て私設神居水利組合の下に成りし水田の發達を蓋し想見するに堪へたるものあらんとす。其他伊ノ澤水田開發に於ける廿九年起工し、組合員廿六名を有し工事費千四百圓水路幹支線の延長一千四百間に及び田地七十五町歩に灌溉し、明治三十六年六月五日之を竣功したるが如き、又臺場ヶ原水利組合は明治三十五年一月十五日開鑿工事に着手し、組合員十九名總工費八百圓を消糜して溝路の延長一千三百廿五間に達し、水田殆んど卅四町歩に疏水して貫流の効を擧げたるが如き、私設伊ノ澤水利組合と云ひ、私設臺場ヶ原水利組合と云へ、私設神居水利組合と云へ、皆我が神居村管内の水田發達を誘導し、稻作の興隆を醞釀したる土功の一大經營なりとす。概して明治卅六七年に至り灌溉溝の開鑿と爲り、水利組合の土功組織を續起し、明治三十六年より明治四十年に至るの間は、所謂水田稻作の旺盛期とも謂ふべく殖民も簇起して續々移住して、明治三十四年より明治三十七年に於て二百廿六戸より二百四十五戸に蕃殖し、其の水田反別四百三十五町歩より四百九十五町に増加し、明治三十八年より大正二年に至る迄は愈々殖民熱の餘焰を漾はし、三百廿三戸を有したる農家は三百七十二戸に増加したり。其の水田は四百九十五町歩より一歳を経る毎に昂進的の歩調にて五百八十五町歩に跳躍して騰る。其の間水田に新墾せらるゝ土地明治廿九年の三百七十町を最大劈頭とし、明治三十七八年の五十町歩乃至百四十五町の拓發を其の次位とし、我が神居村管内水田の發達勃興したる時代にして、此は明治廿九年一石の生産米未曾有の暴騰を發揮せしめ十五圓臺に奔上し、水田耕作者をして稻作栽培に隨喜せしめ、殆んど從來の畑作時代を崩壊せんとするの水田新墾と一變せしめたる餘響たらすんばあらず。又明治三十七八年は豊穰に次ぐに豊穰を以てし、是れ亦殖民以來の豊作なりしか爲め一般的



水田の好奇心を懲癒せしむ。加ふるに管内灌溉溝路の竣成を告げんとする成功期間に近からんとするが爲め、水田の累出したる一原因たらずんばあらず。其の收穫米の如きも反當收量二石を最大とし、一石八斗より一石七斗乃至一石五斗一石二斗を以て普通の状態なること別叙の如し。勿論年穀の豊凶如何に憑り一様に支配すべからずと雖も、明治三十五年二斗の凶作。大正二年一斗八升の饑饉てふ酷憐たる悲惨の作柄を除き、概して一石二斗乃至二石の收穫を以て神居村管内水田の生産額なるを以て常態と認識せざるべからず。殊に水田地價の暴騰せること明治三十六年五町歩一戸分九百圓より明治四十四年に於て二千五百圓の飛躍を呈したるが如き、水田の鬱勃たる氣運を捲起せしむ。近年米價の十八圓臺より二十圓臺に騰逸奔躍せしめつゝあるは、益々水田發達を誘起すべき一大興奮なりと想見すべきの新變態を現出しつゝあらんとす。







反灌 別	既 水田 反別	未 水田 反別	未成 水田 =對スル 所要水量	工 費	氏 名
二〇〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	二〇〇〇〇	〇一〇〇	一、〇〇三、九七〇	長門 信一 吉 外一名
九七〇〇〇	七〇〇〇〇	二七〇〇〇	〇二六	五、八四八	町井 勝太郎
三八〇〇〇〇	三五〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	〇一五	〇	本間 五郎 治 外一名
二六〇〇〇〇	二二〇〇〇〇	〇六〇〇〇	〇三六	二、二九五	畠山 龜次郎 外三名
五八〇〇〇〇〇	二二二〇〇〇	三六七八〇〇〇	二、六六九	七、一六三、五	上樂 鶴次郎 外二十六名
一〇〇〇〇〇〇〇	一一一〇〇〇〇	八九〇〇〇〇	四、四五〇	四、七二六、三	掛場 吉右衛門 外六十五名
九四四〇〇〇	八五四〇〇〇	九〇〇〇〇	〇三九	四、八五五、五	塩野 谷辰造 外十三名
二二〇〇〇〇	二二四〇〇〇	〇六〇〇〇	〇〇六	九、六三三、八	石川 寅市 外九名
二二〇〇〇〇	二二〇〇〇〇	〇	〇	一、五七六、五	坂上 貞平 外一名
五五〇〇〇	五五〇〇〇	〇	〇	五、六四三	西田 竹次郎 外一名
四五〇〇〇	四五〇〇〇	〇	〇	八、三〇五	野村 吉之助
〇三三〇〇	〇三三〇〇	〇	〇	五、二二五	同人
四〇〇〇〇〇	一七、七〇〇〇	二二、三〇〇〇	一、五六一	〇	安田 淺吉 外十名
六二、三〇〇〇〇	五七、六一七〇〇	三六、八三〇〇	一、四四四	五、七〇〇〇、〇〇〇	西土 功組合
四〇〇〇〇〇〇	三七、四〇〇〇〇	二六、〇〇〇〇〇	〇九、七五三、八、五三七〇〇〇	〇	同
二六、二〇〇〇〇	一四、七〇七〇〇	二八、三〇〇〇〇	五、九二二	〇	伊藤 龜次郎 外四十二名
一五、三〇〇〇〇	九、五三三〇〇〇	五、四六七〇〇〇	三、八二六、九七二、三、八七〇、九	〇	東土 功組合



## 第五、土木篇

### 一 災後の治水經營論

熊澤蕃山曰く、水を治めんと欲せば先づ山を治めよと、彼は謂ふ迄もなく一代の偉人として鴻儒に兼ねるに政治家の素質を以てしたれば、紀州に備前に到る處として林政を講じたと共に、河川を治めたるは蓋し徳川時代に於て殆んど其の備を見ざる處也。昨今石狩川より美瑛及忠別川の氾濫に基ける洪水の如きは固より一概に律すべからざるものあらんも、其の原因は主として近來其の流域に於ける山野は、明治三十一年上川鐵道線路の貫通せらるゝと與に、移住殖民は潮の如く押し寄せ、今日に於ては既に星霜を閲みたること燕風雁雨殆んど二十年に垂んとす、されば此等大小の河川が灌流しつゝある旭川附近の殖民原野は吾輩の喋々する迄もなく、孰れも山廓水村を形成したるのみならず、稻田穰々として熟實し、麥浪は到る處の隴畝に漲らざるはなし。斯の如く拓地殖民の業漸く其の緒に就きたる美瑛及忠別の流域に浴せる原野は、開墾に次ぐに開墾を以てしたる範圍は漸く進んで深山大澤の密林に斧鉞を入れ、殆んど千歳を経たる老樹古木が亭々として蒼空を摩しつゝ、翠蓋を掩ふの偉觀さへも一朝にして畑開墾の爲めに濫伐せられ、若くは焼燼せられたる結果は何時しか禿山に化せずんば渺茫際涯なきの焼野に化せんとなす。然かも彼等の殖民に於ては開墾を行ふや、眼中將來に對する水源涵養林の保存だもなきは蓋し吾輩の贅言を俟たざる處也。是に於てか拓地殖民の進歩するに従ひ、水源の涵養と山河とに對して密接なる關係を有する森林の濫伐と蕩燼とは、端なく今回に於ける洪水の厄禍を惹き起さしめ、本道に罕有なりし氾濫を顯はし、最も凄絶慘絶を極めたる鬼哭の修羅場を呈せ



しは、是れ豈林政と河政との宜しきを得ざるの影響にあらずや。勿論過般に於ける洪水は雷に森林の濫伐のみに歸すべからざるは論なく、客臘中より春期に至る迄の堆雪は例年より多かりしを以て、俄然として雷雨の爲めに氷解し、一時に山中の水源地より漂流したるの結果ならんと唱ふる者あり、其の原因は何れにもせよ、我が旭川區の如きも當時幸に石狩川の氾濫は尠かりしが爲め、曙の遊廓を襲ふに過ぎざりしこと、一局部の牛朱別川より濁流の横溢せるに熄みたりと雖も、若し夫れ石狩河の巨流が忠別美瑛等の氾濫したると同時に、滔天の洪水を顯はしたりとせん乎、雷に神樂村美瑛村に於ける惨害のみにあらざる也。

何んとなれば旭川區の如きは一望際涯なきの曠野にして、避けんと欲するも遠がる、に丘陵峯巒もなきは論を俟たざれば也。さりとて万一に備ふべく河畔に船舶だもなければ、殆んど其の危難を避くこと能はざるは明けし。只だ夫れ第七師團工兵隊の鐵舟を俟つの外は他に殆んど其の途あらざりしのみ。水害の厄禍に遇ふ諸村の状態も亦然りと謂はざるべからず。されば大正二年度の水災に對して端なく治水の必要なる所以と、河政の擧げざるべからざると同時に、災後に於ける經營に就ては深洵なる意を盡き、其の破壊せられたる跡に鑑み、徐ろに將來に於ける上川被害町村の治水計畫を樹てんことを望まざるべからず。然らば吾輩の所謂治水計畫とは何ぞや、之を詳言せば洪水の汎濫せる個處は實地に就き緻密周到なる踏査を遂げ、雷に田畑と家屋と道路。橋梁との損害額を明瞭にするのみならず、百尺竿頭一步を進め更らに洪水に因りて與へられし破壊の原因と、將來之を禦ぐべく保護的水制の方法に就き深く研究せんことを望まざるべからず。例せば同じく怒濤狂瀾の底に漂蕩しつゝありし灌漑溝ありとせん乎、甲は其の導水門を破壊せられたれど、乙は何等の侵害なくして導水門の安全なるものありとせば、甲は如何なる弱點ありしを以て之を破壊せられ、乙は如何なる強點ありしを以て之を保維するを得し乎と明確にし、以て災後の治水計畫に供ふべきは論を俟たず。就中河水の如何

なる方向に赴きし乎を洞察し、流脈の孰れに縱横なりし乎を充分に明かにし、以て洪水の再び襲はんとする將來ありとせば、其の堤防は堅固に築造すべく又其の橋梁に於ては流木除けを如何程に増加すべき乎の諸問題は謂ふ迄もなく、今回の洪水に基き其の實際に於ける破壊の證據と、其の印跡とは歴々として之を徴すべかりしは蓋し亦吾輩の贅言を要せず。故に今回の洪水は堤防と護岸とに論なく、亦灌漑溝と橋梁とに論なく、將來の殷鑒を需むべく災後に於ける治水經營の史的波瀾たりとも云ふべき上川河政の變遷を畫するや明か也。乞ふ君よ加藤清正の如きは單に鬼上官の名を博し、鷄林八道を蹂躪せる獨り一介の武將軍たりと想ふこと勿れ、彼は武勳に兼ぬるに政治家としての治績ありしは史上に赫灼たるの名を留めつゝあると共に、治水上に對する偉勳に就ては今日何人さへも嘆美する處也。彼は肥後封内の河政を擧ぐるに就ては、河畔一帶の地に堅固なる堤防を築き、以て一大洪水の變に備ふると與に、一面は軍備上より打算しつゝ警衛的の極めて盤乎たりし土工の經營を施したりき。然かも今日に於ける治水經營に關して、最も參考とすべく建築家土木家をして感嘆措くこと能はざらしむる長所と美點とは、乃ち彼れ鬼上官將軍が堤防の工を起すや、徐ろに流脈の赴く處を洞察しつゝ、決して水勢の縱横する状態に遡ふことを行はず。要するに彼れ鬼上官將軍は水勢の成行きに任かせ、自然的の流脈に従ひて堤防工事を施し、護岸工事を行ひたるにあるのみ。然かも其の堤防は堅固にして道路に備ふるのみならず、一面に於て敵彈の防禦と爲るべく組織にして、其の鋭眼なる觀察は殆んど後世をして驚嘆せしむるものなくんばあらず。されば今日に於ても肥後の河流は一朝洪水に際せん乎堤防護岸の建築は三百年後の今日に至るも堅きこと、其の河畔に栽植せる柳樹の老いて益々長幹亭々たると共に、何等の破壊を招がざる所以のもの主として鬼上官將軍の賜物たらずんばあらざる也。鬼に角此の一例に基き治水工事の如何も、人物の如何に因りて概して洞察するに難しとせず。故を以て近時水害を受けたる美瑛。神樂。神居。旭川等の町村も其の護岸たるも其の橋梁たるもに論なく、其



の堤防たるに、其の灌漑溝たるに論なく、苟も災後に於ける治水經營を行はんと欲せば鬼上官將軍の堤防工事に鑑み、水勢の縦横する處と流脈の屈伸する處とに觀察して、必ずや水勢に逆ふの工事を施すなかれよ。

二 明治四十年度の土木經營

(附邊別農區灌漑と西土功組合設置認可)

明治四十年度に於て施行せる土木經營は、先づ以て西第一尋常高等小學校の増築六百三十九圓九十五錢を以て造營したると、神居古潭教育所の新築を以て大筭鑿の事業とせざるべからず。前者は戸長仁科喜作氏は明治四十年七月十八日を以て、増築工事の競争公入札を施行せるに西尾石次郎氏は七百六十圓の請負入札を爲し、紙谷庄太郎氏は七百七十圓の請負入札を爲し、松崎榮次郎氏は八百二十圓の請負入札を爲したるが、孰れも豫定價格に相當せざりしかば、隨意契約を以て松崎氏の工事を請負擔任する處となりぬ。同年七月廿日正式の契約書を締結せしめ、同年七月廿五日松崎氏は工事を開始し、同年九月廿八日に到りて竣功せしめし。されど此の間本増築工事たるや適切なる資材を得るに困難せしめ建築上に使用すべく棟梁と砥柱等の材料を蒐集せんが爲めに、工事竣功の延期を申請しつゝ、同年八月三十日限り迄に工事を完成すべく豫約條件の下に起工せるには係らず、九月廿八日に及んで漸く其の工を竣ふに至りしにあらすとせんや。神居古潭簡易教育所の新築の如きは、明治四十年八月廿八日戸長仁科喜作氏は神居村内大部坂上宮吉氏に對して隨意契約を締結し、以て工事を請負を擔任せしめたりき。是に於て平坂上氏は同年八月廿八日を以て起工に着手し、同年九月七日を期とし之を竣工せしめを落成したりし也。又神居村共有地に於ける水田開墾事業の如きも、基本財産造成の上に多大なる進捗を與ふるに補ひなごせず。勿論其は不毛未拓の原野をして畦畔を造設せしめ、粗笨なる田區に摸

擬せしめたること今日より之を觀ば實に驚嘆に値ひすと雖も、二町歩二百圓を以て開墾したるは蓋し何となく低廉なる請負工事にあらすや。其の他は左表に基き土木經營の概觀を洞見すべき也。尙ほ土木經營と關聯して相留意すべかりしものは、明治四十年十月十六日北海道廳長官河嶋醇氏より指令第六〇二一號を以て、三宅宗吉外九名申請に係はる神樂村西御料地土功組合設置の件を認可せられたるにありとす。其は乃ち水田開墾に關する鞏固なる基礎を築きたる所以にして、一面に於て灌漑溝を遂成せしむる動機たると同時に、組織的下に西御料地土功を築成せしめたる第一歩たらずんばならず又神樂村字邊別農區に於て灌漑溝を開墾する土功を着手せしむるに就き、同年十月九日北海道長官河嶋醇氏より認可を得たるにあるが、其は乃ち同農區伊藤龜次郎外四十二名申請に係はる北海道廳指令第五九八號なりとす。

明治四十年度土木經營の統計

工事名稱	經費	着手又ハ竣工年月日	工事請負人	起工	個所
廳舎修繕	一四、三〇〇	自明治四十年六月廿七日	杉澤 多吉		神居外一ヶ村戸長役場
校舎増築	三九、五〇〇	至同 明治四十年七月廿五日着手	松崎榮次郎		西第一尋高小學校
水田開墾工事	二〇〇,〇〇〇	同 年九月廿八日竣工	笹田與七郎		忠別太共有地
道路修繕工事	一〇〇,〇〇〇	同 年五月一日着手	宮川 太助		東御料地ヨリ西御料地間
新築工事	五〇〇,〇〇〇	同 年八月十二日竣工	水野喜代次		神居古潭教育所
道路修繕	一〇〇,〇〇〇	同 年九月七日竣工	坂上 宮吉		西御料地ト東御料地間
			白井三代吉		



## 三 學政に伴ふ教育の膨脹と東西四校の築造

明治四十一年度の土木經營に於て最も一大斧鑿の跡を留め、稍々目醒ましき事業と觀るべきものは神樂村西御料地より、同村共有地に通貫すべき美瑛架橋の新築にあるが、同工事は明治四十一年一月廿四日戸長仁科喜作氏と、同村山川儀三郎氏との間に請負契約を締結せしめ、其の工事仕様書に據れば橋梁渡二十四間にして、板長は十二尺の建設なるが之れに流木除四ヶ處を附帶せしめ、其の工費總額九百三十五圓十二錢なりしに徴憑するも、當村に取りては稍々一大工事なりと評言せざるべからず。然かも此の美瑛川架橋は明治四十一年九月十一日より着手し、西御料共有地に於ける桑原岩八郎。大林勝由。大谷孟次郎。高桑孫三。山本伊八郎。安藤源次。山川儀三郎。高橋松太郎。大山國藏。大瀬戸喜一。池邊又一。石原伊助。三井又三郎等諸氏十三名の寄附金參百七十五圓を建築費に補填したるが、此の義捐者中に於ても山川及石原の二氏は五十圓宛之を寄附し、其の他は二十五圓を各自寄附しつゝ、以て公私協戮の下に同共有地の逐年人口の蕃殖と開墾の成功を達しつゝある往來の不便を除き明治四十一年九月廿九日之を落成したりし也。之れに亞げる土木事業の特記すべきものは、東御料地第一尋常小學校増築の工事と云はざるべからず。抑々本校舎の造營に就き戸長仁科喜作氏と掛場吉右衛門氏との間に、請負金四百七十圓四十一錢六厘を以て之れが工事擔任の契約を締結しつゝ、其の建坪二十五坪を占め、軒高は土臺下端より桁真まで十二尺に達し、梁間並に桁行とも五間の増築一式と做す。建築材料は谷地タモ。檜。槐若くは青木類を素材として使用せしめ、殆んど堅固壯宕なる建築にてありし也。されば同年七月廿日工事の契約を了へ、一週間以内之に着手し同年八月廿七日檢定を受け増築工事を竣成したるにありとす。東御料地第二尋常高等小學校の新築工事も明治四十一年度豫算の計畫にして、同年七月廿日戸長仁科喜作氏と旭川町水上善四郎氏との間に工事請負の契約を交換

せしめ。其の建築費や實に九百十七圓三十二錢を要する工事たりし也。蓋し本工事の如きは高等小學校の編入組織上よりして、止むなく奮て經營するにあれば、其の工事設計の一斑を略叙すれば、梁間四間を占め桁行八間を備ふる底の木造平家にして、建柱葺の校舎三十二坪の新築工事をす。其の他上廁及び廊下等を加算せば殆んど四十九坪を有する規模の稍々目醒ましき状態なくんばならず。然かも本校の新築は明治四十一年九月七日に於て竣工したりしを見る。明治四十一年九月十一日松崎榮次郎氏が擔任して經營を遂げたる、西御料地第一尋常小學校の増築は實に四百五十三圓四十七錢四厘の請負金を要したり。而して同年七月廿日を以て工事契約を締結し、六百八十五圓四十一錢の經營費を投じ、山川儀三郎氏が工事を督勵して其の成工を荷ふ。西御料地第二尋常小學校増築の如きは同年代の建築史上に特記すべき經營事業たらずんばならず。されど同氏は拮据して精勵其の工に膺りしと雖も事業に欲くべからざる大工の病褥に呻吟せる結果として、同年八月卅日限り竣工すべきにも關せず之れが工事の延期を請ひ、同年九月廿九日漸く落成の功を告げぬ。然かも同年中に於て刮目すべき建築は東第一尋常小學校附屬の教員住宅の新營にありし也。蓋し該住宅たるや木造平家建總計二十六坪の建築にして、其の經費六百六十三圓九十二錢を投じ、掛場吉衛門氏の工事を經營したるものなるが、同年十一月十一日戸長仁科喜作氏と入札の結果として請負契約を締結したりき。同年十一月廿四日工事を開き初め、同年十二月廿一日を期とし首尾克く落成したるが如きは、皆是れ同年度歳出に於ける教育費と土木費と相俟つて一大膨脹を顯はせる所以にして、學政に伴ふ設備の周到を要すると、教育伸張の一斑は歴々として概見すべきに足らん。況んや明治三十四年以來就學兒童の増加趨勢をして端なく戸長制度時代の校舎は七ヶ年間に於て、殆んど收容すべき餘地も有せざるに於てをや。要するに明治四十一年戸長制度の末期に於ては鉅額の資金を投じ、神樂各小學校の新築と増築を經營せしめ土木事業を經營し、猛斷して起工せざるべからざる形勢に赴き、仁科戸長時代を以て學校造營の一段



土木篇 五五六  
 落と見るべくして、亦其の興隆期と評せざるべからず。土木事業としての小起工は左の統計に就き推  
 亮すべき也。

明治四十一年度土木經營の統計

工事名稱	經費	着手及竣工年月日	請負人氏名	個	所
校舍修繕	二七、五〇〇	九月二日ヨリ四日間ニ落成	伊藤 象造	西第一小學校分教室	
道路修繕	二、四〇〇	四十一年十月六日竣工	上野 利藏	雨紛道路	
同	二九、四〇〇	同 年十月廿九日同	伊藤 象造	西第一校道路百間	
同	一三、五〇〇	同 年十月十五日同	宮本仁三郎	東西御料地間道路	
同	一〇、九〇〇	同 年十月十五日同	齋藤 梅吉	同上	
同	一四、〇〇〇	同 年十月 同	石田庄三郎	東御料地第十三號第十四號 道路二百間	
同	一三、一〇〇	同 年十月 同	岩田 万藏	東御料地十四號十五號間	
同	一〇〇、〇〇〇	同 年十一月十二日竣工	伊藤 象造	西御料地十八號ヨリ共有地 甲號へノ通路	
同	一四、九〇〇	同 年十一月十二日竣工	同 人	西御料地東御料へノ通路	
校舍修繕	一〇四、六〇〇	同 年十月 同	高木 秀吉	神樂第二教育所	
井戸新築	三〇、一五〇	同 年十一月廿五日	掛場吉右衛門	東第一 常小學校附屬	
水田開墾	一〇〇、〇〇〇	四十一年十月廿三日竣工	田子 龍平	忠別太共有地左五、六號	
同上	八九、〇〇〇	同 年十一月廿五日竣工	佐々田與七郎	雨紛小學校學田地	
道路修繕	二〇〇、〇〇〇	四十二年三月一日着手 同月廿日竣工	丸田與四郎 外四名	忠別太共有地西一線道路	

備考 微小なる工事は略す

#### 四 經費別に成れる開鑿里道

神居村は其の局部に於ける一端は旭川より札幌に通貫すべく國道の蜿蜒せるものあるが爲め、國費の經營せる里道は明治四十二年度に於て殆んど九千六百間に延長せるが、而して町村の事業として開鑿したる里道に抵りては、五千二百間に達しつゝ、あれど、未だ豫定の計畫を完成するに臻らずして、人跡稀疎なりし草原を踏破せる所謂踏分里道の六千間を存在せしに徴據せんか、要するに一面に於て神居村里道の分岐線は、縦横に其の脈絡を牽かざるべからざる未成の状態なるを證すべきに足るものあらんことす。御料局の經始したる開鑿道路は二千七百間を布設せるあるが、其は内大部に於ける御料局の殖民道路たるべき經營の下に屬し、之れが長脈線路の横さまに絡する範圍は、殆んど其の連亘すること七區畫に達したる姿勢たりし也。蓋し國費を屢しつゝ、竣工せしめたる里道を詳密に區別すれば、雨紛の十七區畫を通過しつゝある、ボン雨紛に達する迄の五千二百間を稱するものにして、共有地伊丹別道路二千四百間の如きも亦國費を投じて經營せる村里道なりと謂はざるべからず。雨紛の如き伊丹別の如きは殖民區劃地として頗る廣袤の廣潤なるのみならず、最も好箇の囑望すべかりし豊饒地なりしを以て殖民道路として、他に率先して國幣を投じて之を經營したる開鑿里道なりと云ふも敢へて誣言にあらず。村費を投じて之を完成せしめたる里道は、伊ノ澤道路の三千六百間の延長に於けるが如き、神居古潭の横道路六百間に達せるが如き、乃ち皆其の範圍にある里道なりと云ふべし。前叙の里道開鑿に關する一斑は何れも明治四十二年の現況を掲げ、同年八月九日組合長蔭山逸夫氏より上川支廳に應答せし審詳委到なる經費別里道の區別を之れに叙列したるものなれば、亦以て當時道路の穿鑿したる概



況と殖民事業の進捗せる前章の趨勢とに相對照せしめんと欲する微意のみ。

### 五 神樂村神居村組合役場の廳舎増築

明治三十五年一月七日を以て開廳式を舉行せる戸長役場は自然狹隘を告げ、明治三十四年松下高道氏の設立に係はる廳舎は、約八年の星霜を閱みし春風秋雨に曝露せられたること亦鮮しとせず。されば時勢の進運に伴ひ戸長制度を廢止して、第二級町村制を布かんとする兩村の發達振興は、何時しか村政事務の複雑を發生せしめ、舊來の戸長役場に増築を加へ其の規模を擴大せざるべからざる機運に達したるを以て、明治四十二年組合長蔭山逸夫氏は増築の計畫を樹て、村會の可決確定を経たる上其の建築費三百九十五圓を要して、梁間四間三尺桁行五間にして此の建坪二十二坪五合の木造平家葺葺方形造りに成りし一棟増築を竣工せしめぬ。是れ則ち現今組合役場の事務室なるが、受負事業として旭川町三條四丁目藤橋音吉氏に之れが築造竣工の任に膺らしむ。明治四十二年七月起工し同年八月之れが完成を見るに至れるものとす。

### 六 役場附屬の住宅建築

神樂村外一ヶ村組合役場の附屬住宅は、明治四十二年組合長蔭山逸夫氏時代に於ける計畫にして、其の工費設計書に據れば九百六十二圓五錢を要したる經營とす。然かも建築工事は梁間四間にして桁行六間半を有し、木造平家葺葺の一棟なるが此の建坪二十六坪を有したる工事なりしかば、設計仕譯書に基き監督員の指揮を受けしめ、殆んど直營的事業として之を竣成したる附屬住宅なりとす。勿論建築工事に屬する材料並に建具類の供給に關しては、明治四十一年三月一日戸長蔭山逸夫と、美瑛町

五丁目右七號掛場吉右衛門氏との間に賣買上の契約を締結せし氏、建築用材としての丸太材角材板材の如きは總額五百五圓四十二錢の供給を負擔せしめたると同時に、疊。襖。障子等の如き總額二百三圓八十錢の建具を購入すべく着々として之れが施設を進捗したるのみならず、明治四十二年二月廿三日を以て戸長蔭山逸夫氏は建築工事に要すべく棟梁大工の如きは、一日一圓平均の賃銀を以て又蔭夫其の他の常備夫の如きは一日六拾五錢平均の賃銀を以て、掛場吉右衛門氏に之れが供給請負を擔任すべき公式上の契約を締結したれば、同氏は輒ち同月三月工事着手の初めより同年五月建築竣成に至る迄の期間に於て工事を經營しつゝある場合は、些の遺憾なく監督の指揮に従ひ大工常備夫の出役を承諾し、以て工事の建築材料より工事の職工人夫より之が供給負擔の任務に膺り、殆んど直營建築の下に活躍して公共事業の爲めに拮据し、貢獻的精神を鼓し間接に工事に經營したる者は蓋し掛場吉右衛門氏なりとす。斯くして役場附屬住宅は明治四十二年五月下旬に至りて其の建築を竣へぬ。抑も本建築工事の財源は兩村組合に於て、當時約千圓に垂んとする剩餘金ありしを以て總代人會議に於て兩村共同的の事業として共有財産造成の爲め、役場附屬の住宅を建築せんと欲する計畫を策したる議決に基き、其の剩餘金を建築費に充用したる次第なりとす。されば該建築の經營たるや請負工事とすべく考案なりしと雖も、起工の當初は寒威堆雪の際なりしかば、或は工事の粗笨に陥らんことを焦慮したると共に、之れが敷地の位置は役場構内にあれば工事の監督より之を察するも、頗る捷徑にして便宜なりしを以て直營工事の施設に革めたる所以たりし也。

### 七 經費別に成れる開鑿里道

我が兩村に在りし明治四十二年度現在の經費別に開鑿したる村里道の状態は、神樂村に就て之を觀察するに御料局の開鑿道路のみ殆んど其の全部を占領しつゝありしかば、國費及び町村費の開鑿道路に



至りては殆んど一線だも縦横貫通せる遺跡を認めざらん。唯だ夫れ原頭草萊の茫々たるを踏破せる所謂踏分里道なるもの九百間を新設したるのみ。其の他は御料局の經營に憑りて洞開せる里道三万三千七十四間の四融八疏に亘らんとする光景蛛網の如きに達せんとするあるが、更らに之を里數に換算せば十四里二十四間の延長に達して、端なく行旅をして長亭短亭の愉快さへあらしむるに抵る。若し一々之れが幹線岐路の状態を描寫せんには、則ち東御料地に於ては本通り筋の里道として其の延長八千四百間に達し、廿八區畫に亘れるあるが、是れ里道の幹線にして岐線横道路に至りては零號より十三號に達するもの一万一千七百間の延長あると共に、又十四號より廿號に至る迄は三千五百間に連亘したりき。復た支線の奥及零號に於ける里道の如き其の延長二千四百間にして、八區畫の面積を包圍したる觀ありき。踏分け里道たる横線を劃したるもの六百間を有せるの外南一番通り一千二百間に達したる里道の蜿蜒せるものありとす。西御料地に於ては新區畫に布設せる一千二百間の長路の縦横せるあると、踏み分け道路として三百間の横線ありしのみ。ペンケローチナイの新殖民地に至りては、別に一千八百間に連亘する里道の開鑿せるありしかば、其の延長殆んど六區畫の地に横絶したるものありとす。是れ明治四十二年迄に於ける御料局の殖民地道路にして、殆んど其の經營に屬したれば亦以て國費及び町村費を消糜して神居道路の如く開鑿せられたるものあるを視す。

### 八 土木營繕に關する概観

組合長蔭山逸夫氏時代に於ける行政機關は、第二級町村制實施の創業時代なりしかば、戸長制度の舊套を蟬脱して將に一新機軸を案出すべき時機なるを以て、一般の擴張を要すべきは勿論なりとす。故に廳舎其の他營繕に屬すべき土木事業の如きも頗る多かりしは蓋し從來の比にあらず。先づ明治四十二年度に於ける土木營繕の種類を區別せば、河川、道路の工事及び學校、廳舎の經營事業なりと謂は

ざるべからず。先づ當年度に於て河川破壊に關する營繕の工事を列擧すれば、前記神居瀧瀧溝の修築を除くの外、神居村美瑛川に於ける雨紛小學校敷地裏護岸工事にして、水刺二ヶ所此の延長六十尺なるが、其の經營費四十九圓七十四錢の河川修築と、美瑛川宇雨紛三號地先に於ける護岸工事に伴ふ水刺一ヶ所長さ十間にして百二十一圓二十三錢八厘の築造費を要したると、其の他堤防築造七十間を營みたると共に古川渡深等にて總額三百六十五圓三十四錢四厘の河川修築と、神居村忠別太共有地の瀧瀧溝懸樋修繕工事に於けるが如き、神居村宇雨紛八號美瑛川護岸三段柵の築造一百四十九圓九十八錢に於ける工事の如きは、當年度河川工事の重要なりし營繕なりと謂はざるべからず。次に道路營繕に關する事業としては、神居村神樂村組合役場入口道路の改修に於けるが如き、神居古潭假定國道の暗渠修復の工事に於けるが如きは、道路土木の小事故に過ぎざるものあれど、其の顯著なりし道路修繕は神樂村東御料地本道及び神樂岡道路延長一千六百十八間にありとす。同工事費の總額は五百十四圓三十錢の鉅額を要したるに就き、稍々工事の偉大なりしを看るべし。是より比較的最小なる工事は内道路の修繕工事二十三圓六十五錢を要したるが如き、内大部道路の十六圓十錢の工事に於けるが如き即ち是れなりと雖も、又一面神樂村東御料地本道及十三號支線道路の延長千五百三十間に於ける砂利敷工事と、道路の兩側欠壞復舊工事に於ける總額三百四圓四十二錢四厘を要したる土木の營繕と、神居村宇伊丹別の道路九十九圓六十六錢を要したる修繕工事の如きは、明治四十二年道路行政として施設せる土木工事の一斑なりとす。若し夫れ學校の築造工事に至りては、神樂東第二尋常高等小學校の増築六十坪を要すべく工事に於て、其の總額三百九十九圓を投じたる經營なるが、是より以下に於ける小學校増築若くは修築に至りては殆んど繁雜に耐へざるものあれど、先づ其の一端を擧ぐれば神居古潭教育所納屋増築工事に於けるが如きは、其の工事費僅かに十七圓餘なりしかば敢て贅記すべく價值を認めずと雖も、神樂東第一尋常小學校の校舎増築は總額四百五十一圓八十五錢九厘を消糜



したる程なれば、當年度中に於ける建築の顯著なるもの、裏に枚擧すべきに足る。殊に之れと同時に同校の附屬住宅に於ける模様替工事は、二百五十七圓五十四錢を要したるが如き亦以て特筆の價値なくんばあらず。其の他神居小學校の納屋修繕工事の如き、神樂西第一小學校の修繕工事の如き、神樂西第三小學校の修繕工事等を以て明治四十二年度に於ける學校土木の經營なりと謂ふべき也。最後に應舎建築に關する營繕の總べてを列記すれば、神樂神居兩村の組合役場増築を略叙したるを以て、重ねて之を贅するを避け、先づ其の他に於ける工事の梗概を擧ぐれば、組合役場の門柱及揭示場改築に於ける並びに同役場の井戸小屋改築に於けるが如きは、役場附屬の住宅と共に應舎建築の重なる工事として、明治四十二年度第二級町村制の實施せられたると同時に、土木事業の擴大せし一大反映ならんと想ふ。

### 九 邊別川護岸及起工一班

明治四十三年度に於ける土木事業としての經營上に關し重なるものを掲載すれば、東御料地第十三號連絡埋立工事に於ける神居古潭教育所修繕として三十圓九十六錢九厘を要せる、井戸改修校舍表盤土便所等の工事に於ける神樂東第二小學校附屬住宅建築三十三坪七合五勺の工事に於ける、即ち土木經營の一なるが、豈唯だ之のみならず、猶ほ進んで神樂西第二小學校地先に於ける四十九圓二錢を投せし護岸工事六ヶ所の營築と爲る。是れ則ち邊別川の氾濫を遏め其の横流を抑塞すべく河川工事なりとす。而かも同工事は明治四十三年十二月九日西御料地十八號請負人宇山勘助氏之れに着手して其の任を託せらる。同月十三日に至りて築成の功を竣ふ。明治四十三年十一月廿日隨意契約を以て西第一小學校教室及玄關の修繕工事を掛場吉右衛門氏に囑託したるが、其の經營費僅々五十圓四十錢に過ぎざりし小工事なりしかと十二月廿七日落成を見るに至る。其の他内大部教育所の教室並に臺處の

修繕は坂上宮吉之れが受負を爲して其の工事を完ふしたり。又明治四十三年度の土木經營に於て神居古潭教育所の井戸改。盛土。便所の修繕工事と爲る。或は東御料地第十三號連絡道路の埋立工事と爲る、或は伊ノ澤教育所に於ける教室、奉置所、玄關の修繕と爲る。或は伊ノ澤島山龜次郎外二名の許可せられたる北海道廳指令第五九一號の伊ノ澤灌漑溝開鑿工事と爲る。而かも同工事は明治四十三年三月廿五日島山氏外二名が之を經始し、九月廿四日を以て全部鑿成を遂げたものとす。殊に一面神樂村邊別市街に於ける排水。暗渠。砂利盛等の工事は特筆すべき施設にして、神樂西第二小學校の修繕工事と相駢んで土木經營の重なる工事として之を觀るに足らん。橋梁の改築として叙すべきものはポン雨紛に通貫すべく雨紛橋梁の工事費一百四十九圓六十錢にして、明治四十三年三月十五日尾崎金次郎氏が隨意契約を以て工事を擔任したれど、融雪期に遭遇しつゝあれば成功難の爲め三月三十一日限りの竣功期間を延期せしめ、同年四月中に於て幾多の材料蒐集に力を凝がしめたるに關せず、有ゆる便宜の取扱方法を講じたれど、事容易ならざる状態を呈し遂に翌年度に亘りて之を繰延べせんとする工事なりし也。前叙以外に於て明治四十三年施行せる工事の概略を列記すれば、神樂村東御料地第十三號フシコ忠別川の架橋改修に於けるが如き、雨紛八號美瑛川護岸水剝工事に於けるが如き、同村東御料地零號より二號迄の橋梁。暗渠工事と東御料地二號橋梁修繕と及び同二號並に零號の暗渠修繕に於けるが如きは、土木經營の一斑施設なりと謂はざるべからず。要するに河川及び道路の修築學校の修繕を以て明治四十三年度の土木經營の概觀なりとす。

### 一〇 明治四十二年度の土功經營額

經常部及び臨時部を合したる神樂村の土木費總額は、二千七百二十三圓二十四錢五厘にして、一月平均額二圓四十九錢八厘なるに對較せば、神居村は經常部並びに臨時部共總額一千七百八十四圓七十四



錢七厘の内一千四百八十五圓四十七錢七厘は村内の寄附金なるが、一戸平均額は即ち此の寄附金を除去したるものにして、三圓三十九錢九厘の負擔なりとす。此は明治四十二年度に於ける土木經營費の現在にして、當時は洪水の氾濫殆んど滔天に漲る程の水禍を呈せずと雖も、連日の豪雨淋々として歌まざる状態なりしかば、隨所に河畔堤防の破墜せるもの尠しとせず、是れ則ち同年度が豫想外にも土木費の例年に比較して瀕々として偶發せるもの多きに飯因せずんばあらず。

一一 神樂村に於ける里道の經營

神樂村に於ける村費經營に屬すべき道路は都合十二ヶ所を存在しつゝありしかば、志比内道路と其連絡道路に於けるが如き、當時開鑿の成れるを俟つて村經營に屬せしめんと欲する計畫を樹てたりき。東御料地十三號支線奥に於ける道路の如きは部落經營にして、其の幾部は村費補助を以て經營せるあれど、之れに反して全然村費の經營に屬すべかりしものは、蓋し東御料地零號より第十九號に至る道路と上忠別本通と及び同南通の道路にあるの外、第十三號分岐點より東西道路の分岐點に至る迄の東御料地第十三號道路の如き、同じく本通りより柏ヶ岡坂下に到る道路の如き、西御料地第十八號坂下より其の起線を發し東御料地第十三號坂下迄に於ける柏ヶ岡道路の如きは、何れも村經營の里道なりとす。此は當時に至る迄部落の負擔と一村の負擔なるやの區別判然せざりしかば、蔭川組合長時代に於て劃然たる負擔すべき經營を初めて規定したるは蓋し之を以て嚆矢とす。西御料地國道分岐點より柏木岡坂下に至る西御料地第十八號道路の如き、西御料地國道分岐點より美瑛川喜橋に達しつゝある共有地道路の如き、西御料地牧草畑より其の端線を起しつゝ、東御料地零號に達しつゝある横斷線と並びに新區劃道路に於ける、或はベンクローチナイ道路に於ける皆是れ神樂全村に關する一般的財政に伴ふ經營に屬すべく道路に規定せられぬ。

神樂村道路經營區別

道路名	間數	
東御料地本通 <small>自零號至十九號</small>	六、二三〇	
上忠別本通	二、二二〇	
同南通	一、二〇〇	
東御料地十三號零號	九〇〇	
同十三號	一、二〇〇	
柏木岡道路	一、二一〇	
西御料地十八號	八三〇	
同共有地道路	二四〇	
新區劃	一、〇七二	
西御料地鐵道	二、〇〇〇	
東御料地零號	一、七五〇	
ベンクローチナイ	一、一〇〇	
東御料地十三號	一、一〇〇	
支線ノ奥東通	八〇〇	
計		以上ハ村落經營ト村費補助トス
		以上ハ村費支辨ノ道路トス



一二 神居村に於ける里道の經營

神居村の里道と云はず総べて開鑿路の施設は殖民道路として貫通せられ、或は部落民の協賛に基き之れが洞開せるものなきにあらず。乃ち明治四十三年二月組合長蔭山逸夫氏が、村費經營として討査したる村道は別表の如くなるが、道路の經營は主として村費經營に關するものと、又は部落經營にして其の幾部は村費補助を以て之を經營せしむる二種に規定したりき。村費經營に關する村道は當時台計九ヶ所を存在しつゝありし也。今其の詳細を列記すれば、雨紛村道は美瑛町國道の分岐點より起り雨紛第八號に至る迄の間とす。伊野澤山道は美瑛町十丁目坂下より起りて伊野澤農區基線迄に至る間とす。上雨紛村道は雨紛第八號より其の端を發し、第九號第十號を経て西五線に達するものにして、美瑛町村道は國道分岐點より發端しつゝ伊野澤山坂下に到りて之を終ふものなるが、伊丹別道路の如きは國道分岐點より渡場に達したるものを輒ち是れにして、神居古潭。納内に於ける村道は國道分岐點より起りつゝ内大部川に至るものを總稱せり。其の他美瑛墓地道路の如きは美瑛町分岐點より山際に到るものにして、内大部道路の如きも亦村費負擔に屬しつゝあるの經營なりと謂はざるべからず。且つや伊丹別道路分岐點より起りて宮下に達する忠別太村道の如き、神居村立岩より渡場迄に至る伊丹別道路の如きは、部落の負擔と村費經營に屬する村道なりし也。其の他に於ける村道は總べて部落の經營とする處なれど、但だ除外とすべきものは神居古潭及内大部に於ける御料地基線道路の開鑿成れる後は村費に經營すべく編入の見込計畫にありとす。

神居村道路經營區別	
道路名	間數

上雨紛	三、〇三三	
伊野澤山道	一、八二四	
美瑛町十丁目	七九〇	
同墓地道路	四〇〇	
伊丹別道路	五八〇	
神居古潭納内道路	一、三〇〇	
内大部道路	六〇〇	
内大部	〇五〇	以上村費經營の道路とす
伊野澤基線	二、二六〇	
忠別太	七〇〇	
伊丹別道路	七九〇	以上は部落經營及村費補助
計		

一三 雨紛尋常小學校及住宅模様替工事

學校土木事業に關する築設に就ては明治四十四年度神居村の施設甚だ多からずして治水の經營よりも護岸工事よりも鮮少なるものなしとせず、先づ當年度學校修繕の一端を擧ぐれば神居村雨紛尋常小學校及住宅模様替の工事の如き請負事業として雨紛西一線二番地野村吉之助氏に命令し、其の朽頽せる



を網繕せしめ、校長住宅の色褪せるを粉飾せしめたり。此は時維れ明治四十四年八月野村吉之助氏にして工事を締約するに着手期間を同月廿日として、竣功期間を同月三十日迄と限定せられし也。然かも其の請負金三十六圓六十錢四厘に達すべき工事費に過ぎざるが、同年九月三日安達組合長に於ては修築工事の完成如何を査定したり。

#### 一四 神居尋常高等小學校の増築

神居村唯一の小學校は乃ち美瑛町にある校舎に過ぎざるが、同校は明治四十年始めて高等科を併置し教育の進歩翕然として隆運の域に達したれば、明治四十四年度に於て在學生徒數三百二十六名の多きを有し、亦従つて五學級を雍容せしめ將に堂に充滿し室に横溢せんとする偉觀を呈す。然るに五教室の内に於ける一室の如き、明治四十三年度に及んで就學兒童の俄然として激増し、殆んど之を收容すべく個所だもなく、漸く一時十二坪なる假室を建設しつゝ其充用を爲し、以て校舎の狹隘なる不便をして縫綴せしめ之を糊塗したるにありしのみ。されば高等科を併置するを以て四隣に高く標榜しつゝありし同校の維持策は、到底當時の編織ありしのみにては長く將來の教育を發達せしむること能はざりや昭乎とす。されば從來六ヶ年を経て尋常科卒業せる兒童は、尙ほ今後高等科に學業を修むること二ヶ年を経過するにあらずんば其の目的を貫徹せしむること能はず、且つや美瑛町近傍にある雨紛と伊野澤の如きは、同校より僅か一里を隔てたる部落なれば、明治四十五年度よりは此等部落の小學校や、教育所の卒業兒童は競ふて同校に登らんとする状態なると共に、明治四十五年度の新就學兒童は何となく増加せんとする前兆あり、是れ乃ち明治四十四年度に於て神居尋常高等小學校に二教室を増築せざるべからざる所以を促生せしめ、北海道廳令第三十七號に基き敢て之れが認可申請を企圖し

たる所以なりとは、是れ豈明治四十四年八月十三日神第三〇〇三號を以て安達組合長が北海道長官に具陳したる一片の趣意にあらずや。明治四十四年十月十四日安達組合長は、神居尋常高等小學校の増築工事に對する競争入札を施行したるが、豫定價格は九百圓を要すべき増築計畫なりしに關せず、數人者の暗闘熾烈なる競争なりしとは云ふにあらずと雖も、兎に角藤橋音松の八百九十五圓の入札を劈頭とし、久米貞治の九百十五圓の入札と、阿部功の八百九十四圓の入札と、掛場吉右衛門の八百八十七圓とふ入札とが相互に競争し、虎視眈々として何となく龍蟠の姿勢ありしが爲め、落札は掛場吉右衛門氏に確定したり。されば同年十月十六日組合長安達利三郎氏と掛場吉右衛門氏との間に請負契約を締結せしに、工事請負保證として金八十九圓を納入せしめ、使役すべき職工人夫等の行爲は總べて請負人其の責に任する事と定めたるのみならず、土木工事請負規程を嚴守し、且つ組合長の定めたる仕様書に依り施行すべきを嚴守せしむ、對物保證の以外に於て字美瑛町栗田義明氏をして契約上の對人保證たらしめ、同年十月十七日を以て工事着手の期間とし、同年十一月十五日を以て工事竣功の期間たるを確定しぬ。されば請負人掛場吉右衛門氏は豫定契約の範圍に於て工事作業上の進捗を圖り、敢へて神劉鬼工を街ふ工事にあらずと雖も、神居村學事の隆替に關すること校舎の建築法如何に由りて教授上に及ぼす影響鮮少にあざれば、同氏は銳意して公共的精神を發揮し、一片歌々たる輿奮の下に他の入札競争者と異り、豫定價格九百圓以下の落札として乃ち八百八十七圓の低廉なる請負價格を辭せず、猛然として其の經營に膺りしは亦以て同氏が貢獻的事業なるやを看取するに難しとせず。掛場吉右衛門氏は斯かる覺悟を以て工事に着手しつゝありしと雖も、由來降雨の淋々として連亘したるを以て、意外にも虐雨の爲め端なく建築上の作業に一跌を招げるものなしとせず。是に於てか偶爾にも休業の熄むなきに至りしかば、竣功期限十一月十五日なりしに十一月三十日迄延期せらるべき願書を提出し、事態止むを得ざるを具陳したるのみならず、組合長安達利三郎氏は同月六日之れが増築工



事の功程を提すべき旨を通達し、到底契約書案の如く落成せざるを豫察し、同月二日役場雇池本龍一氏を派遣し、部分的工事の竣成したる造營物に就き之れが實地に臨檢せしめ、工事の進捗程度の如何を踏査したり。

#### 一四 神樂岡道路の新鑿と修繕的起工

明治廿九年東御料地に率先的移住せる三ツ井又三郎氏の水稲試作と、明治三十年水野喜代次氏の水稲試作を創めたるより明治四十一年水野喜代次。高木徳藏。澁谷吉藏。安藝兵藏等の東御料地土功組合の設立認可を得たるに由り、全部落の意見は愈々將來水田稻作てふ方針の下に、其の歩武を鞏固ならしめ、漸く福岡組合長時代に於て灌漑溝の開鑿計畫を貫徹するを得たり。されば水田稻作の收穫は殆んど一穂九莖の瑞々顯はし、豫定計畫の如く農業經濟の膨脹を促がしたる結果は、今日迄殆んど實施を中止せられ、繰り延べ同様の下に置かれし土木事業の主義は、愈々明治四十四年安達組合長時代に及んで實行せんとする傾向を爲り、道路の連絡を料り若くは布設し、開鑿を遂げたる道路にてさへも陥没して亦往來を杜塞すべき個所に對しては滿腔の熱誠と、邁往の努力とを以て之れが修繕を斷行するに躊躇せざるの氣焰を顯はしたり。此の機運や嘗て東御料地のみに限らず、西御料地をも驅らしめ此の道路を完全にせんとする機運を澎湃せしめ、沛然として禦ぐべからざる形勢に赴かんとす。

#### (一) 東御料地零號より渡船場道路の修繕

東御料地の開拓に於ける何人も記憶して忘るべからざる服膺地たる零號より旭川町に連貫すべかりし道路の如き、其の行程殆んど二百間に垂んとする個所は、餘りに忠別川の沿岸に斗出じつゝありしが爲め、水産の蠶食する處と爲り云は一種の沮洳たりし洲砂地を以て掩はれたりしかば、動もすれば其の道路の如き破壊して交通を沮害せること枚擧に暇あらざらんとす。況んや其の道路は東御料地よ

り直接に旭川街區に往還すべく咽喉を扼する位置に當りつゝあれば、若し之を修復するにあらざれば神樂岡を経て西御料地に出でざるべからず。否らざれば旭川町の街區に出づるには是非とも零號より忠別川の架橋を渡らざるべからざる状態なりとす。故に明治四十四年八月十九日安達組合長に於ては東御料地第二號北一番地にある松浦宇吉氏に命じ、請負營繕事業として二百間の道路に砂利を布設せしめ、渡船場傍近に於ける復舊工事を施行せしむ。同氏は命令を受けたる八月十九日より之を着手すべく見積書を提出し、營繕費二十六圓を以て同年九月一日之れが竣功を完ふするに達せり。是れ未だ渡船時代にして東御料地より旭川市街に通貫するに、一々忠別川を渡りて零號より往來し、大正橋の架設せざる場合なれば忠別川の津頭舟子と呼んで畔岸に到るべき不便なりと時代たりし也。

#### (二) 東御料地第十三號零號より第十四號に至る横道路修繕

神樂村東御料地第十三號の支線より第十四號に通ずる横道路の附近に於て無名の溪流ありて、灌漑溝に瀝ぎつゝありと雖も、時として横道路に氾濫し、之を決潰することあるのみならず、排水工事を設備するにあらずんば、道路に横溢すること蓋し一再に留らず。されば明治四十四年八月十日時の組合長安達利三郎氏は、該道路の營繕と並に橋梁の架設と排水堀鑿とに關して、東御料地第十四號青野理吉氏に之れが請負工事の經營を命令したりき。然かも該工事たるや東御料地第十三號支線奥より第十四號に通ずべく横道路の修繕は謂ふを要せず、之れに架設すべき幅九尺長さ三間の橋梁一個所を造築し、幅九尺長さ四尺の暗橋五ヶ所を架設せんとするに於て、道路の延長七百間を運亘すべき左右の兩側に對しては排水溝を開鑿するにありし也。是れ則ち如上の所謂無名の溪流が暴溢せんとする被害を防禦すべく排水工事を施行するに外ならずとせんや。其の請負工事費一百圓の事業にして明治四十四年九月五日之を竣功したり。

#### (三) 東御料地連絡道路と十三號支線奥の修繕工事



東御料地十三號に於ける連絡道路の修繕事業及び第十三號支線奥の道路修繕事業とが、請負工事として明治四十四年八月十二日山下秀吉氏に之を起工せしめ、同年八月三十日其の工を竣ふ。抑も本工事費たるや請負金額三百三十三圓九十三錢の比較的前叙の如き、資金鮮少なるに酷似せざるものありとす。就中請負金八十圓の工費に及んでは字柏木岡の寺院たる神樂寺時より、宮武紋治氏の地所に架設しつゝある橋畔に至る道路四百間の兩側に於て一種の排水溝を開鑿せんと欲するにあり。然も其の排水溝たるや口径二尺五寸にして、深さ一尺五寸より幅一尺のものを開鑿せしめ、其の掘り挙げたる土砂をば道路の陥没せる個所に掻き均らし、從來何等の排水溝なき個所に之を新設し、以て道路上に於ける浸水の被害を禦がんと欲する工事なりし也。就中請負金七十圓の工費は支線奥に於ける八百間の道路を修繕しつゝ、之に要すべくパラス七千函の價格なるが、其の他四十八圓三十錢の工費に於ては、東御料地第十三號零號の道路なる五十間の築柵工事に使用するにありとす。且つや東御料地第十三號の道路を一名千間道路と總稱しつゝあるが、該道路の安井嘉次郎地敷より二百二十二間半の個處に至る迄厚さ六寸幅六尺の方式にて砂利を敷き詰め、其の工費五拾五圓五十五錢を要すべく修繕事業を施行するにありしと、又一面東御料地基線より字高臺なる神樂寺に至る道路の破壊個處を修繕せんが爲め、パラスを布設するに關し殆んど六十圓の工費を投じたりき。蓋し如上の五工事に基き東御料地第十三號の連絡道路と、神樂寺時及び第十三號支線奥の道路は、先づ以て明治廿八年御料局が東御料地第一號より第十九號に至る開鑿道路の久しく修繕せざりし個處も、何時しか本工事を經て之を完成せんとす。斯の如く道路の修繕を竣功せしむると同時に、第十三號支線奥の橋梁修繕と、第十三號連絡道路に於ける橋梁修繕との工事を明治四十四年八月十二日東御料地十三號零號吉原小次郎氏に對して前記山下秀吉の工事に俱に之れが經營修繕を命令したり。其は殆んど此の工事は第十三號道路に隨伴したる附屬事業とも謂ふべき土功經營なれば也。然かも連絡道路の橋梁は請負金額十五圓にし

て支線奥橋梁は請負金額二十五圓なるが、何れも全年九月十日其の修繕工事を遂ふに至る。

#### (四) 神樂岡道路の新鑿

皇太子殿下の明治四十四年夏期炎暑に於て北海道に行啓あらせらるゝや、駕を旭川町に枉げさせられたるに同時に、我が神樂村離宮豫定地たりし神樂岡に回覽あらせらるゝを聞き、旭川町民及び旭川町長奥田千春氏は、我が本村と交渉しつゝ、神樂岡に行在所を奠置して鶴駕を奉迎し、其の靈區天寰の地たることを永遠に之を保存せんと欲する計畫たりし也。然かも旭川町の街衢より神樂岡の離宮豫定地に通ずるには、天然的一帯の野趣を顯はせる水勢山態のみにして、未だ曾て人工的裝飾を加味せる風色ありしを看す。されば炎暑赫奕たるに際會せん乎、到る處蔓草萋々として原頭を沒せしめ、僅かに一條の野徑さへも蒼茫瀾漫の裏に明滅し去るのみ。更らに之を切言すれば神樂岡は天然の野色にして人爲の野色にあらざらんとす。故を以て 東宮殿下の駐蹕あらせらるる地としては、差當り旭川町より通路を新鑿せざるべからず。從來の神樂岡をして典雅幽婉の神境たらしめ、瀟灑隱逸にして清掃拭ふが如く、亦一塵を認めざるの名區たらしめざるべからず。否らざれば餘りに天然の野趣に流れ、餘りに巖木に失し殆んど恐惶の虞れなしとせんや、況んや道路としても坦々として砥の如く堅牢なる新鑿を要すべきは謂ふ迄もなく、神樂岡に於ける行在所奉置の如きも神肅崇高なる造營を要するを以て、旭川町民の奉迎に關すべき計畫は殆んど開拓以來に於ける罕有なる偉觀としての盛儀なりと絶唱す。斯かる曠古未曾有なりし奉迎なれば旭川町長奥田千春氏と、神樂村神居村組合長福岡幸吉氏は連署を以て、明治四十四年四月十日御料局神樂岡の土地四百坪を劃し、同年六月一日より同年十一月三十日迄六ヶ月の期間を定め 東宮殿下の行啓として、御駐蹕の造營地として貸借せんことを帝室林野管理局札幌支廳長田町與三郎氏に對して之れが願書を提出したりき。然るに同年五月廿七日上川出張所長帝室林野管理局技師日野吉甫氏より、土地借用の件聞届くの指令を受けたり。爾來道路開鑿の經



營や主として旭川町の擔任する處と爲り、我が神樂村は直接之れが工事に従はずと雖も、鐵道線路より神樂岡に延長し新鑿すべかりし道路は三百二十七間三尺にして、造成幅二間の施設なるが其は起點をして十勝線三十七哩三十三鎖より發掘せしめ、原野を相串通し神樂岡の丘陵に洞開すべき新路の起工にありとす。蓋し同工事の經營は他の一般的土功と其の歩調を異にし、尊威敬虔の意味を含み極めて精到なる技術的靈腕を鼓吹せしめ、卓逸なる圖案を以てするに緻密なる設計を以て工事を經營したるが爲め、他の道路築造に對しては一種の模範的なる方法を其の間に寓するものなしとせんや。神樂岡御行啓に基ける道路新鑿は、其の延長三百二十七間に對して之れが工事費三百圓の投資なるが、其の詳細は内譯記載の如く道路の底面に於ける敷幅は十八尺にして、之れが切土を爲したるもの百二十三坪なれば、其の工費七十三圓八十錢を要すべく設計たり。盛土を行ふ表面道路の造成幅は十二尺として七十四坪なれば、此の工事費四十四圓四十錢を要すべく設計たり。掘均工事は百八十五間五分にして三十七圓十錢を要したるも、下水堀鑿の如きは敷幅一尺にして深さ平均一尺の設計なれば、其の工費四百七十六間に對し三十八圓八錢を要したるもの、如し。道路上に於ける荒砂を布設すべき面積は四坪五合にして、其の工事費二十四圓五十錢に過ぎざるものありしと雖も、之れが牢乎たる土砂の踏み固めを施行せんが爲め、人夫賃八圓八十九錢五厘を要したるが如き、立木草原を伐り開き之を蕩平して坦途と爲さんとするにあれば、其の施工延長は三百二十五間五分にして、其の開伐作業金四十八圓八十二錢五厘を要したり。其の他道路下水溝の開掘せる土砂を堆積し、之を保存せんが爲め人夫賃三十四人に對する二十四圓四十錢の保存費を要すべき道路の新鑿設計たりし也。神樂岡道路の開鑿や周到緻密なりし設計と仕様とに基き工事を施行したるが、是れより曩き明治四十四年五月廿三日旭川町長奥田千春氏は、旭土第九一號を以て道路開鑿費に關する件と題し、「本夏 皇太子殿下神樂岡御行啓の趣に付右御通過道路開鑿費の件に付ては曩きに橋本事務官來旭の節御内意の次第も有之候處

當方豫算編製上の都合も有之候に付支出相成べき金額至急御回示相煩度」云々と共同起工の意味を深はしめ、我が神樂村神居村組合長に照會ありしかば、同年五月廿三日神一第一九四九號を以て「五月廿二日旭第九一號御照會の 皇太子殿下行啓に際し、御通過道路の開鑿費として金三百圓を支出する計畫に有之候條」云々とは是れ福岡組合長の回答にして、工事の施行には直接干渉せざる替はりに三百圓の道路開鑿費を提供し、旭川町長をして之を經營せしむ。而して工事請負人は立野庄吉氏にして明治四十四年七月七日之れが竣工を告げぬ。

(五) 東御料地第十七號第十九號間の道路修繕

明治四十四年度に於ける道路修繕の事業として僂指すべきは、東御料地第十七號より第十九號間の砂利敷土功も其の一なりとす。其の起工者は安田健藏氏にして二百間の連亘せる道路を敷幅九尺、厚さ五寸に砂利を布設し僅かに五十圓の請負事業に過ぎず。明治四十四年十二月七日起工せるが同月十三日に至りて落成し、殆んど一週間にて工事の遂成を見るに及ぶ。神樂村新區畫地に於ける橋梁の營繕と、並びに道路の盛土工事は高橋源治氏が請負事業として二十八圓の請負金にて之を營み、明治四十四年十二月五日を以て延長三十間の土砂布設を遂げ、橋板の破損せるを修復したり。又東御料地第十三號と第十四號間に於ける道路延長二百廿五間の個處は、陥没して凹凸を顯はすにあらざれば、龜裂四出して破壊せるもの尠しとせず。明治四十四年十二月十六日東御料地十四號北原慶五郎氏は、請負工事金四十五圓にて之れが經營を甘諾し、同年十二月廿六日に及んで其の復舊を完成せしむるに至る要するに本工事は第十三號連絡道路や、第十三號支線奥の道路やと唇齒輔車の關係を維持し、東御料地第一號より第十九號に至る全帯を修繕し、道路の保安を謀るの趣旨に外ならずと雖も、第十三號の連絡中樞とも目すべき起工着手の眼目點より、新區畫の終點地にありし道路經營を以て、東御料地道路の工事に於ける明治四十四年度の特色と謂はざるべからず。



## (六) 東御料地零號三號間の道路修繕

東御料地の道路は殆んど修復工事を行ふにあらざれば、往來雍塞の深憂を醸もすものなしとせず。特に第十三號以北の道路と、忠別川の正橋畔より零號及び二三號道路を以て壞損の甚だじきものと做す。されば明治四十五年一月廿五日安藝兵藏氏は、東御料地零號より第三號迄に於ける破壊したる九百間の道路修繕工事を擔任したり。該工事は從來の破壊個處に砂利敷の土功を施すのみに過ぎざれば其の修繕費纔かに二十七圓を要せるのみ。同年二月十日同氏が精々勵克の下に活動したる結果は、豫期に違はずして其の工を竣ふに至る。蓋し本工事は松浦宇吉氏が擔任したる東御料地零號より旭川町に通ずる大正橋畔にありし道路修復の土功と相待つて、必ずや交叉上に於て相與に至大の關係を有し修築せざるべからざる經營の一道路なりとす。故に明治四十四年九月十六日東御料地零號三番地にある小橋の朽廢墜落せんとしたるが如きも、松浦宇吉氏之を請負事業として築設し、其の竣功を企圖せるもの零號より第三號に串通すべかりし脈絡上の經營たらずんばならず。兎に角東御料地土功の經營が主として道路修繕の事業にありしは謂ふ迄もなく、如上列記したるものを網羅せば幾多の工事經營に分かれ、殆んど枚擧に暇あらざらんとす。彼の外山五平次氏が東御料地三番地にありし暗橋洞開を築設せるが如き、僅か五圓の工事費に過ぎざりしものあらんも、同年八月廿二日之を落成せしめたるに微察せん乎。明治四十四年度の施設は東西御料地と與に相呼應しつゝ道路の大修繕を策し、舊來の陥没。泥濘。凸凹。決潰。破額等の道路上にありし障害をば一掃し去らんとするにありしを以て、道路經營に忙殺せられたりと云ふも敢へて贅言にあらず。是れ則ち稻田本位主義の累功は圖らずも一躍驀進しつゝ、今日迄繰り延べしたる道路經營に猿臂を伸ばしたるに歸せずんばならず。

## 一五 管内道路の基點と里程の確定

由來兩村の益々殖民發達をして劃然たる山村水廓を組成せしめたるが、道路の紆徐廻せる形勢は年を経るに従ひ、殖民田舎の増加を促がし、郊外渺茫たりし原野だも足跡の印する處馬蹄の蹶起する處自然野徑を構成せしめ、所謂踏分け道路を開きたる以外に於て、殖民道路の經營せるもの町村經營の下に引起せる道路の發達は、已に業に前章に於て其の概況を略叙したるが、されど此は道路に於ける片鱗半副を描寫せるに過ぎずして、其の里程の如き道路の基點の如きは朦昧にして適從する處を識らざるものあらんとす。勿論里程の如何は殖民地の測量と共に其の規定せるものありしかど、未だ確然として不拔なるに臻らず、何となく一知半解の譏りなきを得ず、去れば明治四十二年九月組合長蔭山逸夫氏の時代に於て、里程及び道路の基點を查明して從來道路行政の不備を補ふに至れり。則ち概括して之を一言せば、役場所在地より神居村の雨紛。美瑛。忠別太。臺場ヶ原。伊ノ澤等に於ける部落の里程を明晰ならしめ、又役場所在地より東西御料地の上忠別。神樂町。邊別。ペンヶ朗根内等の部落の基點を樞要の個處に設定すべく計畫を爲し、以て後の道路里數を起算せしむる便益に裨補あらじむ斯くて羈客の慰安に備ふるのみにあらず、道路行政の一般的に資供する材料としたるは蓋し蔭山逸夫氏時代を以て嚆矢と做す。







美瑛町	美瑛町六丁目	神居小學校所在地	神居古潭	小學校所在地
忠別太	共有地	中央	内大部	小學校所在地
同	同	同	雨紛	雨紛小學校所在地
臺場原	同	同	伊ノ澤	小學校所在地
春志内	橋梁			

東御料地 十三號	西御料地 十八號	東御料地 九號	邊別驛	組合役場	美瑛町	忠別太 共有地	臺場原	春志内
一、二七〇	四、二七五〇	一、〇六〇	二、一六〇	一、八〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	一、二六八	一、四〇二
	三、〇〇〇	三、二三〇	三、二三〇	一、一〇〇	三、三〇〇	二、〇八八	二、〇三九	三、〇〇二
							三、二七三	四、〇三九
							三、二七三	五、二七三
							四、三〇三	六、〇三九
							四、三〇三	
							三、〇三九	
							四、三〇三	
							三、〇三九	

神居古潭	二、〇〇〇
内大部	

組合役場	伊ノ澤	美瑛町	雨紛	忠別太	忠別太
二、二四五	二、三三〇	一、九〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇

一六 西御料地校舎の修築設備 (其の一)

(一) 西第一尋常高等小學校の修繕

西御料地第一尋常高等小學校の敗壞して風雨を漏さんと欲する腐朽に及び、未だ軒傾き壁墜ち砥柱折るゝに至らざれど、其の修繕を營まざるべからざるもの數個所あり。第一には生徒昇降口の建替を要するにありと、第二には玄關の修繕を營むにありと、第三には教員住宅の修繕を行ふにありと、第四には前側の土臺替を築造するにありと、其の他職員生徒の模様替と、修繕工事等の經營にありとす。此の△事に加ふるに第二尋常小學校に於ける便所模様替の工事を併せ、請負金三百九十三圓を以て掛



塙吉右衛門氏に落札し、明治四十四年三月一日組合長福岡幸吉氏との間に之れが工事契約を締結したり。然かも同月同日工事請負の入札を執行するや、鳥谷三平氏の請負見積は三百九十五圓にして、塙吉右衛門氏は如上の金額なりしと雖も、中榮太氏の入札見積書に於ける工事請負金額は、記載文字の曖昧にして明瞭を缺けるものありしかば、無効と認定せられ塙氏を以て當然落札者なりと結着しぬ。然るに本工事に對する豫定価格は四百三十三圓四十三錢と評價し、指名入札を施行せるにありとす。されば請負人塙吉右衛門氏は同年三月一日組合長福岡幸吉氏に對し、契約保証金として金四十圓を提供したる上に、之れが修繕工事を開始したり。同年三月廿八日工事竣工の届出を行ふと與に、同月三十日組合長福岡幸吉氏は雇技術員たりし佐久間環氏を派遣して、其の工事竣工に關する檢定を行ふ。塙氏は一面に於ける西第一尋常小學校の修繕工事を請負ひ、前叙の工事と與に着々其の作業を開始し、同年三月三十日其の功を竣ひたるが、要するに本校舎の修繕は頗る小規模にして僅かに二十八圓の請負事業に過ぎざりしが故に、其の破損修復すべき程度亦識るべきあらんのみ。學校築造に伴ふ設備は明治四十三年度に屬する施設事業なりと雖も、西第一校教員住宅の修繕に至りては、未だ頽廢の部分に對して完成するを遂げず、端なく翌年度に於て繼續的修繕を施行せざるべからざる工事を醸生したり。此は明治四十四年八月十六日塙吉右衛門氏に對し、工事費四十一圓七十七錢を以て請負事業と爲し、組合長安達利三郎氏より其工事の擔任を命せられ、然かも修繕工事を謂へど地杭。大小根太より大貫。柱等に至る迄殆んど新築同然の設計なれば、之れが造營易からざるのみか、如何に舊住宅の朽然壞頽せるかを卜知すべき也。明治四十四年八月廿日修繕造營の成りしと與に、實査檢定を結了したり。

## 一七 西御料地校舎の造營設備 (其の二)

## (二) 神樂西第二小學校の修繕工事

塙吉右衛門氏が請負事業として造營せるもの豈に唯た之れのみならんや。西御料地第二尋常小學校の修繕工事に於けるも亦然りとす。明治四十四年三月一日組合長福岡幸吉氏が塙氏に請負金四十二圓二十三錢五厘を以て工事の修繕を命じ、明治四十四年三月三十日之を竣功したり。之れと同時に同校屋根の修繕工事も四十九圓三十六錢五厘の請負金を以て、之れが修築を囑したりき。然かも屋根の修繕は約五十四坪餘の葺替にして、此の工費四十二圓九十六錢五厘を投資したると共に、之れが材料たる刺柁十九にして此の代金六圓五十錢を要したるか、校舎の修繕工事に於ける内容に至りては敷場及び廊下等の施作を行ふにありて、地杭。根太。木棟。アフリ板。敷居鴨居等の材料を使用せるに由り、略ぼ工作物の如何なる乎を諷諒すべき也。

## (三) 東第二小學校の修繕工事と増築

明治四十四年三月一日神樂東第二小學校の屋根修繕工事は、塙吉右衛門氏に其の請負を囑任したるが、其の修繕すべき個處は四十六坪餘にして、刺柁は十九を使用する屋根葺替にて、其の総額四十七圓六十四錢を要したる工事費とす。然かも本校に於て特筆大書すべき紀念は、蓋し校舎増築の工事にありと謂はざるべからず。明治四十四年十一月廿四日北海道廳指令第九六三一號を以て、北海道廳長官石原健三氏より、全年九月廿六日付神一第三四三七號申請神樂東第二尋常高等小學校々舎増築並に便所改築の件認可すとは、兼ねて一日千秋の想を爲しつ、翹望せる本校増築に關する認可書にあらざるや。是に於てか組合長安達利三郎氏は迅速に其の増築を企圖し、以て校舎の窄隘なりと與に教育上に於ける就學兒童の薰習と、陶鎔に及ぼす影響は極めて莫大ならんことを慨き、直ちに學政上に於ける設備を完ふせんと欲す。明治四十四年十二月十九日同校増築に關する競争入札を施行したりき。されど入札希望者は寥々たる形勢にて僅かに數名に亘らざりしかば、何等の激烈なる變態を看ずして平



穩場裏に其の入札を結了せしむるに至る。乃ち藤原丑松氏は八百四十八圓の請負入札を爲し、阿部功氏は八百四十九圓の請負入札を爲し、藤橋晋松氏は九百八十九圓の請負入札を爲し、掛場吉右衛門氏は九百六十九圓の請負入札を爲したりと雖も、開札の結果として阿部對藤原の二氏入札は僅かに一圓てふ零細なる差隔にて中原の鹿途に藤原丑松氏の落札する處と爲る。而して組合長安達利三郎氏が該工事請負入札の豫定價格は八百五十圓の査定にてありしかば、藤原丑松氏の落札と兩々相較せん乎、是れ亦殆んど僅かに二圓の差隔に過ぎざること問髪を容れざるものあらんとするを調査したり。明治四十四年十二月廿二日組合長安達利三郎氏と、落札人藤原丑松氏との間に工事契約を締結し、保証金八十五圓を納付せしめたるに與に、吉岡伊勢吉氏を契約保証人と定め、同年十二月廿二日を以て増築工事の經營に着手せしめたり。同年一月廿三日請負人藤原丑松氏より工事の部分的竣功を檢定せらるべく出願ありしが爲め、組合長安達利三郎氏は組合役場書記池本龍一氏を派遣し、之を踏査したるに同月廿四日同氏の檢定書に據れば増築工事の總体に對し、三分七厘の出來形なりしもの、如し。されば當時は白雪皚々たりし酷寒の最中なりしかば、工事の如きも未だ半分以上にだも進捗せず、極めて作業の至難にして遅緩しつゝありし状態を視るべかりし也。故を以て池本檢定員が視察の結果として縱令工事が同年二月十三日限り竣功せるにもせよ、一旦檢定を了し建物の授受を完ふせるにもせよ。積雪堆裏の工事なるを以て、或は地盤を陥没せしめ或は屋根の雨漏を招ぎ、或は根太を動搖せしむる虞れなきを保せず。是に於てか同年二月十四日組合長安達利三郎氏は竣功後に於て豫め融雪に伴ひ此の危険あらんことを慮り、請負人藤原丑松に對して第二次保証として金二十圓を提供せしめ、融雪後に於ける万一の危険を保證し、之れが修復を要する場合に備へんと欲するにありとす。斯かる工事の状態にありしかば、同年二月十二日漸く増築の成れるを觀之れが竣功届を請負人藤原丑松氏より提出するに至る。されば今日迄部分的落成の檢定に過ぎざるものありしかど、同年二月十四日工事の總

体竣功を檢定したり。亦以て如何に該工事の進捗遅々として雪寒中に困難なりし乎を想察するに餘りあらんとす。蓋し本校△事は教室及び廊下二十七坪にして、生徒昇降口十二坪を造營建築すると與に便所は十二坪を改設し、總計五十一坪の増築たりし也。其の設計の如きも明治四十四年十一月廿七日上第學一八七三號を以て、上川支廳より教室上の換氣並に廊下の採光等に關して二條項の下に訂正施工すべきを通達せらる。第一、附屬家は總べて仕口本校に倣ひ完全に施工するを要す。第二、教室廊下側の換氣窓三間の通し窓とあるも、中央一間は之を廢止し、又廊下の採光窓三間の通し窓とあるも中央一間は之を廢止するを要す。とある訓示的の注意ありしが如き、同校増築の設備に關して空氣の流通上に於て窓牖の設け、光線の發射に對する設計圖案の上に於て誤謬ありしを發見したるにあらざるや。

### 一八 繼續事業としての大正橋 (其の一)

(一) 東御料地と旭川の交通

神樂村東御料地に於ける水村山廓てふ部落を組織したるは、蓋し明治廿九年に到り漸く殖民的開發の進域に達したりと雖も、由來同地の形勢たるや山水紫明の幽美と超然高舉の神境あるを以て、兼ねて其の名區たる風色を天下に擅にしたる神樂岡の丘陵をして、突如として聳せしむること、宛然駱駝の脊梁の如き状態なくんばあらず。されば神樂村が東西御料地に相分かれ、中間に神樂岡の丘陵を重疊せしめ、蜿蜒相起伏せしむるのみならず、東西御料地の疆域は自然的神樂岡を以て劃定しつゝありと謂はざるべからず。然かも一面旭川市區に往來せんと欲せば、忠別川の水流潺湲として帯の如く、縦横屈曲しつゝ天然の遮斷路を劃するか故に、東御料地より旭川に抵らんとするには、神樂岡を迂回して崎嶇たる丘陵を越り、西御料地を経て旭川區に達する不便なれば、必ずや忠別川に架橋を要すべ



きは天然の地勢より之を察するも適切なる經營なりとす。

(二) 架橋の首唱家

東御料地の殖民拓發に於ける創業時代より、忠別川に架橋の劃切なるを懐くこと蓋し一日の故にあらす。東御料地の先覺者水野喜代次氏は大に茲に鑒みる處あり、部落の公益を圖り神旭間の融通をして長く天然の儘たらしめば、東御料地に於ける農産物の輸出は空しく運搬の勞を以て奔走に疲れ、經濟上の膨脹は殆んど翹望すべからざるのみならず、殖民以來の拮据しつゝ全村民が滿腔の熱血を瀝ぎて開發せる美田と沃圃も、何時しか尙的競争の關係よりして、米穀の收益に至大なる影響を與へんことを憂ひ、先づ以て渡船場を忠別川に設置せんと欲し、松浦治平氏に勸め部落の協議を遂げ、明治卅年五月官廳の許可を得て、同氏をして渡船場を創立せしめたるに過ぎず。されど漸く神樂岡迂回の煩勞を省き、村民に對しても幾何の慰安を與ふるを得たりしかば、約十星霜を経たる間架橋の設備だもななく、忠別川の津頭や單に一操の舟あるに過ぎず。東御料地の村民は幾多の辛楚と幾多の耐忍を以て渡船場に甘んじたるは、蓋し村民唯一の命脈とも頼むべかりし灌漑溝の計畫と、稻田熟成の計畫とに只管ら忙殺せられたる餘儀なき結果に因りしのみ。明治四十四年頃及んで村民が貢獻せる水田の計畫も漸く其の緒に著きしを以て、水野喜代次氏は篤志家の立場として村會議員の位置として、大正橋の必要なる所以を唱ふ。是れ明治三十年頃渡船場の設置せるより本來の宿望を達せんと欲する好機會なりしを以てのみ。

(三) 忠別川架橋新設の建議案

時維れ明治四十四年二月七日神樂村々會を開議せんとする最中に於て、然かも同年度歳入歳出豫算外四案を審議せんと欲する同日午前九時三拾分福岡議長の開會を宣する劈頭に際して、二番議員水野喜代次氏は、三番議員熊谷重平。六番議員青野理吉二名の賛成を得て、忠別川架橋新設に關する建議案

を提出したるにありし一舉の活動とす。二番議員水野喜代次氏の此の建議案ころ、東御料地の村民に對して野に喚べる天籟の福音とも云ふべかりし好箇の快舉にして、拾年磨一劍てふ水野議員の奉公丹誠を凝らしたる宿望的建議案たらずんばあらす。福岡議長に於ては本建議案は規定の賛成者あるを以て、之を議案として採用するの可否を滿場に附議したると同時に、二番水野議員は建議案提出の理由を説明したるが、其の要核を擧ぐれば曰く、本案は余が移住以來に於ける渴望して歎まざる處なりと雖も、未だ架橋を實施すべきの機運に達せずして荏苒今日に及びたるが、時勢の進歩に連れ村治の發達と經濟上の急轉直下をして忠別川に於ける架橋を餘儀なくせしめたる状態に傾きたり。且つ夫れ本年は 東宮殿下の旭川に鶴駕あらせらるゝ瑞雲の歲なれば、御臨幸を永遠に服膺せしめんか爲めに紀念事業として本工事を斷行せんことを述べ、一言は一言よりも極めて沈痛凱切を深はしたるものありき。又一面同年二月八日に於ける神樂村會の開議に際し、水野二番議員は第四款教育補助費に移る前に一言ありとて、第三款土木費一項一目橋梁架設費に於ける忠別川架橋六千圓に對する本年度支出額として一千五百圓を増設するの必要あるを唱へ、是れ則ち昨日の議會に建議案として提出せる理由の如く、蓋し本工事を實施するに否とは大に一村の開發公益の増進に關する所以なりとす。されど本年度一ヶ年のみに於て鴻大なる土木費金を支出するは、村經濟の上に許さざる處なれば、之を三ヶ年の繼續事業として、本年度は前述の金額乃ち一千五百圓を計上しつゝ、土木費の忠別川架橋に増設の必要なる所以を述べ前説を布演したり。敢へて左に二番水野議員の提出したる建議案を掲記せんとす

建議案

一 忠別川架橋新設 渡五拾間 幅員拾八尺

但橋臺及護岸工費共

此費用金五千五百圓

土木篇



合計六千圓 但實測ノ結果多少ノ増減アルベシ

内

金二千圓 四拾四年度支出

金二千圓 四拾五年度支出

金二千圓 地方費補助金

理由 忠別川ノ如キハ是レ迄橋梁ノ設置ナキ爲メ交通不便ヲ來タシ、其ノ筋へ再三請願セシモ未  
タ何タル御處置コレナシ迎モ實施ノ見込難相立然ルニ近來時勢ノ進歩ニ伴ヒ行通頻繁ニシテ實踐  
躬行ヲ感ジニケ年繼續事業ニテ地方費補助ヲ得殘額本村費支出ヲ希望ス  
右本村會規則第十七條ニヨリ建議案提出候也

明治四十四年二月七日

建議者 水野喜代次  
賛成者 熊谷重平  
全 青野理吉

(四) 橋梁架設に關する申請

明治四拾四年二月八日開會の神樂村會に於て、議案第六號として水野二番議員の建議案は採擇の上に  
之を議場に附議したるが、明治四拾四年度より同四拾六年度に至る繼續事業として、道路及橋梁の新  
設總額六千圓は更らに之を年度別に區劃せば、明治四拾四年度の支出額一千五百圓と爲し、明治四拾  
五年度の支出額二千圓と爲し、明治四拾六年度の支出額二千五百圓と爲し、繼續三ケ年間に於ける土  
木經營を斷行せんと欲する計畫に可決確定議を得たり。然かも繼續事業としての總額六千圓の内二千  
圓は地方費の補助金を仰ぎ、以て此の未曾有なる大正橋の築工經營を遂げんと欲する議場滿堂の趣意  
にてありし也。されば明治四拾四年七月廿日時の組合長安達利三郎氏は、先づ以て此の議決を實行せ

んと欲し、橋梁架設費繼續支出許可の申請を北海道廳長官石原健三氏に提出したりしかど、案外なる  
應答間に遭遇したりき。其は他にあらず、明治四拾四年八月拾二日附を以て、上川支廳より一の照會  
を發せられたること輒ち是れなり。第一曰く架橋に要する財源は何れに之を求むるや。第二地方費の  
補助は何年度に於て之を得んとするや。第三地方費の補助なき場合は如何なる方法に依り之を施行せ  
んとするやにありとす。されば安達組合長に於ては此の監督官廳の質問に對して、第一問は明治四拾  
四年度の支出額一千五百圓の内一千圓は村費の支辨と爲し、五百圓は東御料地住民の義捐を得て寄附  
金を以て之を補填せんことを以てすると同時に、明治四拾五年度の支出方法は其の二千圓の起工費を  
村費の支辨と爲し、明治四拾六年度の支出に於ては五百圓を村費の支辨と爲し、二千圓を地方費補助  
金を以て之を補填せんことを答ふ。而して明治四拾六年度に於て之れが地方費補助金を仰がんとする  
計畫にして、若し夫れ補助金を得ざる場合は村費を以て之を支辨せんことを以てし、同月十五日尤も俱  
体的なる復牒を與へ、之れが監督官廳の疑問を解釋せしめんとを勸めたり。されど監督官廳に於ては  
此の復答に満足せず、同月七日附を以て再び照會を重ね來れり。其は乃ち橋梁起工費に關する寄附金  
五百圓は既に確定し居るや、明治四拾四年度及明治四拾五年度に於て施行すべき事業に對しても、四  
拾六年度に於て補助を得んとする儀なるやにありしが、我が安達組合長に於ては同月九日附を以て寄  
附金は既に確定せるのみならず明治四拾四年度に於ける施行事業に對し、明治四拾五年度に於て補  
助金を仰がんとする計畫なりしを應ふ。然るに同年九月拾一日監督官廳よりの照會に依れば、四拾二  
年四月北海道廳令第三三號土木費補助規程に據るに、前年五月廿日迄に書類道廳に到達すべく申請せ  
ざるに於ては、明治四拾五年度に於ては補助せられざるが爲め、再調の上至急回答すべきを以てせら  
る。されば安達組合長に於ては同年九月十五日此の照會に應ふるに、蓋し明治四十五年度に於て地方費  
補助の計畫なりしも、補助申請の時機を失したるを以て、明治四十六年度に於て地方費の補助金を仰か



んとする計畫に變更すべきを回答したりき。同年十月七日上川支廳に於ては既に執行済の前年度工事に對しては補助を與へられざるべしと思惟せらるのみか、尙ほ之れに對しても補助を享けんとする覺悟なるや、又若し地方費の補助なかりせば、如何に其の工事を經理せらるべき覺悟なるやを釋ね來る。是に於てか安達組合長は此の計畫變更に伴ふ施設の一斑を報じぬ。其は十月十八日の之れが回答を閱みするに、地方費補助金は明治四十六年度に於て之を仰がんとする計畫にして、目下東御料地の篤志家等に於て架橋委員なるものを組織し、傍近に其の關係を有する町村住民に對して寄附を勧誘しつつあれば、之れが豫定額に達したらん場合には其の計畫を變更せしめ、規模を廓大ならしめ一万五百圓てふ一大架橋を經營せんと欲す。されど殆んど未確定なる寄附額を以て直ちに之を布設するを得ざるが爲め、六千圓の築工費と爲し、三ヶ年繼續事業としての計畫を申請せるのみ。若し地方費の補助金を得られ難き場合ありとせん乎、村費及寄附金の収入を仰ぎ架橋建設の支途に充てんと欲する方針なれば、經理上敢へて頓挫を來たざるのみか、將來多々益々辨じ得べき餘裕綽然たる財源ある旨を言外に之を顯はし、以て監督官廳に於ける疑問の百出を容易に之を説破するを得たりし也。斯の如く幾多の波瀾重疊を経たる橋梁架設に關する繼續の支出申請は、幾度か成るに垂んとして應問復答のみに忙殺せられしかど、明治四十四年十一月四日左の如く北海道長官より許可の指令を得るに至る。

上川郡神樂村神居村組合役場

明治四十四年七月廿日神一第二六五六號申請神樂村橋梁架設費繼續支出ノ件許可ス

明治四十四年十一月四日

北海道廳長官 石原健三

一九 繼續事業としての大正橋 (其の二)

(五) 橋梁費の支出方法に關する變更

橋梁起工費は繼續事業として三ヶ年間に於て六千圓の支出なりしが、明治四拾五年三月七日の村會に於て議案第二號として其の支出方法を左の如く議決確定しぬ。

- 一金一万二千九百圓 道路開鑿及橋梁架設費
- 金六千五百圓 明治四拾四年度支出額
- 金二千圓 明治四拾五年度支出額
- 金四千八百圓 明治四拾六年度支出額

如上の計畫に支出方法を變更したる所以は、起工總額六千圓の少額にては到底建築の崢嶸なる橋梁を布設せんこと難きを認め、村内公共の義務に富める篤志家の寄附金を募集せるに四千六百圓を歛めたり。且つ明治四拾六年度支出額二千五百圓の確定なりしかど、總工費一万二千九百圓に對する三分の一の地方費補助四千三百圓村費支出五百圓計四千八百圓てふ繼續支出の變更を要したるに飯せずんばならず。更らに之を詳言せば由來同架橋に關する調査を遂げたるに、起工總額六千圓の支出にては急流奔放にして箭の如き忠別川なりとせば、其の成功得て期すべからざるのみか、莊築無雙なる架橋を施さんには、一万二千九百圓を要するにあらずんば理想の布設を企つること能はず、されど斯かる鉅費を一村の支出とするは財政上の允さる處なれば、關係ある部落民の總會を開き完全なる架橋を施すには、從つて護岸工事の必要あると、且つや元來橋梁の延長は八拾間なりしかど、再調の結果は之を百拾間に擴張したれば、其の總工費一万二千九百圓と變更し寄附金を募集せるに、句餘にして四千六百圓を擧げぬ。仍て明治四拾四年度の支出額を六千一百圓と定め、明治四拾五年度の支出額を二千圓と定め、明治四拾六年度は四千八百圓と相定めたり。若し夫れ地方費補助を得ざる場合あらんには繼續年限を一ヶ年延長せしめ、村費及び關係町村の寄附金を仰ぎ以て其の足らざるを補ひ、牢固として長へに盤乎たる架橋を施さんとする企圖に出づ。組合長安達利三郎氏は明治四拾五年三月拾三日附



を以て、繼續費の支出方法を變更したるに就き之れが許可を申請したるに、同年四月拾二日北海道廳長官石原健三氏より、第三三〇一號を以て之を指令せらる。爾來橋梁起工に關する測量設計を遂げ、將に架橋の許可を申請しつゝありしが、北海道廳より技術員を派遣せられ、踏査を遂げたる結果は既定の橋梁位置として頗る危険の個所にあると、又一面護岸工事に鉅費を消糜するの虞れあるは蓋し全然本來の橋梁位置と設計を否認せられたりき。斯かる根底的の變更を要せざるべからざる俱体的の命令ありしに基き、更らに測量及設計を試みしに總工費金一万一千五百圓を投せざるべからざる計畫に縮小するに至る。従つて既定工費より金一千四百圓を減額したれば、亦従つて各年度支出額に異動を發せざるを得ず。然かも北海道廳より派遣せる技術員の踏査したる結果として、架橋の位置を變更したると共に、橋の延長を九拾五間に短縮せしめ、加ふるに護岸工事は殆んど之を全廢したるにありき。即ち大正元年拾一月十五日村會の議決したる繼續費支出の變更は左の如し。

一金一万一千五百圓

道路開鑿及橋梁架設費

金一千二百九拾四圓二拾九錢六厘

明治四拾四年度支出額

金二千圓

大正元年度支出額

金八千二百五圓七拾錢四厘

大正二年度支出額

起工繼續費の支出方法は或は増額せられ、或は減額せられ殆んど端倪するに暇あらざらんとす。技術員の踏査せられたる結果は變更せざるべからざるの餘儀なきに至りたれば、組合長安達利三郎氏は如上の支出方法に變更したるに就き、大正元年十二月六日之れが許可申請を企圖したるに、北海道廳長官山之内一次氏より指令第三三六號を以て允認せらる。然るに組合長安達利三郎氏が大正二年二月七日再び繼續費支出方法を變更する許可申請を提出したりき。其は北海道廳より技術員の踏査せる結果に基き其の指揮を受け、上川土木派出所長に請ひ測量設計を完備せしめ、之れが起工の許可申請を享け

つゝあるの際北海道廳より左の設計を査定して、既定工費より二千五百三十圓八十二錢七厘を減少せしめ、加ふるに支出方法に對しても之れが變更を要せざるべからざるに到達す。故に當初の寄附額は僅かに總工費の十二分の一なりしかど、爾後設計の變更せるに伴ひ工費にも殆んど劃然たる異動を生じたり。是を以て部落民を説き要費の約三分の一に當る四千圓の寄附を得ることに承諾を求めたり。されど工費の減少を來たせるの結果として、自然的に寄附額に對しても亦一千圓の減少を呈したりき故に北海道廳の査定總工費八千九百六十九圓拾七錢三厘に對して其の儘と做し置き、其の他は繼續支出方法を左の如く相定め、之れが變更の申請を圖り工事の端緒に相掛からんとす。

一金八千九百六拾九圓拾七錢三厘

道路開鑿及橋梁架設費

金一千二百九拾四圓二拾九錢六厘

明治四拾四年度支出額

金二千圓

大正元年度支出額

金五千六百七拾四圓八拾七錢七厘

大正二年度支出額

再三再四の繼續支出方法は愈々今回左の指令に接して、初めて起工の端緒を捕捉すべき機會に遭ふ。橋梁位置の變更と云ひ護岸工事の全廢と云ひ、全然本來の設計を覆へし圖案を修正するが如き、殆んど之れと關聯する繼續支出の方法に就き宛かも翻雲復雨の感慨なからずとせんや。之れが爲め工事の遅延したること果して幾何ぞ。

北海道廳指令第一七四五號

上川郡神樂村神居村組合役場

大正二年二月七日神一第三二九號稟請神樂村道路開鑿及橋梁架設ニ關スル繼續費變更ノ件許可

大正二年三月八日

北海道廳長官

中村純九郎

土木篇

五九三



(五) 工事契約と其の着手

大正橋の工事経営は何人に對して之を着手せしむべき乎は、謂ふ迄もなく競争入札に附するを以て當然とすべけんも、元來同橋に關する布設の動機とも云ふべかりしは、東御料地青年會長水野喜代次氏の率先して首唱せるに飯せざんばならず。されば大正三年三月一日水野青年會長に於ては、起工着手の舉あらんとするを聞き、之れが工事の請負をして同會に寄附せられんことを乞ふ。而して其の趣旨とする處は請負工費の内二百五十圓を青年會より之れが寄附行爲を營み、加ふるに工事の資料に對して蒐集を努むると同時に、青年會員が公共事業に其の貢獻を盡くさしめんとするを唯一なる目的とするものゝ以て之を標榜す。特に本事業は、東宮殿下の行啓を紀念とすべく敬虔と崇拜を兼ねるに、村民滿腔の赤誠を以て之を奉迎したる美意を長へに傳へんが爲めに、莊築盤乎たる橋面に之を鐫刻せんと欲する紀念事業たるにありとす。且つや同年四月廿五日神樂村會に於て端なく東御料地青年會が隨意契約を以て工事請負を擔任すべく諮問案の出たるに、滿場一致の上に之を許容したりしかば、大正二年四月廿八日組合長安達利三郎氏と、青年會長水野喜代次氏との間に架橋工事に對する附屬道路及護岸工事は、一千六百十四圓八十五錢五厘を以て隨意契約を締結しぬ。又東御料地より旭川町に通ずべき橋梁及流水除は、同年四月廿四日青年會長水野喜代次氏との間に、工事費六千二百四十三圓九十九錢二厘を以て隨意契約を締結しぬ。是に於て紀念事業の發起者として青年會長として、村會議員としての水野喜代次氏に於ては幾多の農家青年を鞭撻しつゝ、前者は大正二年四月廿八日之を着手し後者は同年四月三十日之を着手したり。然らば同橋の組織は如何なる構成なりし乎は左の叙する處に基き其の一斑を髣髴すべし。

(七) 工事費の一斑

變更に變更を襲ねつゝ、ありし大正橋の經營費が、最初の計畫は二万二千九百圓なりしと雖も、漸次遞

減して八千九百六十九圓十七錢五厘の總額に縮少したりき。更らに之を區別すれば五千九百四十一圓五十三錢六厘の橋梁架設費と爲り、三千二十七圓六十三錢九厘の道路開鑿並に流水除費と爲り、九百四十八圓二十六錢三厘の明治四十四年度材料購入費と爲る。尙ほ一步進んで更らに之を内譯すれば一千二百五十圓七十一錢九厘の流水除費と爲り、四千九百九十三圓二十七錢三厘の橋梁費と爲る。而して又一面道路及附屬工事に至りては、一千六百八十八圓五十三錢五厘にして、主として護岸の經營と橋梁と連絡すべく道路の開鑿に伴ふ工事にありしと謂はざるべからず。乃ち之を詳載すれば次の如し。

- 縮切柵工費 金百七十三圓八十六錢五厘
- 土留柵工費 金百十八圓四十錢
- 道路線伐開費 金五十八圓八十錢
- 土管埋設工費 金六十一圓十錢
- 砂利敷工事費 金百十六圓三十五錢
- 下水溝工費 金二十圓二十錢

縮切柵工は長さ五十間兩側柵高二尺五寸にして幅九尺なるが、柵杭は檜及柏を使用し、立粗朶は二三年生の生柳約二百把を使用したり。土留柵工は延長百間にして二重に二ヶ所に分設し、道路線の伐開は幅八間と爲し、長さ二百九十四間と爲し之を開鑿しぬ。土管の如きは臺場焼長さ二尺徑一尺五寸の物十七個を使用しつゝ、長さ三十四尺に之を埋没したりき。下水溝は上幅三尺にして底幅及深さ各一尺に相定め、延長二百二間を開鑿したると同時に、道路延長二百九十四間に對し幅九尺厚さ五寸の砂利を布設したるが如きは、主として如上の工事費を支出したる所以ならずんばあらざる也。

一一〇 繼續事業としての大正橋 (其の三)



(八) 橋梁の設計

從來兩村の範内に於ては幾多の小橋ころ隨所に建設したることあれ。雨量漲溢すれば急湍殆んど棹すべからざる忠別川の中央に、結構の宛然たること虬龍の蟠まると髣髴せる一大長橋を架し、其の工事費既に業に一万圓以上に垂んとする經營は、村費として大正橋の如きは村内未だ曾て他に其の匹儔を看ざるの規模たらずんばあらず、従つて橋梁工事に伴ふ設計の如きも土木史上に於て將來の參稽に資すべき美點とも云ふべき畫龍點睛の技巧を發見すること無しとせず、其は左に登載せる設計に就き然る所以を首肯すべし。

一、架設すべき水路河川は監督員の指揮に従ひ掃除し、其の流通を計り圖面及測量杭に依り橋梁の位置方向高低及各部の寸法を確定し、監督員の検査を受けたる上に堅固なる足場を組み立つべし。橋臺前面の盛土は橋杭中心より一尺の犬走を存じ、夫れより河身に向て一割土羽法を附すべし。橋杭は別紙杭打工事仕様に依り完了したるときは、監督員の指揮を受け杭頭切揃へ長幅共杭枕梁末口徑三分の二厚四分の一を標準として大柄を仕立つ可し。枕梁は上端行桁若しくは肘木當り深一寸の腮欠き下端杭當り納穴彫り之に架渡し、側面より所定の堅木込栓打通じ鋸四本宛打付け監督員の検査を受け其の兩端を切捨つべし。但し丸太材の分は杭及枕梁當り五分通り削り均したる上前頂の仕口を受け使用すべし。挾横は圖面に依り其の位置を定め杭肌五分欠き馴染良く「ポールト」にて杭當各所締付くべし。筋違横は踏止を付し其の他挾横に同じ、肘木は下端枕梁當り深一寸の渡り腮仕口とし、上端は水平に削り「ポールト」を以て行桁へ締め付すべし。行桁は上端水平に削り平均板を張り（行桁の中心と平均板の中心とは直線に一致せしめ）下端肘木當りも同様削り均し「ポールト」を以て締付るものとす。

橋板は兩側鉋削り間隙なく迫張り兩端は既定の寸法通り一直線に切揃へ其の上面に目違あるときは総べて削り取るべし。欄干は用材凡て鉋削仕上とし其の構造左の如し

- (イ) 親柱は頭部一寸五分兜幅形雨走を付し、耳桁及肘木當り二寸乃至二寸五分欠き取り「ポールト」を以て之を締付け笠木當り納穴を彫り尙ほ短冊鐵物を以て笠木に緊結すべし
- (ロ) 榎木は頭部笠木當り長幅各三寸厚一寸二分の柄仕立て足元三寸乃至三寸五分に欠落し橋板を貫通して耳桁に「ポールト」を以て締り付くべし
- (ハ) 笠木は上端一寸の鋸に削り下端榎木當り繼手は長五寸巾厚三寸の大柄仕口（大柄の中心へ榎穴彫り）とし、親柱への取付は一寸の大入一寸の柄入にして側面より徑五分の堅木込栓打通し卷鐵物取付くべし

(ニ) 橋面板には右側へ橋名左側へ架設年月日を記入すべし。車摺は瓜掛り殺ぎ落し、橋板と密着せしめ「ポールト」を以て行桁に打付くべし。土留杭は橋杭同様打込み頭部圖面通り切揃ふべし。土留板は橋板同様兩側削り取り監督員の指揮に従ひ地盤に根切し、根入圖面の通り密接に張り上げ板鼻一直線に切揃ふべし。

橋臺笠木は上端外側面取り鉋仕上とし、土留板及受木に「ポールト」を以て打付くべし。車除は頭部大面取り、其の内側は親柱の内側に倣ひ所定の深さに建込み地盤堅固に搦き固むべし。兩橋詰の裏埋は砂利質若くは良土を一層一尺とし搦き固めつゝ盛立て、行桁尻手の邊は特に注意して詰込み、監督の指揮員に従ひ相餘盛を爲し出來すべし。

流木除は圖面指定の箇所に於て橋脚の中心と一直線に監督員の指揮に従ひ、其の位置を定め別紙杭打工事仕様に依り杭打を了じたるときは設計圖面の通り所定の材料を取り付け仕上るものとす。



以上の設計に基き築創すべかりし架橋經營は、土木派出所長の考案を遂げし幾多苦心焦慮の下に成りしのみならず、道廳踏査官吏の明察を煩はし、改竄に次ぐに改竄を以てしたる設計なるが、幅員十五尺にして渡長九十五間に達し、流木除十八組を建築したる程なれば敢へて神劔鬼工を銜ふと云ふは當らずと雖も、忠別川の河畔に於て神樂町の國道に架せる忠別橋と相駢んで、大正橋の其の上流に蜿蜒として長帯を牽けるは、蓋し神樂村の雙壁として評せられ、天然の山水明媚なるに加へて一段の粉飾と青黛を添へたる風光なくんばあらず。

## (九) 工事費補助の申請

大正橋の經營費は總額一万二千九百圓を以て最初企畫すべき籌謀を樹てたりと雖も、再三實測を遂げし上に北海道廳よりの明確なる計畫を設けられ、其の經費を削減して八千九百六十九圓に縮少せられたるを以て、最初計畫の尤大なるが如きに到らず。されど本工事は紀念事業として永遠に村民が東宮殿下の回駕を奉迎し、敬虔を表する微衷の已むべからざるを彰はさんが爲めに、經營する架橋布設なると與に、東御料地を阻絶したる忠別川の便宜を圖らんと欲する村經濟の上より打算せる計畫なるが、然かも補助を得んと欲する意味に關しては、蓋し土木費の如き明治四十二年度に於て七百六十八圓の少額に過ぎざりしかど、二ヶ年後の明治四十四年度に際しては一躍騰上しつゝ、七千九百四十圓と爲り、殆んど十倍強の多額に達したるのみならず、一戸平均當り少きは十五圓多きは十七圓強に相當り、加ふるに閭村内に於ては二箇の土功組合を經營しつゝ、あれば、負擔の苛重なること他に匹儔を見ざる處也。故に總工費の内金四千九百九十三圓二十七錢三厘に對して補助を享け、以て村財政の窮乏を極はめんと欲する苦心經營の一良劑たらば、紀念事業を貫徹し得べきを述べたりしは、是れ豈大正二年二月七日組合長安達利三郎氏が、橋梁架設費補助の申請に關する一片の大意にあらずや。是に於てか大正二年四月廿二日付北海道廳長官中村純九郎氏より、指令第三二六八號を以て金二千四百圓を

補助せらる。良に本令は架橋工事に對して天の一方より與ふる天籟の福音たりし也。

## (十) 建築材料の拂下

此の蜿蜒たる長橋を架するに就ては、建築材料の如き亦以て多大を要すべきことあるは勿論なれば、蓋し橋梁用材の全部と護岸用材との二種に分ちて、帝室林野管理局より之れが拂下を受けたる事態たらざんばあらず。則ち前者の如きは組合長安達利三郎氏に於て、明治四十五年一月十三日之れが拂下を申請したるに、同年二月廿六日帝室林野管理局札幌支廳長田町與三郎氏より立木鹽地外二種の拂下許可を受けたりしが、北海道廳告示第八號林産物競賣手續に基き、同年二月廿九日組合長安達利三郎氏は賣買契約を締結したりし也。而して後者の如きに至りては明治四十五年二月廿日之れが拂下申請を爲したるに、同年三月六日業第七六八ノ一號を以て許可せられ、立木柏外二種に對する拂下を受けたるが、同年三月八日を以て安達組合長と、田町札幌支廳長との間に賣買契約を締結したりし也。されば大正橋建設の第一歩として、之れが根蒂たるべき資材の準備に就ては、既に業に一段落の先鞭を遂げし程なれば、此の資材に基き更らに進んで橋梁工作を施し、所謂曩きの設計に準じ神劔鬼斧とも云ふべき精巧なる調製を施すべき工事を双肩に擔ふて、奮然其の衝に當る適任者を得ざるべからず。然らば其の適任なる工事經營を囑する擔當者は誰れぞ。其は謂ふ迄もなく大正紀念橋の勗創を首唱したる、東御料地青年會長水野喜代次氏其人なりしと云はざるべからず。同氏は再三繰り返へしたるが如く、夙に忠別川に一大長橋を架すべく計畫し、神樂と旭川とに於ける此の一川の横絶しつゝ、一朝虐雨に際會せん乎、平時の細流も漲溢して一面の汎濫と爲り、何となく一種の天塹とも評すべかりし自然の障壁を疏通して、連絡を圖らんことを企畫せるは、久しき移住當時より彼の熱誠真率に之を渴望する處也。されば彼は神樂村會に建議して自ら之を提唱し、自ら其の局に當りて青年會員を驅り、伐木に造材に運搬に、有らゆる拮据經營したるの勞や偉大なるものなくんばあらず。されば明治四十



五年三月十日組合長安達利三郎氏と、水野喜代次氏との間に土木工事請負規程に基き、橋梁用材の供給すべき請負金は三千九百十三圓七十九錢九厘にて、之れが伐木。造材。運材を行ふ迄の工事を契約したると共に、併せて護岸用材をも四百四十六圓五十五錢六厘にて同様の工事的契約を締結したり。是れ豈橋梁用材の拂下を終へ一段落を告げたと同時に、用材の伐木。運搬。造材に移らんとする工事に上の進歩にあらずや。

(十一) 部分的檢定と工事竣成

橋梁工事の用材を調製すべく責任を擔ひたる東御料地青年會長水野喜代次氏は、明治四十五年三月部分の檢定届を提出し、組合長安達利三郎氏は書記池本龍一氏を派遣して踏査せしめたるに、工事の全体に對し四分一厘の出來形を報せるが如きは、護岸用材を除き橋梁用材の搬出せる工事に過ぎざるのみ。然かも工事の進捗するに従ひ架橋を施さんが爲めに、東御料地零號より忠別川の沿岸を縫ふ山麓七反四畝十三歩をして接續道路の開鑿に供へんと欲す。然かも同地零號より同廿八號に至る幅八間延長二百八十間の道路敷地をば無料貸下を得んとして、大正元年九月廿六日組合長安達利三郎氏より帝室林野管理局札幌支廳長に申請したるが、大正元年十月三日之れが許可を受くる機運に達したりし也。斯くして忠別川架橋の工事は大正二年六月四日之を竣功し、道路開鑿の工事は同年十月八日之を竣功したりし也。勿論三ヶ年間の繼續的事業なるを以て一朝一夕に成功すべからずと雖も、工事の計畫は幾度か變更せられ、工事の稟請は幾度か變更せられし爲め、豫定の籌謀畫策は頓挫に次ぐに頓挫を以てしたりしかば、竣功落成の遅延に流れしを餘義なくせらる。明治四十四年度の工事に於ける計畫時代より、青年會員諸君の興奮なる盡瘁と、會長水野喜代次氏の粉骨碎身なりし經營と辛酸を嘗めたること殆んど筆紙に竭くし難きものなくんばあらず。殊に赴任以來に於て安達組合長の如き、伐木の拂下より、計畫の變更申請より、補助金給與より工事の監督より殆んど貢獻の心血を瀝ぎ、幾多の

羊腸たる峯嶺を攀ち躋りつゝ、初めて頂上に達したる感慨や、本工事の經營に就き殊に然りの觀念に打たるものなしとせんや。實に安達組合長に於ては本工事に就き草鞋を穿ちて實地を踏査し、或は水野青年會長と餐風沐雨の間に馳驅しつゝ、焦慮せること幾何ぞ。されば大正橋の永遠に存在せん限りは青年會員と、水野會長及び安達組合長の功勳をして長へに同橋に紀念せられ、長へに村民に服膺せらるゝものあらん歟。

一一一 明治四十四年度土木事業の施設概観 (其の一)

明治四十四年度時代に於ける土木事業に關すべき施設の如何なりしやを瞥見せば、先づ以て道路の經營と河川橋梁の經營と、校舍築造との三様に區別せられつゝ、ある状態なりしもの、如し。抑も道路の經營事業に繋がるべき工事を擧ぐれば、神居村共有地基線より東一線に抵るべき築堤の水害復舊工事なるが、然かも該工事の仕譯書を読みするに、工柵延長八間にして盛土は二十五坪九合に達したれば之れが復舊費は三十一圓四錢を要せざるべからざる工事なりとす。此は美瑛川と忠別川との落合下流にある築堤にして、明治四十四年八月十七日の豪雨の爲め破壊せられ、事緊急に屬したれば時の組合長安達利三氏は、同年八月廿日神居村字美瑛町掛場吉右衛門氏をして其の工事を請負事業として之を經營せしめき。然るに掛場吉右衛門氏は拮据其の任に衝り、同年九月五日に及んで之れが竣功を告げ安達組合長に於ては同年九月十九日を期と爲し工事落成に對する成功検査を遂げしむるに至る。蓋し道路土木に關する當年經營の事業にして、掛場吉右衛門氏の着手せるもの豈唯だ之れのみならんや。第一空知郡音江村永平寺農場間に於ける橋梁修繕の如きは、同村之を起工着手したるも、第二神居村共有地東一線道路の開鑿に於けるが如き、第三同村西一線より東一線に抵る道路開鑿に於けるが如き、輒ち是也と云はざるべからず。第一空知郡音江村永平寺農場間の橋梁修繕は、我が神居村界たる内大



部川に架せし十一間の橋梁にして、其の欠壞個處の多き部分は神居村に屬すべき橋礎の潰頽しつゝ、人馬の往來や將に危険の狀態に瀕せんごす。之を禦するに同橋の位置たるや我が神居村より音江村に連絡すべく所謂關門にして、空知郡より上川郡に横絶したる鵲橋とも云ふべかりし、唇齒輔車の立場にありし也。されば同橋の朽潰して敗壞せること既に業に危険の虞れあるを以て、明治四十四年五月三十日付を以て空知郡音江村より第二二〇四號に由り、同橋を修繕するに就き其の工事費を兩村共同の負擔と爲し、其の半額を我が神居村の補助額と爲し、乃ち総經費五十圓として二十五圓を補助せんことを促がすものと同時に、其の可否の意見如何を協議せられたるに及ぶ。然るに同年六月十二日再び音江村長柿添龜吉氏より、我が組合長安達利三郎氏に對して其の回答を督促すること頗る速急なりしものありしかば、我が安達組合長に於ては不日技術員を派遣せしめ、一應實地を踏査したる上に可否の回答を與へんことを應酬しつゝありしが、同年六月十九日神一第二一九五號を以て實地検査を結了せる旨を報じ、工費の半額を神居村より支出すべき意見を諒したるを回復しぬ。乃ち安達組合長の意見は左に掲載する處の如し。

- 一、橋脚。橋杭。杭梁。及腹起とも未だ充分鞏固にして根繼を爲し、土臺を使用するときは優に二三年を保ち得るの見込充分なりとす
- 二、中央橋脚支柱は如何なる工作に依り施行せらるゝかは知るを得ざるも、單に川底に掘込み置く如きものとせば大水の際洗ひ去らるゝ虞れなかるべきか、又筋違挾櫃は六寸に三寸と有之候も中八寸以上にせられては如何に候哉。本筋違二尺以上傾斜したる橋体を復舊保持するものなれば充分の支持力を必要と思考致候
- 三、地覆は頗る腐朽に付全部御取換あらんことを希望す
- 四、コンクリートはセメン一、砂利三の御仕様なるも、セメン一、砂二、砂三とせられ度且つ弊

方の意見の通り土臺を用ゆるときは一樽の四分の一にて充分なりと信ず。但し石工の十人は過大に過ぎ當方の意見にては二人にて充分と認む

以上の外は貴設計の通りにて異議無之候

右の如く設計を變更するときは前回御申越の工費五十圓にて充分餘裕ありと信ず

如上は内大部川第三號橋に對する設計書の意見なるが、然るに同年六月三十日第二二〇四號音江村長柿添龜吉氏の復牒に據らん乎、曰く(前略)本月廿三日より該修繕工事外一ヶ所に對しては入札の公告を爲し、既に本日午後一時開札し、今となりては如何とも致し難き場合に有之候條右に御了知相成度候尙工費補助に付ては貴村の御意見通り宜敷様御取計相成度候御照會の各項に對しては當方の意見參考迄左に回答候也

- 一、右岸橋礎反解し時は枕梁腹起等は肝要の部分は破損し、持久力に多大の關係有之可くと存せられ候に付當方設計の如く全部改築するに於ては今後橋床改造に際しても本橋礎は其の儘使用し得べく該位置は水流最も甚敷突當る個處なるを以て橋杭根繼は危険かと推せられ候改築場處は一面軟石盤にして冬期に於て凍結する毎に破壊し現狀に到りたるものと推せられ候
- 二、橋脚支柱は現に堀込ある個處より支ふるものにして二尺以上傾斜は右岸橋礎改築と共に復舊せしめ同時に筋違の取付る考に候
- 三、地覆は御意見の通り豫算の許す範圍に於て取換可仕候
- 四、コンクリート用セメントは設計圖等に示したる如く寸分の相違なき様取堀りは不可能事と存せられ候に付實地に當り彼是交換的作業の必要も可有之と存せられ候

此の如き幾多の曲折波瀾を迂餘せしめ、音江村に連絡すべく内大部川の橋梁修繕は、音江村長柿添龜吉氏に於て經營の任に衝り、請負入札を施行せるが、同年九月七日第二二〇四號を以て爾來工事を續



行せしめつゝありしに、全部の修繕を告げれば臨検の上に補助金額を回送せられんことを照會し來らるれば、當村に於ては同年九月十五日橋梁修繕に關する補助額を村會の討議に附し、其の費を遂げたる旨を記載せると與し、補助金二十五圓を送附したり。内大部の橋梁敗壞に關する修繕工事は兩村の交渉を重ね、折衝を遂げたること斯の如くして漸く堅固壯麗なる河橋を架したれば、敢へて所謂雲橋落虹の美觀を添ふにあらずと雖も、亦以て郡疆より我神居村域に達する道路河橋の完成は安達組合長時代に於て蓋し一段落を告げたりと謂ふべき歟。

(三) 神居村共有地東一線の開鑿

神居村忠別太共有地に往來すべき豫定線の設けられしと雖も、未だ開鑿工事を施行するに至らざりしかど、明治四十四年九月五日組合長安達利三郎氏は、同村掛場吉右衛門氏をして工事費一百九十六圓五十九錢の見積を以て之を經營せしめたり。今其の如何なる道路開鑿の工事なりしかを俱体的内容の一斑を詳記すれば、其の道路延長四百六十四間に達し幅は九尺にして、之れが延長百六十八間の草刈と、延長二十間乃至三十間の盛土と、延長百四十間乃至七百八十八間の下水と、延長四百四十間の掘均等の土工施設を要すべかりし也。加ふるに之れが開設橋梁の如きは桁長十三尺にして巾九尺の築造なると與に、其の工費三十四圓八十六錢の見積計算なるが、柵工の如きは高さ三尺長さ五間にして其の工費五圓五十三錢を要せる程なれば、該道路新鑿の如何なるやを卜知すべし。然かも此の新道路は同年九月廿七日に及んで、請負人掛場吉右衛門氏より竣工を告げたる旨を報じたりしかば、同月廿八日吏員を派遣し、書記照井與治氏をして工事落成の模様を實地踏査せしめたり。蓋し明治三十五年北海道廳に於て殖民道路として、江丹別より神居村忠別太共有地に里道を開鑿せしより、東一線道路の開鑿に於けるが如きは舊里道の枝線と賭るも敢へて不可にあらず。

(四) 神居村共有地西一線より東一線の道路

忠別太共有地にある西一線より東一線に抵るべき道路も、東一線の道路と相同じく掛場吉右衛門氏の洞開せる施設道路なりとす。之れが工事の着手より竣工の結果に至る迄亦東一線道路と同様にして、唯夫れ工事請負の見積計算に及んでは、総額一百九十二圓四十六錢にして、延長四百六間なる其の巾九尺の設計なりと雖も、桁長九尺幅九尺の橋梁工費十六圓二十六錢を要すべく橋梁一築と、其の他桁長十二尺幅九尺にして僅々十七圓十四錢を要すべく小橋の施設と、三十一圓六十六錢を要すべく橋梁一築の造營とが、東一線の道路經營と差異なくんばあらざる也。然かも本道路の開鑿も東一線と縦横脈絡相通じたる江丹別殖民道路の枝線たるや謂を俟たざるのみ。

二二 明治四十四年神居村土木事業の概観 (其の三)

神居村道路の布設經營に伴ふ明治四十四年度の土木事業に就ては、同村字伊ノ澤第二號の橋梁交換の架設工事なりと云はざるべからず。其は同年八月十九日神居村字伊ノ澤青山彌三氏が之れが工事の請負を諒諾したるものなれば、組合長安達利三郎氏は請負金百五十圓を以て同年九月三日迄を期間とし其の架設を經營せしめき。要するに同橋は明治四十四年八月十六日の虐雨氾濫に際會して、端なく漂亡の厄に遭ひ流失し去りて其の影を留めず、久しく交通の杜塞せるものなるが、青山彌三氏の工事進捗して同年十月三日竣功検査を了するに到る。さればにや往來を阻絶せるの不便や、爰に於てか漸く其の擁蔽を掃蕩せられたりと云ふべし。

(五) 忠別太の暗橋布設

江丹別より神居村字忠別太共有地に連絡しつゝある殖民道路たりし基線に、明治三十五年以來に於て既に業に第一號暗橋を設置しありしも、苔蘚蒸じ生ひて朽頽に傾けるものなしとせず。故を以て明治四十四年八月十日組合長安達利三郎氏は、同村掛場吉右衛門氏に命ずるに之れが暗橋布設替の工事請負



を以てせらる。されば掛場氏は從來工事の實驗圓熟を以て聞わありしかば、同年八月廿日迄に於ける竣功期なりしに關せず、同月十五日に於て既に架設を完成せしめ、請負契約の期間に先き立ちしこと殆んど五日の速成工事にあらずや。而して其の工事費の如きは僅かに十三圓八十錢の少額なりしにあらずや。抑も神居村忠別太共有地の道路經營は東一線及び東一線より西一線に抵る開鑿のみを以て既に足れりとすべからざるものありて、未設に屬すべき土木事業あれど、其は一村財政の整理の關係上よりして次年度の施設に期待すべくあるのみ。

### 一三三 美瑛川護岸水制の起工

碧流一帯の漾ふ處溶々として白砂を映射せしめ、激湍迸りつゝ時として氾濫すれば、嘯み去り嘯み來りて河畔を破潰するものを美瑛川と做す。殊に美瑛川の被害を逞ふべき時期は、春寒交も臻る料峭たりし融雪を釋き流し、結氷を漂はしつゝ、氾濫を與ふべき場合にありとす。明治四十四年度河川に關する土木事業の護岸施設も、亦此の春寒融雪に伴ふ流水の横溢せるに飯せずんばあらず。神居村雨紛八號美瑛川に於ける工事經營の如き、輒ち其の一端なりと云はざるべからず。然かも該工事は明治四十四年七月十五日時の組合長安達利三郎氏が、同村掛場吉右衛門をして請負事業として其の破壊を修理せしめ、其の工事設計に憑らん乎蓋し雨紛第八號河畔の破壊箇所は、第一號より第六號に至るべき範圍にして、之れが工事材料たる蛇籠の如きは直徑二尺長さ十二尺のもの三十個を要すべき豫定計算にして、其經費三十六圓を消糜せざるべからざる設計に屬す。此は孰れも同河水の奔湍激流の衝突して破壊すべき個處を扞止する水勿使用に供ふは勿論なるのみ。其の他護岸扞止用たるべく蛇籠に投入しつゝ、一種の重錘を保有せしめんか爲めに必要なる玉石は總計六坪七合を入れ、其の經費二十三圓四十五錢を支出すべく設計案なりしもの、如し。されば掛場吉衛門氏は此の熱圖計畫したる工事案に基

き修理事業の開始を施行して、漸く如上の期間に於て雨紛八號美瑛川の破壊個處の危険てふ欠陥を補ふ。時維れ同年八月廿日安達組合長に於て吏員を派遣せしめ、實地踏査の上に檢定を了したるに由り瞭然たる工事の成りしを證するに足らんとす。

### 二四 雨紛七號學校敷地の護岸水制

前段に詳載せる土木經營に關しては、美瑛川の崩壊せし雨紛第八號の護岸工事の築造なりと雖も、此は其の標題に掲げたるが如く、相與に美瑛川に融雪流水に際會せし水禍に基ける崩壊の一部にして、雨紛尋常小學校敷地裏の河畔にありとす。然かも本工事は明治四十四年八月廿日神居村神樂村組合長安達利三郎氏時代の經營を命じたる土木事業に屬し、神居村字雨紛五號上野利藏氏の請負として之を築造し、之を竣成せしめたる護岸治水とす。先づ其の設計に關する一斑を叙せば、蓋し本工事は第八號護岸工事と異り簡易なる蛇籠工事と差あるのみならず。聖牛工事と評するの適切なるを覺せずんばあらざる也。則ち徑五六寸より長さ十八尺乃至廿尺の合掌木を使用すべき聖牛工事的の組織にして、其の本數四十八の三俟木を要したり。此の三俟木に對しては長十二尺直徑三寸の棚木四十本を架設せしめ、十二番の鐵線を繋ぎ以て長さ四十八尺直徑六寸の間渡木八本を結束せしめたる構造なりとす。更らに之を詳言すれば、此の聖牛式の合掌木を宛然たる鳥足形に建てつゝ、二段組の一段組のものを在來の儘之を下流に設置し、四段組の一段組のものを在來の儘上流に設置せしめて、之れに棚木を架し其の上に沈石を戴積せしむるのみならず、長さ十二尺直徑二尺五寸の蛇籠に戴するに直徑六寸以上の玉石を以てせるものを各列の合掌木に懸け立つる構造にして、極めて堅固牢乎たる組織なりとす。請負人上野利藏氏は此の圖案設計に基き、同年九月八日迄に竣工すべき契約期間を以て、工事費總額六十五圓の見積を畫し、着々之れが建設に従ひしに八月廿日之れが工事開始の届出を爲し、豫定期間の



通り何等の齟齬する事もなく、同年九月八日に至りて之れが土功を竣ふ。されば全月九日竣工検査の實行を受け、端なく雨紛第七號學校敷地裏に於ける美瑛川の氾濫せる崩壊を修治し得て、亦水殃の難を唱ふる者を見ず。

### 二五 護岸的築堤と道路の修理的起工 (其の一)

(神樂村の土功經營)

閭村内に於ける明治四十四年度の財政支出は、主として建築と道路開鑿と橋梁架設の三者にありと謂はざるべからず。従つて之れが經營に心血を澁ぎ、督勵して以て工事の設計圖案に相背かざらんことを畫すると、鞭撻して以て工事の契約期間に相遅れざらんことを圖るが如き、土木工費の莫大なるものありしと相俟つて、施設の上に當局者の一方ならぬ靈腕と活動を拂ひたるものなくんばあらず。殊に道路の開鑿と橋梁架設とに關しては、拓殖殖民の組織せるより日猶ほ淺くして遼遠久しきに亘るの根蒂堅からず、道路の布設さへも河畔に沿ふ個處は比較的多くの破壊を頻繁ならしめ、従つて築成すれば従つて決潰せらるゝ水禍の厄に遭ひしは、蓋し戸長時代よりの事態ならずんばあらず。況んや榛莽を艾り、荒涼たりし曠野を開き、拓殖の一時必要なる村道のみを貫通せしめ、未開なる地域に對しては幹線及び枝線道路の開鑿せられざるもの多々あるに於てをや。今左に明治四十四年度中に於ける顯著なる土功經營の概況を列記せんと欲す。

#### (一) 學田地護岸の築堤

茲に所謂學田地護岸の築堤とは、神樂村西御料地にある第二尋常小學校敷地の邊別川より奔流激湍を洗ふ河畔の決潰せる防禦工事にありとす。乃ち同工事の施行すべき個處は神樂西第二尋常小學校の學田地として財源を造營する開墾地を包含せしめ、小作人をして其の幾分に細作を行はしめ、其の幾分に水田を耕作しつゝある一村財政の上に、歳入を收斂すべく好箇の寶庫たらずんばあらざる也。されば此の築堤工事たるや、一種の水制式を主眼とする護岸工事なりしは論を俟たざるのみ。明治四十四年三月西御料地宇山勘助氏をして工事を請負はしめ、護岸築堤の延長殆んど三十間に達する水制工事を施設するにありとす。其の工事費四十七圓五十錢を要したるものあれど、就中長六尺末口四寸の杭九十一本を使用し、此の價格十七圓十錢と三尺九に編み込みたる粗朶九十個を使用し、此の價格十六圓二十錢なるが、此等は護岸工事に首要部分を占めたる水制式材料たりし也。されば工事は猶ほ未だ積雪堆裏にて氷解せざるに進行し、三月廿八日を以て功を竣ふの落成を看たれど、土盛り工事の如きは融雪の時期を俟つて施行すべく計畫にて、同年四月二日其の竣工検査を終ふ。

#### (二) 聖牛工事の施設

邊別川の急流潺々として渦紋を卷き、殆んど矢の如く沿岸を突破する處豈唯だ如上の築堤工事のみならずや。渦紋を捲舒しつゝ、水瀬の横溢せんとする西第二小學校地帯の六ヶ所に對しては、聖牛式三俵工事を施し、以て沿岸の崩壊せるを押し止したりき。則ち本工事も前工事と相同じく宇山勘助氏の請負事業として之を経始したるものにして、同年三月九日を着手期間とし、三月廿日を終工期間と規定したるが、請負工費金は四十八圓六十四錢を要すべき契約にして、田村藤兵衛氏を對人保証と爲し、工事に關しては請負と同様なる責任を擔はしめ、然かも其の工事設計に據らん乎。第一、三俵は脚元鋭尖にして天針金を以て堅固なる結び付けを爲し、脚開十一尺にして梁を以て同じく針金を使用しつゝ、之を取り着け、梁木の上には柵木を架せしめ、針金にて之を結び上げ伏し込みを行ふこと。第二は伏し込み方は脚元を平均にして相偏せざる様水當りの個處を平面的に向け、都合能く伏し込みを行ふこと。第三は粗朶の水當るべき個處は梁に針金を以て編み付け、粗朶に於ける脚の上には砂利を以て之を押し付けつゝ、堅固なる出來を行ふこと。第四は柵木の上には玉石入の俵を積み疊み付け、柵の流れ



ざる様充分に重量を保持することの四大要項にして、是れ則ち工事施行人宇山勘助氏が明治四十二年二月廿八日を以て、組合長福岡幸吉氏に提供したる設計書にあらずや。同氏は此の施行案に準據しつゝ、如上の築堤工事と與に作業を施し、厲克精勤の下に其の經營を進行せしめ、同年三月廿八日に至りて漸く之を築成せしめたり。されば同年四月三日組合役場書記門傳清吾氏は實地三俟工事を臨檢し、設計と同一轍にして些の齟齬なきを檢定しぬ。是に於て邊別川の洪水に懊惱しつゝある、西御料地第十八號神樂西第二小學校裏地の一帯も、此の二工事を經營し遂げたるが爲め、何時しか水神河伯の殃禍を艾除するを得たり。

## (三) 西御料地十八號より共有地通路の修繕

拓地殖民の創業以來は唯だ一道の匆卒的急造なる、殆んど間に合せの村道を築設したるにもせよ、車馬の轆轤として幾度か轍痕を印刻しつゝありし處は雨雪之を崩壊し、到る處破綻と決潰を生じたるもの鮮しとせず、西御料地第十八號より同共有地へ通行すべく道路の如き、亦其の一なりと謂はざるべからず。乃ち同個處に於ける土木事業の概略を叙すれば、其の破壊せること同地第十八號より同共有地への通路の如き、延長約百五十間に垂んとす。故に此の破壊個處をば修理を竭くすべきと與に、砂利を積み盛り、幅六尺にして厚さ六寸の施設なるが、然かも砂利を施さざる個處は元形の如く宛かも蒲鉾然たる方式に土砂を敷き詰め之を積載するにありとす。此の工事の請負人は宇山勘助氏にして明治四十四年三月十五日より砂利敷きを企圖し、其の凹凸の釣衡にせしめたるのみならず、其の陥没せる個處を填充せしめ、同年三月廿八日を以て工事を遂成せしめたりし也。然かも之れが工事費僅かに三十五圓を投資したるにありしのみ。

## (四) 東西連絡の道路より鐵道線路迄の修繕

西御料地道路の破壊せること獨り共有地への通路のみならず、神樂村西御料地第十八號にある東西連

絡道路の仮定國道分岐線より、鐵道線路に至る迄の個所も亦其の破壊せる一局部なりとす。蓋し本道路は仮定國道の分岐線さへあるのみならず、東西連絡の道路として神樂村の東御料地と西御料地との往路に當る交叉點なれば、其の破壊せるが如き個處に就き一日も其の修繕を藐視すべからざるものあり。されば明治四十四年三月十日佐竹清次郎氏は之れが請負事業として修繕を開始せしめ、其の延長四百五十間に對する土砂を敷き詰め、坦々として砥の如き復舊工事を施行したるが、其の請負金七十圓にして、明治四十四年三月十日着手の期間とし、同年三月廿日を以て竣工期と爲したりと雖も、書記照井與治氏踏査派遣の命を享け之を檢定し、工事設計と相齟齬せざる事を立證したるは、蓋し明治四十四年三月廿八日の工事檢定書に由り明瞭なりとす。

## (五) 西御料地第十八號鐵道線より高臺に至る修繕

東御料地と西御料地とに於ける連絡道路の鐵道線は、明治四十四年三月の春期に於て修築を了し、些の沮害する事だもなく、往來の交通漸く之を挽回するを得たりき。されど其の鐵道線路より東西連絡の道路たりし字高臺に至る間は、殆んど延長一千五百五十間に亘るべき個處は未だ破壊の儘容易に補繕せられざるを以て、晩秋の時季に際會せん乎、往來を杜塞せんとする危険状態を呈し、泥濘殆んど涇を沒せんとする傾向ありしかば、同地部長より至急應爲の方策を講じ、其の復舊工事を得んことを渴望せらる。是に於て組合長安達利三郎氏は明治四十四年八月一日西御料地第十七號東十一番地佐竹清次郎氏が、當年三月鐵道線路の工事を完成したる因縁と實驗あるが爲め、請負事業として其の施設起工を擔任せしめたり。抑も同工事は排水堀鑿の上に於ける經營は七百間なるのみならず、土砂布設の上の於ける事業としても七百間に垂んとす、從つて工費を投せざるべからざる請負金額は二百圓にして、前記營繕費の鮮少なかりしが如きにあらず、特に排水に伴ふ堀鑿工事に至りては、延長の擴大なりし丈七間間の兩側を有しつゝある、字高臺より神樂寺の門前に抵る迄の道路に排水工事を施行する



にあれば、水路溝の口徑二尺にして深さ一尺底徑一尺のものを開鑿するにありとす。而して其の堀鑿せる土砂は路上回没せる個處に埋め均らし、其の剩せる土砂を極き均らしつゝ之を平坦に布疋せしむるにあるか、砂利敷き工事に對しては七百間の長さを有すべき道路上に、幅六尺を含める一間口に對し、五勺宛の土砂を敷設せんとする工事經營にして、道路の繕作を主眼と做すにあり。請負人佐竹清次郎氏は明治四十四年八月一日を以て本土功を開始し、同年八月廿三日に及んで之を成就せしめ、同年八月廿五日之れが土功検査を終了するに至る。蓋し明治廿九年御料局が西御料地第一號より第十九號に至る迄道路を開鑿せる以來は、水田開鑿及び灌漑溝の計畫ありしが爲め、道路の破壊も餘りに等閑に附せられしかど、水田稲作の收穫を擧ぐるに及んで之れに着手し、漸く土功を奏するに至りし西御料地第十八號間の道路も茲に及んで稍々其の面目を廓新したり。

二六 東御料地第十一二十三號東川村への通路開鑿

東御料地青年會は由來岡村に於ける公共事業に盡瘁して、其の功績没すべからざるものあり。昔是れ青年會長水野喜代次氏が鞭撻の下に之を掖して導き、之を奮はして誘ふの結果や、公共事業に踴躍昂起しつゝ、或は青年會員の團を擧げて大正橋築設に従事したるが如き、或は道路の開鑿に奔走しつゝ、其の收益を青年會の基本財産に蓄積せんとしたるが如き、好箇の青年團としての模範たらざるばあらず。大正元年九月廿日組合長安達利三郎氏と、神樂村東御料地青年會長水野喜代次氏との間に於て東御料地第十二號より第十三號に於ける東川村に往復すべく、道路新鑿並に砂利敷工事の請負契約を締結したりき。然かも其の工事の設計たるや道路の新鑿延長は四百間に達し、之れは排水溝を製作するに底幅一尺五寸にして、法五分の規定なるが中心測標に憑り左右一間半宛の路面を存在せしめ、排水は高低調書に基き、排水溝の上口を定め精々注意の上に之を堀鑿しつゝ、流水に支障なき程度を保

維して掘り上げたる土砂は可成的凹部の個處に積載せしめ、然る後は蒲鉾形に掻き均らし尙ほ甚だしく高き個處に於て、二十坪に對する土砂を畚若くは馬車を以て、之を回没せる部分に移轉せしむるにありとす。此の工事に於ける請負金額は二百三十九圓九十九錢八厘にして、青年會員の總べては之れが工作開始と與に奮勵して、其の新鑿事業に従ひたるが着手したるは大正元年九月廿五日にして竣功したるは、蓋し同年十月廿四日にありし也。此の道路を新鑿するに伴ひ東御料地の暗渠三ヶ所を經營し、附帶工事として青年會長水野喜代次氏の鼓舞しつゝ、大に之を督勵して道路の貫通を謀りしと與に、工事費六十圓二十八錢を以て之れが暗渠の洞開を試みたり。然かも英氣活潑にして進取の歩調を辿るべき農村青年が興起しつゝ、手に唾じて起工せるは蓋し大正元年九月三十日にして、黄雲將に田疇に漲りつゝ、あらんと欲して漸く晩隊の季節に向ひ、農閑を得んとする場合なりしかば、暗渠工事も案外に進捗したりき。時維れ大正元年十月廿四日を以て竣工を告げ、三ヶ所の暗渠さへも一團の青年が一氣呵成の下に之を築造したりし也。此の工事請負たるや十二三號新道の經營と同時に之を契約し請負の金額僅かに六十圓二十錢に過ぎずと雖も、新道の布設工事を合併せば其の總額一百八十圓二十七錢八厘の請負金は、即ち東御料地青年會員が僅かに寸隙を偷み、一ヶ月の間に杭々として築き上げたる報酬として、長へに同會の收斂として基本財産の造營金に外ならずとせんや。蓋し暗渠の設計は渡三尺にして、板幅十二尺のもの三ヶ處を洞開し、之を築成せんと欲する工事の豫定計畫なるが、之れが暗渠の材料たる杭。枕梁。桁。覆板等の如き柏及び檜材を使用し、以て築造の嵒嶮たる堅固を遂げんと欲したるにありし也。壯志注勃として血誠の熾んなる青年を驅りて、公共事業に力を瀝がしめ、勤儉力行の精神を涵養せしめたるは、蓋し東御料地青年會に於ける一大特色の醇美たらすんばあらず。



二七 美瑛川架橋と連絡道路

(大正元年度の土木經營)

神樂神居の兩村を通じて新築と増設と修繕との如何に關はらず、土木の經營せられたる關係書類は大正元年度に於て殆んど八十件以上に到達せんとする形勢を顯はしたり。亦以て闔村道路行政に關する經營の多きを觀るべきにあらずや。就中多大の資金を投じ工事施設の比較的人目を聳せしめたる土木事業を拔萃せん乎、神樂村東御料地第十三號連絡里道の砂利敷工事にありしと云はざるべからず。此の砂利布設たるや延長せしむること三千二百四十間にして、幾多の設計と煩勞を要するもの他の小工事と比肩すべからず。されば明治四十五年一月廿八日より其の起工を促がし、同年三月廿日を以て竣成せしめたりき。然かも工事經營の請負擔任者は神樂東御料地青年會長水野喜代次氏之に膺り、活氣旺盛なる青年團を驅使して献身的奮迅の下に、完全なる道路を築造したるものなしとせず。而して同年三月廿日より卅一日に亘りて連絡道路十三號と相前後の工事を遂げ、殆んど一百十五圓の請負金を以て同青年會の經營落成せしめたるものは、同第十三號右川橋梁架替の工事にありしと謂はざるべからず。次ぎに特記すべき修繕工事は蓋し神樂村共有地に貫通すべく美瑛川橋梁の經營として、其の請負金護岸工事も併せ五百六十九圓を消糜せしめ、高野清右衛門の計畫建築に成れるものとす。明治四十四年十二月八日同氏は之れが起工に着手したるが、越えて明治四十五年二月廿九日安達組合長は技術員池本龍一氏をして部分檢定を施行せしめたるに、當時は出來形五分一厘のみ竣功せざりしと雖も、同年三月卅日に及んで全部の修繕工事を遂成したり。抑も美瑛川橋梁の工事は殆んど西御料地の一大經營なりし丈、之れが建築材料の如きも御料林より伐採し、同村字ルベシベに於ける帝室林野管理局のトマ。エゾ。シホデ。ナラ。カシハ等の資材七十本にして、此の材積三百四十尺、三分の

拂下を受け、其の代金一百八圓九錢二厘の資材料を投入したる程なれば、其の工事の比較的面倒なる手數と煩勞を要せるものなしとせず。されば明治四十五年一月廿三日札幌支廳長田町與三郎氏より之れが林木拂下の許可指令を受けたるのみならず、同月廿六日に至りて之れが賣買契約を締結したり。然るに同工事の經營しつゝある間は、竣功期間も既に経過したるに拘はらず、融雪の結果として仮橋を布設しありしと雖も、其の激流の飄蕩する處殆んど其の仮橋さへも危険に瀕せんとしたれば、工事の進捗を促がしたること蓋し一再に止まらず。又神居村共有地灌漑溝の支線開鑿工事を以て、大正元年度に於ける土木の稍々着眼すべき施設にして、基本財産造成の發展と其の規模を廓大ならしめたる經營實施と見做すも敢へて冗言にわらず。乃ち神居村共有地の第廿八號より第六十八號に至る支線を洞開すべき同年度支出額は、三百二十六圓八十錢を以て計上せられたるのみならず、水門。橋梁。暗橋等に關する總べての工費にして、支線開鑿を除きたる以外全部の總額は五百二十七圓二錢五厘を要すべき計畫なりしが、掛場吉右門氏に對して明治四十四年十二月一日安達組合長と工事請負に關する契約を締結したりき。されば此の土功經營に伴ふ擔任者として掛場君は着々年來の實驗と、其の特有に係はる技能を發揮せしめ、明治四十四年十二月一日より工事を起せしめ、同四十五年三月卅日に及んで滞滯なく其の經營を竣ふ。其の他同氏が、大正元年八月申請工事として、一百四十圓五十錢を消費せる神居村共有地排水溝の堀鑿に於けるも、亦同工事と脈絡を繋げる基本財産造營の一部に外ならずとせんや。

大正元年度土木經營の統計

工事名稱	經費	着手竣功年月	工事請負人	起工個所
橋梁架替	四〇,〇〇〇	自四十四年十一月十五日 至四十五年二月廿日	掛場吉右衛門	神居村忠別太共有地より 江丹別に至る



砂利敷工事	三、〇〇〇	自四十五年一月廿八日 至四十五年三月廿八日	同 人	忠別太里道四百間
水刃用三叉	一〇、〇〇〇	自同年三月十五日 至同年三月廿五日	同 人	同村共有地美瑛川沿岸
橋梁架替工事	一五、〇〇〇	自同年三月廿日 至同年三月卅一日	水野喜代次	東御料地連絡道路
道路修繕	一五、〇〇〇	四十五年三月廿八日竣工	同 人	同上零號より十號間
砂利敷工事	三五、〇〇〇	自四十四年十二月十日 至四十五年三月十日	松家 重吉	同上第十五號十七號間
砂利穴埋工事	八〇、〇〇〇	大正元年九月廿六日竣工	宇山 勘助	同上十五號ヨリ廿號間五十個所
橋梁修繕工事	四〇、〇〇〇	同年十月十八日同	富居初次郎	伊ノ澤假橋
暗橋工事	一〇、〇〇〇	同 年	長谷川石松	内大部御料地
道路穴埋工事	一九、〇〇〇	大正元年九月十一日竣工	伊藤 象造	西御料地一號と邊別間百三十個所
護岸工事	五五、〇〇〇	同年九月十六日竣工	掛場吉右衛門	雨紛八號美瑛川
橋梁修繕	七五、〇〇〇	同年八月十四日全	高橋 源治	西御料地新區畫
修繕工事	三〇、〇〇〇	同年五月三十日同	安藝 兵藏	東御料地駐在所修繕
橋梁修繕	五〇、〇〇〇	同年三月五日竣工	宇山宇三郎	上忠別志比内連絡道路二百五十間
同上	一〇〇、〇〇〇	同 年	掛場吉右衛門	神居共有地東一線築堤

橋梁及暗橋修繕	一七五、五〇〇	同 年	水野喜代次	東御料地零號十二號間
砂利敷工事	三〇、〇〇〇	同年十二月九日竣工	竹内 八藏	ベンケローネナイ道路

備考 如上以外敷件ありとす

如上の統計を精査するに就ても道路行政の經營と觀るべくして、學校修築に關しては既に業に同年に到り一段落を奏したる趨勢と見做さるべからず。殊に大正元年九月十一日を以て竣工せしめたる伊藤條造氏請負の穴埋工事の如き、百三十個所の多きに垂んとして大破小破殆んど羅布しつゝ、泥濘脛を沒せしめ、車軸を覆へししたること甚だしく、折角の天然豊富なる農産物さへも旭川市場に運輸し、之を需ぐに由なからんとす。其の難路にして羊腸の感あること果して幾何ぞ。是れ則ち西御料地一號と邊別間の途上なるが、東御料地第十五號より廿號間に到るも凹凸を點班せしめ、道路の陥没したること殆んど五十個所の累々たるに達す。宇山勘助氏が工費八十圓を以て之れが修復を請負ひ、大正元年九月廿六日竣工し遂成したるもの即ち是れなりとす。その他砂利敷工事や、橋梁架設や、護岸水制工事やは、掛場。水野。松家。宇山。富居。安藝。伊藤。竹内。高橋等の諸氏の手に着せられ、修繕し、築工し、布設し、架橋したるを觀るべく、其の竣工年月日と起工個所に伴ふ經營費は左記統計に鑒み、且つは豫算決算と相對照せば其の釋然たるを得るに庶幾せん歟。

### 二八 内大部灌漑溝の認可

神居村字内大部に於ける灌漑溝は、明治四十五年三月四日付を以て之れか開墾の件を申請しつゝありしが、大正元年十一月十四日北海道廳長官石原健三氏より内大部松浦孫七外廿九名に對して、指令第



二二八一號を以て之れが灌漑溝開鑿を認可せられたるに、左の心得書を賦與せられたれば、水田開發上亦以て參考に資する補益なしとせんや。明治四十五年に到達してさへも内大部は未だ水田を開發せられずして畑作開拓の儘に置かれ、進んで地益を擧ぐるを得ざりしと雖も、左記三十名の熱誠家を以て從來の渾沌たるを欲せしめず、偏へに東西御料地の水田開發に鑒み神居共有地の水利灌漑に省み、苟くも谿澗にして涼々の溪流ありとせん乎、灌漑溝を開鑿せしめ以て米作收穫を得んことを切望せるや尠しとせず。四十五年三月四日之れが認可を得たりしは、蓋し内大部の畑作より進化して水田本位に遷るの第一歩たらずんばならず。乃ち左の諸氏は内大部水田耕作の首唱者として永遠に傳ふべき功績ありと云ふも敢へて不可なしとせず。

北海道廳指令第二二八一號

北海道上川郡神居村字内大部廿九番地ノ内

全	上	一	松浦孫七
全	上	二	山田太平
全	上	四	井上榮助
全	上	五	清水岩太郎
全	上	六	吉川市治郎
全	上	八	宮崎龜吉
全	上	十	出村宇太
全	上	十一	坂上祐市
全	上	十二	水上要藏
全	上	十四	大西音三郎
全	上	十四	久保田熊吉

全	上	十五	松浦貞七
全	上	十六	猪山藤三郎
全	上	十八	久保田仙治郎
全	上	十九	久保増吉
全	上	二十	森清吉
全	上	廿一	松浦彌八
全	上	廿二	大家要藏
全	上	廿三	大矢根利助
全	上	廿四	西山市太郎
全	上	廿五	小野常次郎
全	上	廿六	熊谷善次
全	上	三十四	長谷川岩五郎
全	上	四十一	三浦三司
全	上	四十二	高田守由
全	上	四十四	奥井才次郎
全	上	四十五	伊井清次郎
全	上	四十八	荒木榮吉
全	上	四十九	荒木幸吉
全	上	五十二	伊藤彌次郎

明治四十五年三月四日付願灌漑溝開鑿ノ件許可ス但左記ノ通心得ヘシ  
土木篇  
六一九



大正元年十一月十四日

北海道廳長官

石原健三

一、灌漑反別ハ第一線七町四反歩第二線十二町歩第三線十四町歩トシ引用水量ハ上下流ニ於ケル既得權利者ノ引水ニ妨ケナキ範圍ニ於テ一秒時ニ付第一線零立方尺四八一第二線零立方尺七八第三線零立方尺九一トス

二、將來水源ノ水量許可當時認メタル水量ヨリ減少セリト認ムルトキハ引用水量ニ對シ相當限定ヲ爲スコトアルベシ

三、公益上必要ト認ムルトキハ本許可ヲ取消シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトアルベシ

四、工事ハ許可ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ着手シ着手ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ竣功スヘシ着手竣功共其ノ都度届出ツベシ

### 二九 大正橋上流左岸に於ける護岸水制

(大正二年度の土木經營)

大正二年度に於ける土木經營は廳舎の模様替工事と、道路の砂利布設や、橋梁の建設や、河川の護岸工事の各種類に區別せらるゝやの觀あるが、其の俱体的工事に關する詳曲は之を統計に掲げたりと雖も、先づ以て經營費の比較的莫大なりしものの特筆大書せん乎、抑々東御料地第二號より西御料地六號に到る横道路の砂利敷と、及び盛土工事に於けるが如き大正二年四月五日安達組合長と東御料地部長代表者安藝兵藏氏との間に、請負金三百二十圓を以て契約を締結し、其の復舊工事を施行せしめたるにありとす。同年四月五日之れに着手して同年四月廿六日に於て其の修繕事業を終ふ。然かも該道路に砂利を布設するに長さ五百間と幅九尺にして、盛土は長さ八十間と幅十五尺の範圍に於てしたり又同年十一月一日東御料地青年會長水野喜代次氏が、請負金二百圓の契約を締結して經營せる東御料

地本通砂利敷工事に於けるも前工事と稍々酷似せるものにして、同地渡船場附近より本通上流五百間の範圍に於て土砂を埋没し、之を平坦に搔均を行ふにありしが、青年會の一團を驅使し之を鼓舞し、之を激勵せしめて工事を監督しつゝ、大正元年十一月九日に於て能く其の修理の功を擧ぐるを得たりき。神居村共有地東一線築堤工事に於けるが如きは、同年度の起工にして大正二年四月十日掛場吉右衛門氏之れが工事の請負契約を締結したるが、同月十五日築堤作業を開きたり。其は乃ち共有地にある水路溝堤防の處々凹凸の點班せるを平坦ならしめ、破壊せる場處には玉石を積載せしめ以て設計の寸法に於ける下に漸次土砂を盛り入れ、崩潰したるか若くは流没せる個處は盛土を入れて之を補ひ、土羽板を使用して堅固なる組織を加ふるにありき。されば其の工費を一百六十五圓と爲し、同年五月九日其の修築を了したりし也。西御料地一號より新區畫五十五號に抵る里道修繕個所は、西御料地青年會長西村九十郎氏をして工事の衝に當らしめたるが、其の請負金三百三十圓を要する砂利敷を經營し其の破損せる個處を修理すべく主眼として、殆んど八百五十七間に達する道路修繕なりとす。同年八月五日西村氏は青年氣鋭の徒を集めて土功に着手し、同年八月廿五日其の修理を遂げたりし也。那んど夫れ東西御料地の道路が斯の如く破壊するの甚だじきや。随つて修むれば随つて破るゝの看なことをせず、豈唯だ是れのみならんや、神樂村東御料地九號より邊別間と並びに東御料地零號より十二號を貫き、更らに十二號零號より十二號番外地に抵る間と、上忠別本通り及南道とに於ける修繕事業の如きは、比較的規模の大なるを目すべくと與に、其の工費六百五圓を消糜したるにあらざるや。蓋し本工事は東御料地青年會長水野喜代次氏が、同年四月一日を以て請負契約を結びたる擔任事業にして、同年四月五日に之を起工せしめ、同月廿四日を以て道路の修繕を遂げたるものなり。同じく道路修理の事業たりと雖も、其の破損せること延長八百七十八間に及びたる程なれば、従つて之れが經營費一千六十八圓を要したるに鑒み、如何に土功の偉なるものにして其の破壊決裂を逞ふし、殆んど車轍の通



ずるに由なく、往來を遮害したること蓋し其の工費の莫大なりし丈け、其れ丈け道路被害の程度を識るべきにあらずとせんや。其は乃ち神樂村東御料地第十三號支線道路の修繕工事にして、其經費殆んを一千六十八圓を投入したりと做す。大正二年八月廿八日水野喜代次氏は東御料地青年會長として之が工事契約の擔任を爲し、奮然青年團を提げ幾度か土功に實驗を積みつゝあるを看取し、蹶起して修繕の工事に膺りたりし也。抑も此の東御料地十三號支線道路に對して經費の支出せるものは、柵一式八百七十八圓を施行するに就き六百五十八圓五十錢を要したると、一面砂利の切込みを行ふこと八百圓にして、此の經費三百二十圓を要したる工事設計にありと云はざるべからず。水野青年會長は大正二年八月三十一日十三號支線の修繕を施行し初め、同年九月廿四日難なく其の延長八百七十八間の直線道路をして坦々たる砥途に修築したりし也。顯著なる紀念事業としての大正橋上流左岸に於ける護岸工事は最も人目を聳ゆしむるものなくんばあらず。本工事は大正二年七月廿九日安達組合長と、東御料地青年會長水野喜代次氏との間に隨意契約を締結せしめ、其の工費や實に七百七十六圓二十錢四厘を要したりと號稱せられき。然かも同年七月廿九日を以て起工に掛り、同年八月廿九日を以て土功を遂げたるが、其の工事設計に據れば三俟七十六組を築設せしめ、之れが支流たる古川の浚渫と掃除を併せ行ふを以て主眼とす。如上の土木事業は神樂村の經營に屬したりと雖も、神居村に關する美瑛町四丁目と五丁目間の道路開鑿ありとす。蓋し本工事の道路延長は四百六十八間にして、大正二年五月十一日有澤三郎氏は之れが工事の請負擔任を爲し、工費三百圓を以て同年三月十二日開鑿を初め同年五月廿四日を以て其の土功を終ふ。之を美瑛町の墓地道路と稱す。要するに前掲の土木經營は主として經費の顯著なるものを列擧したれば、其の他に於ける小工事は左の統計に基き其の一斑を窺ふべし。

大正二年度土木經營の統計

工事名稱	經費	着手又ハ竣功期	請負人氏名	工事箇所
砂利敷修繕	一四、〇〇〇	大正二年三月十五日竣功	水野喜代次	東御料地零號より三號間
同	一四六、〇〇〇	同	同 人	同上四號より七號間
暗渠修繕	一四五、〇〇〇	同	同 人	零號より忠別本通迄
橋修繕	四〇、〇〇〇	同	野村吉之助	雨紛一號橋
護岸工事	七五、〇〇〇	同三月十六日竣功	同 人	美瑛川護岸
砂利敷工事	三〇、〇〇〇	同年四月廿五日同	安藝 兵藏	東御料地二號より西御料地六號迄
橋梁架替修繕	四、〇〇〇	同四月廿日竣功	同 人	東御料地上忠別南通
砂利敷工事	七〇、〇〇〇	大正元年三月卅日竣功	掛場吉右衛門	忠別太伊丹別道路
土管理没工事	二、九〇〇	大正二年八月三日竣功	同 人	忠別太共有地基線道路三號土管
砂利敷工事	二〇〇、〇〇〇	大正元年十一月十日竣功	水野喜代次	東御料地本通砂利敷
暗渠修繕	二、七三三	大正二年七月十五日竣功	同 人	同本通零號及一號
同	四、四〇〇	同年七月十五日竣功	山下 秀吉	東御料地第十三號



護岸工事	四、九〇〇	同年八月十五日竣工	野村吉之助	雨紛小學校美瑛川護岸
道路修繕	八〇、〇〇〇	同年九月廿九日竣工	西村九十郎	西御料地共有地
盛土砂利敷	二四、五〇〇	同年十月九日竣工	大西 定吉	西御料地新區畫邊別川支流
水路開鑿工事	六〇、〇〇〇	同年十一月三日竣工	掛場吉右衛門	神居村共有地
三俟敷設工事	一〇〇、〇〇〇	同年十月廿五日竣工	五十嵐捨吉	美瑛川護岸
道路修繕	六、〇〇〇	同年十二月十日竣工	掛場吉右衛門	忠別太共有地基線
砂利敷修繕	二五、〇〇〇	大正三年三月十七日竣工	安藝 兵藏	東御料地零號より三號迄
橋梁修繕	三、二〇〇	同年三月卅日竣工	山賀岩太郎	上忠別本通第十六號
暗渠修繕	三、二〇〇	同年三月卅日竣工	水上 条藏	大正橋上域埋樋

旭川町外三ヶ村戸長仁科養氏時代より戸長西村數省氏時代に至る道路開鑿

(一) 伊野澤道路の發端

伊野澤道路の開鑿を試みんと欲したるの動機は、明治三十四年七月十三日左の決議書を草したるに、其の發端の頁と見做さざるべからず。則ち此の決議は旭川町外二村戸長仁科養氏と神居村總代人掛場

吉右衛門及び同總代人館入榮次郎等の銳意之れが開鑿の緊切を唱導し、明治三十四年度收支豫算を製作して土木寄附金及び土木補助の二途に基き、其の經營を圖らんとしたるにありし也。然かも正事費總額七百九十五圓の鉅額を擁するにあらずんば、坦々たる道路の竣成を期俟すること至難なるが爲め其の總額三分の二は寄附金を募集し、有志仁人の義奮ある熱情と公共的愛郷の道念に訴へ、鞏固なる一致歩調の下に於て其の義捐を據りて之れが財帛を講せんと欲したると、又一面に於て總額の三分の一即ち金二百六十五圓の別途は、之を道資の補助に仰がんと欲したるにありき。されど道廳の財源に由り之れが扶掖を享け其の補助を需むるに容易ならずして、頗る遷延又往再したるの傾向ありしが、仁科戸長及び掛場館入の總代人が此の緊急動議を確定したる所以は、蓋し宇野澤は當時殖民の移住したる者戸數三十戸の部落を構成し、既に水村廓落の形勢を發達せしめたると同時に、茫漠たる原野の過半は拓發の功を奏し、生産物も豊富の域に達したれど道路の中樞に當りて羊腸たる峻坂の横絶せしのみならず、美瑛町以南に於ける市街解除地は沮洳たるの叢澤濕地なりしが爲め、融雪の時季に際せんか道路泥濘にして殆んど脛を没する底の困厄は車馬の軌轍を埋伏せしめ、往還を杜絶し行歩頗る難み殆んど之れが交通を閉塞すること蓋し亦鮮しとせず。去れば車馬の往來に於ける嶮難は端なく肩背に據りて物貨を運搬するにあらずんば、旭川市街に輸送し之れが吐吞を圖るを得ざりし窮態なりと謂はざるべからず。隨つて道路の開鑿なかりしが爲め、日用品の總べては之を旭川美瑛に需要するに就て頗る困厄に遭へたるが如き、重量なる穀物類は容易に之を嚙ぐを得ざるものあらんとす。爰に於てか此の不便を濟はんが爲め、土木工事に於ける大計畫の豫算を編成せしめ、其の急に應せんとするの機略より出で、協議會の贊襄は端なく圓滿なる確定議を遂げしは、蓋し伊野澤に於ける開鑿の發端なりと謂はざるべからず。眇焉たる三十戸の伊野澤部落が道路開鑿に要すべく造營費七百九十五圓は實に民力の負擔に堪へ難き莫大なる鉅費なりしと謂へば、將來の發達を企圖するに就ては止むを得ざ



るの事態ならずんばならず。

## (二) 伊野澤道路工費

非常なる苦心經營を敢てしたる伊野澤道路工費は、總計七百九十五圓にして之れが内容に於て土工費は金六百六十九圓五十八錢五厘を要したるが如き、土橋費三十六圓六十錢六厘を要したるが如き、暗渠一ヶ所十七圓九十七錢を要したるが如き、溝渠三ヶ所三十圓八十五錢を要したるが如き、測量計費四十四圓を要したるが如き、概して是也とす。されば叙上の内譯計算に據りて之を觀るも、暗渠一ヶ所を開鑿するに同時に溝渠三ヶ所を設築するにあらざるは、道路延長千八十七間六分の坦途を經營し難きに徴せらるゝか、當村に取りては實に容易ならざるの難工事なりしを識るべきにあらざるや。然かも土工費六百六十五圓五十八錢五厘を要する所以は、乃ら次に載列せる設計工事なりしを以てのみ。乞ふ之を順序的に其の設計と其の工事費に就き左に其の梗概を叙せんか。

### △ 内譯に於ける土工費

測量杭十一號より終點迄を巾十間として草刈伐木を要すること約九百四間に迫ぶ。之れが單價十錢として九十圓四十錢の經費なると同時に、盛土は上巾九尺にして二百八十六坪六合に對し、之れが經費百七十二圓五錢六厘なりしかど、最も多額の經費を要したるものは蓋し切土敷巾十五尺にして、四百廿一坪五合なりと謂はざるべからず。乃ち之れが經費二百五十二圓九十錢なるが、亦以て開鑿上に於ける切土の難事たるを認識すべきにあらざるなしとせんか、而して排水溝は敷巾三尺深さ平均三尺法五分なると同時に、片側延長二百四拾二間なるが坪數百八十一坪五合の經費としては、百八圓九十錢を要したるが如き、道路形造成は測量杭第八號より廿五號に至り、三十九號より四十四號に至る巾九尺にして二百八十三間三分なるが、之れが經費四十五圓三十二錢八厘を計上したるが如きは、先づ以

て土工費に於ける大觀なれど、伊野澤道路總額の殆んど過半以上の經費を投じたるものは、乃ち此の土工費にあらざるや。盛土に於ける切土に於ける排水に於ける難事たりし丈、それ丈け多大の煩勞と從つて經費も要せる状態を看るべし。

### △ 土工工事に於ける設計

伊野澤道路の延長は千八十七間六分にして、上巾九尺の開鑿土工にてありし也。則ち其の大体を叙せば測量線を中心として巾十間草刈り伐木を行ふと同時に、之を間敷以外に取片付を施すべきこと並に伐木に就ては、盛土二尺以上の個所は地盤と共に平に切捨てを行ひ、其の他擡均らし個所及盛土二尺以下の個所に就ては根株の掘起を行ふにありとす。是れ其の仕様法に於ける第一法也。又道路は高低圖に基き、開鑿を施すと同時に之れが盛土は天端九尺法一割にして、切土は敷巾十五尺を施すと同時に路面巾は九尺左右下水深さ一尺法五分敷巾一尺に就き、尙ほ丈走一尺を付して法は五分とするにあり。是れ其の仕様法に於ける第二法也とす。又測量杭は第八號より起りて山麓に達す。即ち之れが排水に就ては敷巾三尺と法五分と深平均三尺に之を行ひ、以て測量線を距る左右とも三間を中心として開鑿するにありとす。然かも其の掘り揚げたる土砂の総べては之を道路の造營に供ふるにありとす。是れ其の仕様法に於ける第三法也。又道路の擡均に就ては測量杭第八號より第二十號に至る間に於て兩側の排水に伴ひたる開鑿の土砂をば、之を道路の中心に擡き集め、以て高低圖に基き天端を定め巾九尺の道形に造成するにありとす。是れ其の仕様法に於ける第三法也。但し第三法に就き測量杭二十九號より四十四號に於ける間は兩側の小下水土を以て、平に九尺巾に擡き均らしを行ひ、亦素地に至りては、草株を艾除するが爲め上皮の鋤き取りを行ふにありとす。此の仕様設計法に基き我が伊野澤道路の開通を觀るに至りしにあらざるや。伊野澤道路の開鑿は此の如くして行はれ、此の如くして工事に着きしかば前叙に於て之を陳べたるが如く、崎嶇たる峻坂の横絶せるが爲め之れが設計の變更を要



せざるべからざるに至りしが如きは、一部落の獨手を以て之れが難局に堪へざるの事態は、餘義なく道廳の補助を仰ぎし所以を洞察すべき也。

(三) 伊野澤道路の工事請負と竣工

伊野澤道路の開鑿を行ひ其の難局に處したる擔任者は誰れぞや。神居村字伊ノ澤四番他三浦五郎三郎氏にして抑々同氏は明治三十五年十一月十五日神樂村外一ヶ村戸長松下高道氏と、工事請負に關する契約を締結して其の訂盟を保證せんが爲に、各之れが契約書を交換し同村字伊ノ澤十番人井上二次郎氏を以て之れが保證人としたり。然かも道路開鑿に於ける起工は明治三十五年十一月十五日を以て之を着手すべく契約にして、明治三十六年四月三十日と定め之れが工事落成の期限としたりき。工事に要する材料の總べては三浦五郎三郎氏の負擔たるべきこと勿論にして、蓋し工事の如きは監督の指揮する處に隨へ請負經費の如きは必要の場合に臨み、金額に大差なき限りは變更又は増設の個所ありとせんも、三浦請負人に於て異議なく之れが工事を進行せんとする特點を挿入したるにありと、又一面に於ては契約の主意に違反し若くは契約の解除を要求せんとしたる場合に就き、其の損害賠償の如きを請負人三浦五郎三郎氏の負擔と確定したると同時に、之れが管理權に關しては工事の適否及び其の斧鑿改竄の命に服するのみならず、管理權者は工事竣工の後に於て其の引渡を受け、三日間に請負金の拂渡を履行すべき債務を有するが如きは、其の重なる契約條件たらずんばあらず。而して三浦五郎三郎氏は此の契約訂盟の下に於て工事を施行し、明治三十六年四月十六日設計變更の爲め、請負金八十圓五十二錢八厘の増額を要せるが如き、幾多の難關と遭遇し屈せず、撓まず克く其の指揮監督に隨へつ、排水溝、及び暗溝等の築造に遺憾なく其の特技を縱横に揮はしむるなど、飽迄之れが竣工の功を擧げ其の目的を遂げたりしかば、明治三十六年四月廿八日を以て伊野澤道路に於ける道路橋梁の

明細表を呈すると同時に、目出度其の竣工届を提供したり。其の土工費、實に一千百六十五圓二十錢七厘を要したると前段に略叙せる處也。伊野澤部落の篤志家小坂喜榮の如き道路開鑿に奔走し、有澤七次郎の如き其の貢獻尠しとせず。去れば同月同日を以て戸長西村數省氏は、伊野澤道路の開鑿其の功を竣へたる所以を告げ、上川支廳長久保誠之氏に對し之れが竣工検査を得んことを申請したるにありとす。伊野澤道路は第一期戸長松下高道氏に因りて之を計畫せられ之を實行せられ、線路の變更を要するなど、寄附金及補助金を得んが爲に殆んど貢獻的の奮迅を努めたるが如き、幾多の波瀾曲折の紆餘するものありて、戸長西村數省氏に至りて掉尾の餘及を揮灑すること、此の如くして成功したるにあらずや。明治三十六年四月二十九日戸長西村數省氏は、神居村字伊ノ澤道路開鑿及暗渠工事に對して左の如きの竣工検査と與へ設計書と相違なかりし事實を證明したりし也。

工事竣工検査書

一 神居村字伊ノ澤道路開鑿及暗渠工事

明治三十六年四月二十九日

請負人

三浦五郎三郎

右工事竣工シタルヲ以テ検査候處仕様書ノ通り相違無之候也

明治三十六年四月二十九日

神樂村外一ヶ村戸長

西村 數 省

(四) 伊野澤道路變更補助金請求

曩に明治三十五年九月廿六日戸長松下高道氏より、北海道廳長官男爵園田安賢氏に對して伊野澤道路の開鑿は測量圖及び設計書に誤謬あるのみならず、山路峻坂が頗る嶮難にして工事容易ならざる事態を陳べ、之れが開鑿線の變更を請へたるに明治三十六年四月十日北海道廳指令第一五五三號を以て園田北海道長官より、之れが開鑿工事に對する設計變更は端なく許可せられたるの幸運に達したりき。



是れ豈同工事の至難なるに對して欣賀すべきの顯象にして、前途一導の曙光を放てるものにあらざるや去れば同工事の開鑿の當初より頗る粉骨の盡瘁を勞したる戸長松下高道氏は、其の任を去りて戸長西村數省氏其の職を紹ぎ、之れが後を襲ひしかば同氏は更に其の局に當り、工事の開鑿に銳意するに至る。故を以て明治三十六年四月十六日に於て戸長西村數省氏と、神居村總代人山形源八氏及び同上野利藏氏との間に於ける總代人協議會を開き、道路工事の變更と同時に之れが進捗の方針を劃定し、益々拮据經營しつつ之を竣工せしむる。乃ち其の當時に於ける決議の要項を擧ぐれば、第一曰く別紙設計書圖面に基き之れが開鑿を行ひ、其の工費額金一千一百六十五圓二十錢五厘を明治三十六年度増加豫算とすること。第二曰く工費額の内金八百四圓二十錢五厘は寄附金を以て之を支出すると同時に、金三百六十一圓は補助金を以て之に充て、其の缺陷を補填すべきこと輒ち是也とす。然かも此の決議に據りて之を観察せば、明治三十四年度に於ける該工費總額豫算に於て、七百九十五圓を計上したるものあれど、三十六年度の總額豫算は一千一百六十五圓二十錢五厘に達し、一躍三百七十圓二十錢五厘に騰逸せしめたるは、蓋し道路線の變更を要したる豫想以外の難工事たりしに飯せずんばあらず。爾來明治三十六年五月十八日に及んで戸長西村數省氏は、道路補助金三百六十一圓に對する請求を上川支廳長久保誠之氏に之を提供したり。而して西村戸長より之れが補助金請求を盡くしたるを同時に、添付せる工事出來形調書に據らんか、竣工工程に對する區別に就ては草刈伐木巾六間長さ七百四十間にして、改測基點より七十四號迄之を既成したりき。若夫れ切土に至りては坪數一千四百八十六坪二合二勺の既成竣工に於けるが如き、盛土に至りては坪數四百四十六坪五合三勺九才の既成竣工に於けるが如き、排水溝に至りては深三尺長五百三十二間坪數百九十九坪五合の既成竣工に於けるが如きは、何れも開鑿工事の大部分を結了したる全般にして、暗渠巾六尺長十二尺の工事一式と、暗渠巾二尺長さ九尺の工事一式と、其の他暗渠巾四尺と長十二尺の工事一式との三者は、何れも其の竣工を

告げ、工事中に於ける工事の觀なくんばあらず。去れば此の工費の如きも當初明治三拾四年に於ける豫算額よりも超過したること勿論にして、八百四圓二拾錢五厘は之を土木寄附金とし閭村の負擔と定め、其の他三百六十一圓は乃ち戸長西村數省氏の補助金として請求したる北海道廳指令第二〇五七號の許可金なりとす。

北海道廳指令第一五五三號

上川郡神樂村外一ヶ村戸長役場

明治三十五年九月二十六日甲第六五一號上申上川郡神居村字伊ノ澤道路開鑿工事設計變更ノ件許可

明治三十六年四月十日

北海道廳長官 男爵 園田安賢

(五) 義舉的なる道路寄附金

明治三十六年收支増加豫算に據らんか、土木寄附金は實に九百四圓二十錢五厘にてありし也。此の寄附金は義奮ある伊野澤村民を初めとし、小樽旭川町等に於ける土地所有權者の富豪の醜金もありしとは謂へど、要するに伊野澤村民は道路開鑿の一日も忽諸に附すべからざるを認識したるが爲め、其の急務を首唱し貢獻的美舉なる殆んど總べての寄附負擔なれば、敢て村税の恩惠を被りし事たもなく即ち地所割及び戸別割の賦課に因らずと、此の八百餘圓の鉅額を寄附したるもの三十七名の多きに及び其の寄附者人名は下記に臚列したる如くなるが、最も鉅額の寄附を敢てし公共的義奮の精神を瀉ぎたる者は、蓋し有澤七次郎氏の六十七圓、田原清藏氏の四十九圓、井上仁次郎氏の四十七圓に於けるが如きを劈頭とし、之に亞げるは齋藤善作氏の三十六圓富居榮次郎氏の三十四圓、三浦養三郎氏の三十二圓に於けるが如き、若くは畠山龜次郎氏。青山彌三氏。齋藤政次郎氏の各三十圓の醜金に於けるが



如きは勿論、財産資格の程度に據るものあるべしと雖も、部落の發達の爲め將來與村の目的を遂げんと欲したるが爲め、其他下記の諸彦と共に何となく特筆大書を要すべくして、異彩を放てるの擧なりと謂はざるべからず。乃ち之れが義舉ある光芒を赫かしたる義捐者を臚列せんか。

- 一金二十九圓六十錢 富居 初次郎 一金二十七圓六十九錢 小林 喜藤太
- 一金二十五圓六十四錢 小 林 喜 藏 一金二十四圓八十錢 古川 與次郎
- 一金二十四圓六十五錢 高 見 正 明 一金二十四圓二十五錢 畠山 仁次郎
- 一金二十三圓五十二錢 石坂 巳之助 一金二拾一圓七拾五錢 大崎 由次郎
- 一金二十四圓拾六錢七厘 太田 與之吉 一金十七圓九十錢 山口 吉次郎
- 一金十六圓七十六錢 小坂 喜 榮 一金十六圓五十一錢三厘 畠山 彌三
- 一金十五圓九十四錢八厘 吉 田 榮 藏 一金十五圓四十七錢五厘 室 吉次郎
- 一金十五圓四十七錢五厘 西田 由次郎 一金十五圓四十七錢五厘 中川 辰次郎
- 一金十五圓四十七錢五厘 江藏 淺右衛門 一金十五圓四十七錢五厘 林 淺右衛門
- 一金十三圓九十一錢三厘 壽原猪之吉(小樽) 一金十三圓七十一錢三厘 清水源太郎(旭川)

### 三〇 組合長蔭山逸夫氏時代に於ける神居灌溉溝の修築

明治四十二年融雪の時期に際會して神居村共有の灌溉溝は、端なく洪水の氾濫する處と爲り潰裂したるもの尠しとせず。故に疏水上に於ける溝路水門の破損を拓かじめ、灌溉に故障を來たせること多大なるが爲め、總額四百六圓五十錢を消糜しつゝ、此の復舊工事を經營せしめんことを計畫したりき。然らば當時の水禍に基き之れが破壊個處の状態一斑を視察するに、私設神居士功組合の評決書に據るに第一神居灌溉溝に於ける第一水門の上端護岸築堤にして、並に舊伊野澤道路附近の築堤に於ける低落

個處の工事と、其他同水門の下面延長百間底敷巾八尺に堀廣め工事の改修輒ち是也とす。然かも第一水門の改修工事に加ふるに護岸蛇籠の沈設工事を併せて、總額二百四十七圓五十錢の豫算を要すべく計畫たりし也。第二は神居灌溉溝路に於ける第三水門の改修工事にして、此の經費は總額百十九圓の豫算を要すべく計畫なりし也。第三は神居灌溉溝に於ける水路線雨紛東一線一號に幅三尺深さ二尺長さ十二尺の架樋を備ふるに、東一線三號に幅五尺深さ一尺長さ廿一尺の架樋を備ふべく架設工事輒ち是也。然かも同工事に加ふるに雨紛零號道路に於ける暗渠改修の工事費とも、總額四十圓の豫算を要すべく計畫たりし也。同神居灌溉溝に於ける工事費は組合内水田見込反別に依り負擔額を確定し、前叙の豫算を以て之れが修繕並びに増設の計畫を着手したるが、小泉又三郎。土田金作。宮川太助。木元與三松。上樂松三郎。中田勘右衛門の諸氏は極力之れに斡旋して其の經營を圖りしかば、明治四十二年下旬より起工し、同年五月下旬に至りて之れが竣成を告げぬ。

### 三一 江丹別外數道路の繼續的改修事業

(凶作救済の計畫)

土功の經營に於て大正三年の顯著なるものは、蓋し神居村の道路改修にありと謂はざるべからず。其は同村字美瑛町より鷹栖村字江丹別に通すべく連絡道路其他に於ける改築及修繕を施すの工事たりし也。其の經營總額は四千六百圓を計畫したるのみならず、其の二分一の工費二千三百圓は同村基本財産より生ずる収入金を以て之れに充てしめ、殘額二千三百圓は地方費の補助金を以て之を支辨したりし也。兎に角此の改築事業たるや大正二年度より大正三年度に亘る二ヶ年間の繼續的經營にして、前年度より開始したる工事に屬しつゝあるが、更らに之を詳言すれば連絡道路の以外に於て美瑛町と伊野澤との通路、内大部の道路、雨紛十號西三線より西五線に至る道路等の修理的改良を圖るにあり



し也。然るに前年は殆んど未曾有なりし饑饉に襲はれ、暗憊たる凶荒なりしが爲め神居村の本土木事業は一面に於て窮民を救済すべく一端と爲り、飢寒に泣き菜色ある者をして土功に従はしめ、糊口を凌ぐの勞銀を得せしめんと欲する計畫たりし也。其の工事としての設計は主として道路の陥没し、破顔しつゝある處を治め、砂利を布かんとする方法にして此の總延長や五千五百五十八間に達する企業たりしかど、其の道路幅は九尺と爲し厚さは五寸乃至六寸の程度に於て修理的の施設を營むにあるが大正二年度の計畫としては美瑛町より鷹栖村江丹別へ通ずる忠別太共有地の道路と、内大部道路との砂利敷工事を營み、其の延長二千一百間の修繕的施設たりし也。然かも此の起工に着手するや大正三年二月廿七日北海道廳長官中村純九郎氏より、指令第一三三三號を以て補助金の認可を得たりしかば大正三年三月三日を期し、初めて土工に従ふの着手なるに部落民をして其の修繕に膺らしめ、同年三月廿日を以て大正二年度の計畫は竣工したりし也。されど繼續的の事業なるを以て殘工の經營は輒ち大正三年度の土功に就て四月一日より道路改良の事に従ひ、砂利の布設に取り掛り其の修理を施せる道路は忠別太共有地道路と雨紛及伊野澤、内大部に關する道路の改築を行ふ。其の延長三千四百五十八間に亘る道路なりしかば、前年度土木計畫よりも範圍を擴張せるに關せず、其の經費は前年度と殆んど同額にして二千三百圓を要せる所以は何ぞや。砂利を運搬すべき個處は何となく最近距離を有せるのみならず、破壊及陥没しつゝありし場所も前年度より鮮少なれば也。要するに前年度の道路改良として砂利敷を積むこと三百五十四坪一五なりしかど、大正三年度は四百六十九坪二五に及べり。従つて之れが土工に使役せる者は凶作の荒廢を受け、菜色に瀕せんとする細民を當て救済的の事業の一端に供ふは、兩年度土功の計畫や孰れも同轍なりしは既に前叙せる處也。兎に角大正三年度の神居村道路改良や此等救済民の力を以て同年五月十五日に其の工を竣ふ。されば同日を以て北海道廳長官西久保弘道氏に竣工届出を爲し、繼續的の兩年度の計畫事業は凶作を救ふ意義の下に一段落を告げたりし也

### 三三二 洪水後の架橋と美瑛川護岸水制工と忠別川築堤

大正四年の大洪水は石狩河の如き流石の澎湃たる最高潮に漲りしかば、之れが河畔に挾まりたる忠別太原野は濁浪の襲ふ河畔一帯の地は、一面の氾濫する處と爲り架橋は流亡したれば、之が復舊工事を部落請負として掛場吉衛門に命じ、大正五年一月廿五日の竣功せる忠別太橋は即ち是也。其の他雨紛第八號學校裏上手美瑛川の奔流箭の如き激湍の地に護岸工事を以て長へに水防に備ふ。されど此の堅固なる護岸工事さへも洪水の爲めに摧殘せられ、粉碎せられしが如き、同村忠別川の氾濫せるが爲め其の流域に浴しつゝある忠別川護岸築堤は、洪水の爲めに破壊せられ漂亡せらるゝに至りしが、忠別太共有地の村民は頗る其の災厄に難みつゝあり。されば神居村の此の三大復舊工事に就ては、一千三百七十七圓八十一錢六厘の請負工事は關係部落民として、掛場吉右衛門氏は公共的精神を發揮しつゝ、大正四年十二月十日より工事を開き、同五年一月廿五日に至りて其の工を竣ふ。神居村水禍後に於ける治水經營や豈唯だ是れのみならんや。されば組合長安達利三郎氏は此の厄禍に伴ふ善後策を施さんが爲めに、或は村會を開きて其の計畫を熟議籌略せしめ、或は補助金の稟請を爲しつゝ、此の罕有なりし大洪水の復舊工事と、治水計畫とに對しては天災に遭ふこと瀕々たる、無辜の細民は窮迫に陥り、財源は枯渴しつゝある悲境に挾まり、乃ち凶饉と大洪水とが二ヶ年を経て相前後しつゝ續發したりしかば、此の二大危難の場合に處しつゝ、村理事者始め村會議員は克く其の間を縫ひ、幾多の苦心焦慮を嘗め些の遺跡なくして治水經營に粉骨せること尠しとせず。

### 三三三 雨紛川架橋と美瑛川締切と馬場地先水制工事

されば前叙の經營を遂げたる以外に更らに百尺竿頭一步を進め、大正四年十二月十五日より神居村雨



紛西一線に於ける、雨紛川架橋外二工事の起業に對して剝手を着けたるにありと謂はざるべからず。兎に角雨紛川の如き洪水の爲めに洪濤濁浪の逆巻く裏に流され、何時しか其の橋影だに認むるに由なく、爲めに其の工費五百二圓八十二錢八厘を投じて新に架橋を營みたり。舊橋は長さ十二間に過ぎざりしかば、新橋の架設や之れよりも長く十四間に築造したりし也。之れに次げる工事は雨紛第六號美瑛川締切事業にして、其の資金を投じたること一千三百一圓六厘の鉅額に達したり。元來本工事は美瑛川の舊流域たりし古川を締め切り、半永久的の護岸的なる防水を營みしにありと雖も、洪水の爲めに端なく破壊せられて流亡し其の面影を看ずなりぬ。爰に於てか組合長安達利三郎氏は此の新工事を進行はんが爲めに、雨紛青年會長野村吉之助氏に命じ、大正四年十二月十五日より起工せしめ、盤平たる護岸經營を見るに至れり。將來の治水防備としては先づ以て安固なるを得たりし也。護岸工事としての治水は豈唯だ是れのみならんや、美瑛川の洪水は他よりも怒濤の猛烈なりし丈は其の潰裂四出の程度も歴々として災後に顯はれしが、或は流水の趨勢が一變して其の方向を異にせしめ、屈曲せる地點は一層の水を集めて碧潭を漾ふのみか、一層の激烈なる水勢を起さしめ、其の抗抵さは殆んど當るべからざるものあり、此等は新に護岸工事を起さざるべからず。即ち雨紛起線三號馬場地先美瑛川の洪水後に興れる護岸水制工是れ也。此の工費五百六十四圓七錢八厘の内、地主馬場友吉氏が金二百七十圓の寄附を爲し、而して主たる利害關係者として請負擔任に膺り、大正五年三月廿四日竣工せり。要するに雨紛川架橋と美瑛川締切工事とは、雨紛青年會長野村吉之助氏の起工事業たるが、孰れも此の三工事は着手より竣工迄其の期間を同ふせる也。其の期間は十二月十日より一月廿五日に至る雪風獵々として六花を吹き、寒威凜烈なる凍天の間に農閑の冬季に於て、組合長安達利三郎氏は可及的罹災民をして奮躍其の工に膺らしめ、勤儉美德を煥發せしめんと欲する意圖に出づ。されば此等の經營や堆雪場裏に馳驅し、堅氷の膚を劈くを厭はず河畔に其の工を行ふ。其は一面村事の公共的精神を涵養せ

しむるにあるが、神居村治水經營費は復舊工事に充つるもの三千六百八十五圓七十二錢八厘にして、其の内一千八百四十二圓八十六錢四厘は基本財産より生ずる収入金を以て之に充て、其の不足額千八百四十二圓八十六錢四厘は地方費の補助を仰ぎつゝ、漸く水害に對する復舊工事の完成を遂げたり。

### 三四 大洪水に於ける大正橋の修理的莊築

大洪水の襲來や神樂村東御料地に氾濫し、大正四年七月廿二日忠別川は上流より寄せ來れる濁波は、滔天の勢を逞ふしつゝ、大正橋は危殆に瀕せんとしたるに際し、同村東御料地青年會長水野喜代次氏が屈強なりし青年會員四十名を激勵せしめつゝ、虐雨を凌ぎ洪水を侵して之れが防禦に従ふ。されど澎湃たる驚濤怒濤の凄まじさよ、東宮殿下の行啓紀念として八千六百圓を投じ、三ヶ年の繼續事業として幾多の苦心經營に成れる大正橋は、無慘にも橋臺を兩斷せられ、宛然たる中洲を築きて丘形を作りしのみならず、護岸を破壊せらるゝに到りし也。大正二年の凶作饑饉に次ぐに此の曠古未曾有なる洪水の襲ふ處と爲る、泣面に峰とも云ふべき厄禍に沈淪すること一に何ぞ斯の如きや。去れば會議及財政の篇に述べたるが如く、組合長安達利三郎氏は此の危局に際する道を講じ、備さに心膽を碎けるも尠からざりし結果として、神樂村復舊工費五千五百五十六圓十三錢二厘の内、二千二百五十五圓六錢六厘は地方費補助を仰ぎ、其の他は別に財源とてもなければ、基本財産収入を以て之を補填したりき。今や茲に略叙せんとする紀念大正橋の復舊事業費も、皆此の内より支辨せらるべくは論を俟たず。されば此の災後に於ける治水的經營を行ふに就き、東御料地青年會長細川茂市をして其の工に膺らしめ、青年團を驅使して修繕せられしが、橋臺を兩斷せられ長さ十間の墜落したる天禍の跡を回復したるのみか、怒濤驚浪の横流を逞ふせる惨害は端なく護岸を突破したりしかば、川幅の廣さは濶大に赴き、橋面の方向よりせん乎、東御料地の沿岸は五間を延長せしめ、旭川沿岸は八間を延長せし



め、大洪水以前は九十五間の橋梁たりしかど、百八間の長さに変化したなりし也。併せて洪水被害の激烈なりし餘殃は護岸をして支離滅裂に陥らしめたるが爲め、沈床的及法覆工事を施し治水の經營を完ふせしめ、此の工費第一橋臺の架設は一千八百五十四圓三十四錢七厘の請負にして、第二護岸沈床工事は四百廿五圓七十五錢の治水計畫たるが、大正四年十二月十日起工しつゝ、大正五年三月九日に至り竣工せり。

### 三五 洪水後の西御料地十八號共有地に於ける美瑛川架橋

神樂村に於ける洪水の最も猖獗にして波濤の漂蕩しつゝ、山岳の勢を以て猛進的に寄せ來れる個處は邊別川の濁流にして、之れと落合ふ美瑛川の水量は殆んど大洋中の洪濤となるやの形勢に變じたれば同村西御料地第十八號共有地に架設しつゝ、ありし美瑛川の橋梁は、殆んど狂瀾怒濤の逆巻く焦點と爲り重疊しつゝ、噛み去り噛み來る洪水に對抗し難く、青年會員及近傍の農家も之を拒ぎしかど、何時しか脆くも流亡して其の橋影だも認むること能はず、されば復舊工事を經營せんが爲めに村會の議決を経て、西御料地青年會長西村九十郎氏をして請負金一千七百五圓十錢八厘を以て其の工事を擔任せしめたりし也。否な青年會の血氣精銳なる一團を鼓舞せしむるに此の災後に於ける經營を以てし、闔村の青年が冬期間は白雪皚々たる裏に閉ざされ、爐邊に端坐しつゝ、ある無聊の農閑時期を利用し、之を激勵せしむるに美瑛川架橋の工事を以てし、斯くして一面公共的事業の精神を涵養せしめ興奮せしむる一助に供ふ。西村青年會長が大正四年十二月一日より起工したるに、大正五年三月二十日を以て其の工を竣ふ。されば洪水の慘害なる慄烈さは美瑛橋を流氓せしめたるのみならず、護岸一帯の個所は甚だしく陥没し缺潰しつゝ、ありしかば、已むなく架橋位置をして變更せざるべからざる浸蝕を受け、殆んど同橋に往來すべかりし道路は河床と化し、磊々たる砂礫のみを充たして舊道の片影隻跡だも見ざらん

らんとす。是に於て平舊架橋地点より下りしこと約十五間の處に其の位置を新設したるが爲め、附屬道路を開鑿せざるべからざる境遇に接し、之れが經營を施せるなど殆んど舊架橋よりも其の面目を革めたるのみか、其の工費さへも二倍に凌駕しつゝ、元來は長さ二十一間の美瑛川橋は三十間に廓大せしめ、長虹澗飲の雲橋にあらざるは勿論なれど、西御料地第十八號共有地は何時しか往來杜絶の便を開くるに臻りし也。時の組合長安達利三郎氏が則ち大正二年の凶作に惱める菜色ありし細民の救済事業と財政難を双肩に荷へ、未だ以て之を網繆するに達せざる間もなく、此の大洪水後に於ける治水の經營と農村の疲憊せるを濟ひ、財政の難局を燮理しつゝ、此の一跌なき所以のもの他なし、偏へに此の災後の兩村を憂ひ主として拮据經營しつゝ、暗澹たる難局を凌ぎ偏へに滿腔の心血を濺ぎて村政の誠を竭くし、此の災後を回復せしめ兩村の經營をして一道の活路を開かしめ、二大厄難の禍中より其の轍を脱せしめんと欲する、一片耿耿として燃ゆるとする貢獻的の丹心に歸せずんばあらざる也。



## 財政總論

神居村及神樂村の財政は凶歉と水害を除く外、其の他は別に變化せる財政難あらざる也。固より町村の財政經濟と比すべからざれど、否な町村財政と比倫するは其の當を失ふ虞れあるが、例せば土耳其の財政難と其の轍を同ふし、世界の一名物たる支那の財政難さへも財政の局に膺られ、其の難關を變理すべく人物の如何に因り、流石に紛糾を極め渾沌たる状態あるにもせよ、王安石の如き財政通ありとせん乎、快刀亂麻を斷つ概あるを觀るべき也。近世清朝の關稅と鹽稅を變理したる英國顧問ロバート、ハート氏の靈腕と異材の秀でたるを看よ、同氏が清朝の顧問たりしより關稅と鹽稅とは嶄然一頭地を顯はし、郵政と駢稱しつ、清朝の二大稅源として財政の根蒂を牢固にしたる也。ロバート、ハート氏の如き偉材が財政の局に樹たんか、如何なる難關の極に陥りし財政さへも精彩奕々たるものあらんとす。一國の財政既に然りとせば一村の財政も亦然るの徑路として、其の間に理路の井然たるものなくんばあらざる也。例せば閩村に於ける基本財産を盤乎たる根蒂の上に形造くるが如き、其の特色を發揚する一なりと謂ふも可也。一國の財政に於ても輸入超過は必ずしも是ならず、亦輸出超過は必ずしも非ならず、一村富力の理由も亦然りと謂ふべき也。之を例せば一國に於ても製造國として工業國として年々多大なる原料素材を輸入せしめ、多くの正貨を濫出したりとせんも、之れが原料と素材とが愈々加工せられ、製造品として翌年より輸出するものとせん乎、鴻謨濶大なる財政眼より之を觀察すれば、輸入超過は一時の變象に過ぎざるのみ。寧ろ輸出超過の寡さを期待すべき也。翻つて輸入超過の場合を觀察するに、物貨は製造品と謂はず原料品と謂はず、恒に外國より吸飲せられて華客を多からしめ、貿易上の趨勢は正貨を充實豊富ならしめたる結果として、内國の物貨を寡少ならしむ

るのみならず、正貨との釣合は殆んど其の均衡を失したりとせん乎、物貨は再び欠乏の變態を顯はし需要の復活は、懸がて供給に對して俄然たる價格の暴騰を惹起せしむる虞れなくんばならず。其は固より需要供給の理は習慣風俗よりも支配せられ、單純なるマンデエスタ經濟學派の論歩のみにて一概に律すべからざるは論を俟たず。要は輸入及輸出の中庸を得て其の均衡を得るにありと謂はんか、故に時勢と國情とに基き財政の變理に膺る者は歲出入豫算を編成すべき場合に、或は消極的方針を以て進み、或は積極的方針を以て進みつ、要は財政の鹽梅が、其の措置の宜しきを得るにあるのみ。一國然り一縣然り一郡一町の財政經濟も亦然りと謂はざるべからず。神居及神樂の兩村も最近の趨勢は稻田開發の勃興と爲り、灌漑溝計畫の勃興と爲りしかば、村内に於ける財政と經濟との方針は總べての辛酸苦楚を凌ぎ、有ゆる困厄さへも厭はず總べてを犠牲と爲し、進んで積極的方針の下に畑地を擔保とし、村債計畫を踏襲しつ、飽迄一直線に邁往勇進せざるべからざる時勢と村是たりし也。兎に角第二級町村制の實施以來は、炯眼卓識の士は此の方針に依り斷乎として猛迅し、可成的消極的財政主義を一擲しつ、或は反對派の頑固なりし職々者流と戦へ、畑作主義者と激烈なる紛擾葛藤を醸もして迄も之れに向つて經營したるが、歲出入豫算も法令上已むを得ざる項目を除き、孰れも此の村是見地より打算し經綸せずんばあらざる也。細鱗を網みして大魚を逸するの遺憾なきにあらざれば、明治四十一年より大正二年に連亘する毎年の村財政と、經濟状態とに關して既に詳曲に細叙したりと雖も既往六ヶ年間に於ける比較評論と、其の變遷の大綱に就き未だ何等の總說あるを見ず。故に一には年々歲々の財政を識別せしむるの資料に備ふると與に、一面に於て最近第二級町村制を實施したる、組合長時代の財政經濟に伴ふ變遷と膨脹とに於ける形勢を一目の下に瞭乎たらしめんと欲す。抑も過去六ヶ年間に於ける神樂村經常部の歲入を大觀するに、漸次に膨脹しつ、殆んど旭日昇天の勢威ありしもの、如し。勿論六ヶ年間を通じて少局の増減を顛倒せしめ、年一歲を経る毎に遞次して歲入を膨脹



したるにあらずと雖も、明治四十一年度神樂村總歲入額一万五千九百十三圓餘の收斂を擧げたるに關せず、第二級町村制を施行すべく明治四十二年度總歲入額は、一躍して一万七千六百三十圓餘の増收と爲り、明治四十四年に到りては再躍して總歲入額二万二千九百六十五圓餘と爲り、殆んど明治四十一年度に比較すれば、別坤に逍遙せんとする感想を湧起せしむる膨脹ありしのみならず、大正二年度の總歲入額を觀察するに二万七千六百五十五圓餘に暴進したること、殆んど明治四十二年度第二級町村制の實施創業に於ける財政状態と、兩々相比すれば約一万圓の奔逸を顯はし、殆んど倍征せんとする歲入の危然たるを見るべく形勢を勃興せしめ、地方費補助と云ひ前年度繰越金と云ひ、教育土木の寄附金と云ひ村税徴收と云ひ、孰れも皆然るの歩調を辿りつゝありて、同一軌道を脱せざる所以は歲出の膨脹と均衡を採るべく財源を探究すると同時に、寄附金及村税をして一段の増收を企圖し、歲入上の大計畫を斷行せざるべからざるを餘義なくせられ、殊に大正元年度より二年度に亘りつゝ、毎年度の歲入出に於て詳説したるが如く、道路橋梁に關する土木經營の畫策と就學兒童の増殖に伴ひ、校舍の新築と増築とは層一層の急務を顯はし、教育費の擴張をして端なく財源の窮乏を訴へ、歲入上に於て村税の一大膨脹を企圖せざるべからざること、蓋し當村の開拓時期より漸く整理時期に推移すべく過去六ヶ年間の財政上に伴ふ變遷は、當然なる施設にして村民負擔の多きに駛るは、時運進歩の影響と視るべきのみならず財政計畫の順を得たるものたらずんばならず。されば大正元年度より同二年度に至る當村整理期を劃せんとする最近時代の進運は、駭々乎として殆んど急湍險灘に棹すと同然にして、財政の膨脹は避けんと欲して免がるべからざる趨勢ありしや、其の前年來の歩調を異にしたる看なしとせず。況んや戸長時代の神樂村歲入額一万五千九百十三圓餘と相對照せん乎、殆んど二倍に駛らんと欲する財政状態を醇勃せしめたるに於てをや。翻つて過去六ヶ年間に於ける神樂村歲出の形勢を觀察するに、教育費と土木費とは當村の二大支出にして、殆んど財政上の管鍵を握りつゝあると同時に、閭村の經濟も爲めに困難に

遭ふこと屢々なりしと云はざるべからず。されば教育費の如き大正元年度より大正二年を以て最大興隆期と謳歌すべくして、約一万一千圓餘より約一万二千圓餘を消糜したるにあらずや。然かも土木費の如きに至りても、明治四十四年度より一大發展を興さしめ、所謂大正橋の紀念事業を以て罕有なる土木費の巨額を發揚したるにあらずや。且つ神樂村歲出總額の上より之を瞥見するに、明治四十一年度戸長時代には一万六千五百五十圓餘の歲出なりしと雖も、降つて明治四十二年度に於ては一頓して一万四千一百八十二圓餘の歲出と爲り、大正二年年度に至りて二万七千六百三十一圓餘に奔放して、前年度より約一万圓餘の大膨脹を告げ、所謂整理時期の曙光を眩射せしむる光景なくんばならず。基本財産特別會計に至りては共有地原野を畑作として、銳意收入を擧ぐるに努力し、蓄積金のみを熱注しつゝありしかば、神居村の如く造成上の經營は極めて尠く、單に明治四十一年度の共有地に於ける治水事業として道路を開鑿せると、護岸の植栽的造林を計畫せるに過ぎざるのみ。蓄積金は、大正元年度の三千五百二十五圓を以て、過去六ヶ年の最高額を標榜せるを觀るべきにあらずとせんや。明治四十一年度より大正二年年度に到る一年毎の財政状態は、以下掲ぐる處の内容に詳密と精該を盡くしつゝあり故に總論以外に於ける近時の財政と、經濟上の趨勢は之を言外に需め其の眞髓を會得すべき也。就中神樂村の財政は戸長時代に於て、最も歲入出の巨額を占めつゝある教育費を區域負擔と定め、各東西御料地に瓜分し神居村の均衡的なる村税徴收と、其の方法を異にせるは是れ豈着眼すべき點にあらずや。其は風俗習慣を異にして富力を異にし、民力を異にせる東西御料地の紛擾軋轢を醸せる史的變遷を印刻しつゝある也。神居村の財政状態を穿鑿するに、明治四十一年度より大正二年年度に到る歲入出とも、概して膨脹に膨脹を重ねつゝあるは蓋し喋々を俟たずして、別記の統計に基き其の形勢の推移しつゝあるを看取すべし。神居村の歲入出は固より神樂村の其れに比較せん乎、約二分の一に過ぎざるは人口戸數の割合に不足なる丈け、それ丈け村帑財政の減少しつゝあるは當然のみ。然りと雖も神



居村財政計畫の特色として美点として誇揚すべきものは、一般會計よりも寧ろ特別基本財産に對して努力を盡さず、主として之れに嚮往奮迅したるにありと謂はざるべからず。乃ち別項に詳叙したるが如く、北海道拓殖銀行より村債を起してさへも忠別太原野の共有地を開墾せしめ、灌漑溝を堀鑿せしめ水田を起して収入を擧げ、以て當村の歳出を支辨し得べき程度に基本財産を造成し儲蓄せんと欲するにあるのみ。此の財産計畫は固より一長一短あるべしと雖も、神樂村の如く單に蓄積を事として從來の畑作の儘に更に永遠の計を盡したることなく、財産造成に一向努力せざる計畫に比して、寧ろ優逸なるやの感なきを得ず。されば過去六ヶ年間に於て大正元年度に於ける二千圓の蓄積金と、三千六百八十九圓餘の財産造成費とは、最大高額の支出にして如何に之れが經營に着眼せる乎を觀察すべきにあらずや。神居村の總歳入額は明治四十一年度戸長制度の六千五百五十六圓二十錢を最少量とし、漸次増收の趨勢を逞ふしつつあるが、大正三年度歳入に到り一万一千五百五十四圓四十二錢五厘に膨脹し、殆んど組合長時代は戸長制度時代に倍蓰せんと欲す。然かも基本財産は其の十分の四に相當しつつあるが、村民の負擔増加は取りも直さず鉢求の誹りあれど、一面水田開發に連れ農家經濟の豊富を以て之を補ふに餘りあらんとす。

一 旭川村外三ヶ村戸長宇佐美俊治郎時代の財政

(明治三十一年度神居村歳入歳出決算)

明治三十一年度神居村豫算に就き先づ其の下段にある統計に詳かなるが、歳入より順序的に緻密的に之を瞥見せば、兎にも角にも第一款雜收入の如き豫算額百二十圓にてありしかど、校舍の設備を欠きしが爲め、豫定の如き生徒数を包雍せしむること能はざりし結果と、不幸にも明治三十一年九月の洪水は移住民の總べてを擧げて、滔々たる濁流の氾濫する處と爲り、悉く遷り去りて離散の現象を呈し

端なく生徒の員數も減じて寥廓の憐さを覺わしが爲め、授業料の如き其の豫定收入七十二圓九十錢を減少したり。されど神居共有地の樹木の立木を賣拂へて三十二圓十三錢三厘の自然收入ありしが爲め豫算の豫定せるものなかりしも、其の得るものを合せば雜收入の坐に於て纔かに七十九圓九十三錢三厘を擧げし程なりし也。豫算金僅に四十八圓よりしか計上せざる教育補助額に對しては、洪水が與へたる被害は端なく校舍の復舊事業として、國庫より五百十八圓の補助を得しかば、決算收入は五百六十五圓の増額を見るに至りぬ。第三款教育寄附金に至りては、何等豫算せるもの有せざりしかど、洪水に洗はれ校舍の朽然たる破額は村民の齊しく痛切に感動せしかば、翕然として集まれる寄附金は積んで百三十圓六十一錢三厘の多きに及びたり。又村費賦課に於ける一面を看よ、決算四百九圓九十二錢は之を豫算六百九圓六十錢に比較せば、實に百九十九圓六十八錢の減少を生じたるに至りし所以は蓋し旭川鐵道の開通せらるゝと俱に、國道を往來する者極めて少かりし餘響は、延いて一村の繁華を殺ぎし原因と爲りしに伴ひ、移住民の次第に自然に他に遷らんとするの風潮を孕みし結果は、其の行衛さへも韜晦して、殆んど不明と爲りし者多かりしが爲め、村税の滞納も之を徵收するに由なく、欠損すべきもの亦少からずして百九十九圓六十八錢の大損耗を生みたるにあらずとせんや。故に決算額は單に四百九圓九十二錢の少額たりしに至るのみ。村費取扱の如きは滞納處分の爲め臨時の雇員を備ひ入れしに基き、豫算の三十四圓五十五錢に較せば決算額三十四圓二十四錢三厘に至りしなれど、其の減額は僅々三十錢七厘の剩餘あるに過ぎざるのみ。教育費の豫算額は五百九十九圓八十五錢の計畫なりしに拘はらず、其の支出は膨脹して一千七圓七十三錢三厘に騰逸して其の倍加に達せんとしたり。其は洪水汎濫せるが爲め校舍の破墜に伴ふ復舊工事は、蓋し五百廿一圓五十五錢五厘の支出こそ其の重大なる増加の原因たりしなれ。其の他は雇人の使用及學務委員費を節約し、教員年末慰勞金に於ける支出を省約し、合計九十七圓六十七錢二厘を減少するに至りぬ。衛生費に至りては豫算を設け



ざりしなれど、種痘の行はざるべからざりし爲め痘苗を購入し、醫師を出張せしむるなど三十一圓三十三錢の衛生費を加ふ。基本財産の造營は極めて創成時代なりしかば、先づ一村の急務に應せんが爲め傭人の使用を節し、標杭の支出ありたりしのみにて殆んど三十二圓五十一錢を減じ、縮小主義の下に他は衛生費に流用すべく之を轉換しき。去ればはや決算額は七十六圓十九錢に留め、豫算の百八圓七十錢よりは何となく以下に減少したる次第なるが、之を要するに明治三十一年度の神居村歳入総額に於ける豫算は七百七十七圓六十錢なれど、決算は一千一百八十六圓四十六錢六厘に出づ。兎に角にも如上の次第を願一考せんには、歳出は案外なる洪水の爲めに一大斧鉞を施しつゝ、遣り繰りを行ひし跡歴々として指點すべきにあらずや。

## 二 旭川外三ヶ村戸長宇佐美俊治郎時代の財政

(明治三十二年神居村歳入歳出決算)

神居村明治三十二年の收入豫算は二百圓なりしかど、神居共有地に於て兼て當年度に至り小作人へは貸附年限の満期せるものありしかば、賃貸料競争入札を施しし結果として頓んに收入増加せるに因るが爲め、豫算より七十六圓八十五錢三厘を超過しつゝ、決算額二百七十六圓八十五錢三厘に達するに至りき。神居共有地に於ける開發利用も漸次其の功を擧げんとす。第二款雜收入の豫算は百三十八圓の計上なりしかど、當年に於て未だ校舍の設備全ふからざりしと、移住民の減少せる結果は生徒數の充分満たざりしとに基き、授業料九十一圓餘を減じ計四十九圓二十一錢八厘の缺陷を來たしぬ。されば決算額は意外に減少して八十八圓七十八錢二厘と爲りぬ。神居共有地に於ては一局部に林樹の綠影はの陰く之を伐採して賣り拂へば、四十二圓七十四錢七厘に値ひす。教育費の國庫補助に關しては四十一圓六十六錢七厘の豫算なるが、其の六百四十六圓十錢を豫算せる寄附金は、應募者の意外にも翁

然たるものありしかば、百三十七圓七十六錢七厘の超過收入と爲り、決算額亦從つて六百四十六圓十錢の増收決算となりぬ。若しうれ村費賦課額に就ては何となく意外なる減收を招き、實に十六圓三十錢の缺陷を生せん。其の然かりし所以は移住民にして當時行衛を晦らまし、殆んど徴收の途を得るに難く、自然的缺陷を除儀なくせるもの往々ありしに由らずんばならず。有体に申せば明治三十二年の收入總豫算額一千六百九十四圓二十錢なりしかど、共有地の收入増加なりしと同地より生じたる雜木拂下代の自然收入の豫算外の加はりしと、教育寄附金の案外なる義捐ありしとは端なく合計百四十九圓十錢二厘の増加と爲りて、決算額一千八百四十三圓三十錢二厘の増收と化しぬ。翻つて明治三十二年に於ける歳出を觀るに、土木費の豫算は三十圓を計上し、里道に於ける開鑿新營すべきを主眼とし、既設里道の修繕と共に橋梁の築設に要すべきは當然なりしが、去れば此の土木費に對しては戸長仁科養氏が工事競争入札を行ひ、成るべく丈け其の儉約を講せんとの趣旨に出で落札を行ふ。教育費の膨脹せる次第を云はんに、訓導の増俸せると教員赴任旅費の支出を要せると、學齡兒童調査の爲め學務委員の經費を要せると、薪炭の騰貴に依りしが爲め消耗費を増加せるなどは、其の増加に伴ふ重なる原因たらずんばならず。其の他學藝展覽會を開けるも其の増加を要せる原因たりしなり。斯の如く一面に教育費の豫算よりも超過せるあるも、一面に於ては准教員の欠員ありしと共に、慰勞費の支出を少くしたると、校舍の經營未だ整齊せざるものありしかば、適當の准訓導を得るに難かりしに基き、九十八圓五十八錢七厘を減少したり。之を總括して云へば一昂一低の管だならざるものありしにせよ、豫算八百九十七圓二十錢よりも九百十二圓五十五錢八厘の膨脹せる教育費を見るに至りぬ。村費取扱費に於ては豫算額七十圓なりしに對して、決算百十七圓四十四錢に超踰し、は村税の收斂意の如く整はざるのみか、吏員の派遣に次ぐに吏員の派遣を以てし、督促頻繁に流れざるを得ざりし動機を生じ、出張費は出張費を孕みつゝ、滯納處分の執行と共に、吏員雇員等の經費を消したれば金四十七



圓四十四錢の増額を來たさざるを得ずなりぬ。其の結果は決算額頓んと百十七圓四十四錢を糜するに至りき。滞納者の多き建村以前に溯りて旭川町時代に於てさへも、固より夥多なりしを識るべき也。神居共有地の管理に伴ふ豫算は八十圓に出でざりしが、小作人に貸附せんが爲めに耕地區劃の測量を行ふこと屢々なりしかば、案外より案外に出でたる測量費三十五圓二十七錢を増加せざるを得ずして決算額殆んど百十五圓二十七錢の多きを要せんとしたり。顧みて臨時部教育費の坐を看よ、當年神居小學校に於ては、御眞影奉安所の經營と其の他物置などの造築を要せるが爲め、豫算金五百五十圓よりも之れが決算額は六百十一圓四十三錢五厘の膨脹を呈するに至りしと共、頓んと六十一圓四十三錢五厘の支出増は俄然として生じたりき。歳出に伴ふ金額は一千八百四十三圓三十錢二厘にして豫算の一千六百九十四圓二十錢に較せんか、實に以て百四十九圓十錢二厘の歳出超過を看んとす。歳出は歳出を孕み當時の漸く發展して新經營を要すべきものあるや、蓋し當然なる趨勢ならんのみ。

### 三 旭川町外三ヶ村戸長仁科養氏時代の財政

(明治三十三年度神居村決算一斑)

神居村に於ける明治三十三年度収入決算額は、一千六百九十九圓十七錢九厘にして、支出決算額は一千六百九十四圓八十七錢八厘なりしかば、差引殘金四圓三十錢一厘は明治三十五年度豫算繰入金に編入したりき。第一款財産より生ずる収入は豫算額三百圓なれど、決算額二百六十七圓三十一錢二厘に減少せる所以は、蓋し神居共有地に於ける小作人員は豫定より不足せるの結果に外ならずんばならずされば豫算金額に對し實行額十二圓六十八錢八厘を減少せしめたるが如き、即ち其の餘響にして小作人の寥々たる顯象亦以て想見すべきにあらずや。第二款雜收は意外にも豫算額百十四圓より増加して百四十圓九十二錢八厘と爲る。是れ則ち生徒授業料、共有地内樹木及び督促手数料等の自然雜收入あ

るが爲め、實行決算額百四十圓九十一錢八厘に達して豫算金百十四圓より増加するに至りし所以なり又教育費補助に就ては豫算二百四十圓を計上し、かども、國庫補助額は僅かに申請よりも十五圓の認可ありしに過ぎざれば、二百二十五圓の缺陥を生ずるに至りし所以なるが、村費賦課額に及んでは豫算金千三百八十二圓十錢を計上したるも、宅地二百戸に對する地所割及び現住者三百戸に對する戸別割は、滞納者多かりしを以て決算額に至りて百六圓十五錢一厘を減少したりき。又歳出に及んでは土木費に關しては豫算金七十圓よりも十八圓を減少せしめたる理由は、道路及橋梁の修繕に對し工事の競争入札に附せるの結果は、端なく此の減少を生じたるに飯せずんばあらざるなり。去れば決算額は五十二圓を以て充分工事に間に合ふに至りき。教育費の如きは一千五百六十九圓十錢を豫算したるも決算額一千百五十九圓十四錢九厘に達したり。兎に角四百九圓九十五錢一厘の剩餘額ありしは正教員の不足なりしかば、採用困難の爲め一時雇教育を以て之を間に合はせ、代用的補充を施せしの結果として之れが剩餘を生じ、一面雜給及び需用費等の節約を行へしに基かずんばあらず。衛生費に至りては豫算金六十七圓の豫算なりしかど、傳染病の患者尠かりしと衛生組合の設置を看ずして中止の姿に至りしかば、之れが支出額を要せざるに由りしが爲めならずんばあらず。さればにや決算額僅かに三十四圓三十錢を支拂ひしたるに過ぎずして、三十二圓七十錢の剩餘を生ず。村費取扱費の如きは豫算額百五十圓の少額のみにては、到底實行難の傾向を來たし、止むなく五十三圓三十三錢五厘を超過するに至りし所以は、蓋し村税滞納の多數なりしと同時に、徴收吏員の派遣を要すること頗る頻繁なりしが爲め、督促令狀の發布や滞納處分やに就き、意外の旅費を要したるが爲めならずんばあらず。されば之れが繼策として會議及土木などの費日より流用して之を補ふ。而して基本財産管理費に及んでは、豫算額百三十圓を計上しつゝ、ありしも、神居共有地及び雨紛共有地に於ける灌漑溝の水路を測量せんが爲めに、委員の出張や人夫賃及び標杭建設やに就き、豫算より超過の支出を要したること殆ん



二百二圓一錢九厘に垂んとす。それ故に決算額百三十二圓一錢九厘に達したるを以て、餘儀なく教育費より之を補填するの遣り繰り手段を行ふ。其の他共有地の整理及び小作料の取立管理雇人料に支拂を要したること鮮少にあらざりしかば、端なく増加の止むなきに至りぬ。之を要するに歳入豫算額は一千六百九十九圓十七錢九厘にして、歳出決算額は一千六百九十五圓三十七錢八厘に至る、其の差引き剩餘額は三圓八十錢一厘にして、明治三十五年度繰越金に編入せらる。當年度豫算より其の決算に至る迄の歳入歳出は村費取扱の不足を顯はしたること、基本財産に要する缺陷は之を教育費より補填せるが如き、中々容易ならざる遣り繰り手數ありし様に見受けらるゝにあらざるや。

#### 四 戸長松下高道時代に於ける灌溉溝開鑿費の膨脹

(明治三十四年度神居村歳入出決算)

明治三十四年度に於ける神居村の歳入出に就き兩々相較せんか、蓋し歳入は二千三十五圓八十七錢の決算なりと雖も、歳出は二千三十四圓六十三錢六厘に相違せしかば、差引剩餘金一圓二十錢四厘は明治三十六年度繰越金に編入したりき。第一款財産よりの収入は豫算の五百七十二圓五十錢なるに比較せば、三百二十三圓〇三錢一厘の減收を來たし、實際収入は二百四十九圓四十六錢九厘に過ぎずして、豫算よりも頗る尨大なる缺陷を生じたる所以は、小作人の應募せるもの豫定よりも頗る稀れにして、一大齟齬を招きたるに因らざるはならず。第二款教育費補助金に對しては、豫算金六十九圓を計上せるものありしかば、然かも申請を提出して端なく何等の補助許可を得ざるには、蓋し亦歳入の上に一缺陷とは評すべからざるものあれど、何となく痛切を感ぜざるを得ず。教育寄附金は神居小學校の増築費として其の通學區域より寄附せんとすべく計畫なりしかば、止むなく工事の經營を三十五年度に延期せるが爲め、何等の寄附金收入だもなくして己みたりし所以たりし也。又村費賦課額に於ける

豫算は一千七百八十六圓二十錢一厘にして、決算は一千七百三十七圓十四錢五厘に低下したると共に四十九圓五錢六厘の減收を招きたる所以のものは何ぞや、蓋し戸別割及び地所割に於て滞納者の餘りに續出したるに飯せるが、其の未納額に對しては三十五年雜收入として之を徵收せんことを計畫したりき。村費は一千五百圓の豫算なりしも、教育上に伴ふ工事の新營や土木上に伴ふ開鑿を施行せざるが爲め、折角の村債を起すべき計畫さへも、遂に畫餅に飯したるを以てのみ。歳出に於ける會議費豫算は四十圓を計上したりと雖も、會議に伴ふ開催數の鮮少なりしと、書記給料の支出に於て減少したるが爲め、決算額は蓋し三十八圓六十二錢に縮小せる所以なりしが、土木費は是れ亦豫算四十圓よりも廿七圓十錢の實行額を顯はし、所以は、蓋し橋梁の決潰し破損せるもの尠くして修繕を要せざるものありしに由らざるはならず。教育費は獨り超然として豫算に於ても決算額に於ても、過大なりしは頗る注目に値ひす。是れ前年度よりも就學兒童の多きに赴きつゝ、ありしと、校舎の破壞したりしが爲め其の豫算額一千七百廿八圓七十錢の計上よりも、二百八十四圓五十四錢六厘を減じ、其の修繕などの決算額は一千五百四十四圓十五錢四厘に達しぬ。村費取扱費は豫算金一百五十圓よりも顯著なる膨脹を來たし、殆んど倍加の趨勢に至り二百四十四圓九十七錢四厘に騰れる所以のものは何ぞや。是れ則ち滞納者は毎年に至るも依然として例に因りて多ければ、殆んど燮理を期俟し難きを以て督促令狀の發布や、滞納處分の勵行や、吏員派遣の頻繁やは毎々之れと相伴ふの餘響あれば也。故に止むなく總代人會議の確定を受け、教育費雇員俸給費及び基本財産より流用して其の缺陷を補ふ基本財産管理費に關しては、豫算二百十六圓に對し百十四圓十二錢三厘の決算額と爲り、端なく一百一圓八十七錢七厘の減少に赴きしは蓋し道路の開鑿と、土地の拓發と測量の實行とに於て豫定よりも日數を要せざるを以てのみ。又臨時部に於ける教育費豫算七十圓なりしかば、神居小學校 御眞影奉安所の新營せざるが爲め、土木費豫算千百二圓五十錢を計上せしかば、用水路開鑿せざるが爲め孰れも支出なし、



基本財産は四百圓を豫算に計畫したれど、竟に共有地の排水溝開鑿を斷行せずして中止の姿となりしが爲めならんのみ。

五 第一期戸長松下高道時代の神居村財政計畫

(明治三十四年度歳入出豫算)

明治三十四年度の歳入豫算額は二千三百一十一圓七十錢にして、之を前年度歳入豫算に比較せんか、二百七十五圓六十錢の増加なれど、其の重なるものは村費賦課額の一躍膨脹せるにありと謂はざるべからず。乃ち地租割前年度に於て五百五十二圓八十四錢に過ぎざりしかど、一千八百四十一圓九十錢一厘に増加したると戸別割に於て八百二十九圓二十六錢なりし額は、一千三百八十圓八十四錢に増加せるに因らずんばならず。其の他賃地料は前年度より二十圓増額せるに反して、教育費補助に於て前年度より百七拾四圓減額したるが如き、授業料に於て前年度より拾四圓減額したるが如きは、一面歳入の低減したると同時に、一面之れが補填として地所戸別割の増課を要せざるべからざるの機運に到達せんとす。又支出豫算を觀るに會議費四拾圓は前年度豫算より拾圓減額し、消耗費拾圓減額し、土木費は三拾圓減額したるものありしかど、教育費に至りては翕然たる大膨脹額を呈し、殆んど百五拾九圓六拾錢の増加たりし也。唯夫れ顯著なる増加を示めしたるものは基本財産造成費二百拾六圓を豫算に計上せしめ、前年度より増加したること八拾六圓なるが、道路測量費の如き委員報酬の如き、主として共有地管理行為に基きたる支出ならずんばならず。されど總体より之を觀察せば三拾四年度の支出豫算は歳入豫算と相齊しく増加の傾向を呈し、前年度豫算額二千三拾六圓拾錢に相較せんか、實行額二千二百九拾四圓四拾錢の經常支出額にして、豫算よりも即ち二百五拾八圓三拾錢の膨脹たりし也。

六 明治三十四年度第二期地方税の收斂

神居村に於ける明治三拾四年度地方税第二期戸數割六拾九圓七拾五錢は調定済額なるも、其の内三拾圓は同年拾二月拾二日上川支金庫に拂込みを行へ、二拾三圓二拾五錢は同月中に於て再び之れが拂込を遂げ、合計五拾三圓二拾五錢は徵收済額なるが、未納額拾六圓五拾錢の顯象を呈し、其の人員六拾五人に達したるにあらずや。翻つて神樂村同年度に於ける戸數割調定額を觀るに、百四拾四圓二拾五錢にして、殆んど神居村の二倍以上に達し、同年拾二月拾二日及び廿日に於て上川支金庫に拂込みを爲したるもの、百拾八圓七拾五錢の徵收額にあらずや。而して其の未納額は二拾五圓五拾錢にして其の人員百二人に達し、殆んど是れ亦神居村に二倍の超躰を顯はしつゝあり。左れば租税納入の成績如何を比較するは一概に律すべからざるものあれど、要するに第二期地方税戸數割の收入に就ても其の年度に因り一昂一低ありて、容易に其の成績の如何に關しては俄かに端倪すべからざるものあるも、明治三拾四年度時代に於ては租税收斂に關する成績の如きは、蓋し神居村に一籌を輸するものなくんばならず。

明治三拾四年度第二期地方税戸數割未納報告 (神樂村分)

一金百四拾四圓二拾五錢

調定金

内

金一百圓也

拾二月拾二日上川支金庫拂込

金拾八圓七拾五錢

拾二月廿日 同

計金百拾八圓七拾五錢

未納額二拾五圓五拾錢

財政篇



財政篇

六五四

明治三拾四年拾二月廿七日 分任收入官吏神樂村外一ヶ村戸長 松下高道  
 地方稅徵收官北海道上川支廳長 加藤寛六郎殿  
 明治三拾四年度第二期地方稅戶數割未納報告 (神居村分)  
 一金六拾九圓七拾五錢

内

金 三拾圓也

金 二拾三圓二拾五錢

計 金 五拾三圓二拾五錢

未納額拾六圓五拾錢

拾二月拾二日上川支金庫拂込  
 拾二月 上川支金庫拂込

明治三拾四年拾二月廿七日 分任收入官吏神樂村外一ヶ村戸長 松下高道  
 地方稅徵收官北海道上川支廳長 加藤寛六郎殿

七 明治三十四年度の雨紛教育費

明治三拾四年度に於ける雨紛小學校の教育費支出は六百九拾四圓八拾八錢にして、前年度豫算額より増加したること八拾四圓拾錢の少額なりとす。概ち其の内容を指摘せんか俸給額に於て三拾六圓、雜給に於て二拾七圓拾錢、備品、消耗、通信等の諸費に於て二拾一圓を増加せるに基因せずんばならず其の總増加額は纔かに八拾四圓拾錢の増加額に過ぎざる零細的支途なれど、雨紛の部落より之を觀ば敢て寡少にして民力の負擔に易々たりと謂ふべからず。則ち之れが支出豫算表を列記すれば左の如し

雨紛尋常小學校三拾四年度豫算

支出 (經常部)

科	目	前年度豫算	本年度豫算	附記
第一款 教育費	第一項 俸給	六〇、七八〇	六四、八八〇	
	一日 訓導俸給	三九六、〇〇〇	四三二、〇〇〇	
	二日 雇俸給	二四〇、〇〇〇	二四四、〇〇〇	廿圓一人年功加俸廿四圓
	第二項 雜給	一五、〇〇〇	一六、〇〇〇	拾二圓一人五圓一人
第一目 旅費	五七、七八〇	八四、八八〇		
第二目 旅費	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇		

八 伊野澤簡易教育場豫算

伊野澤簡易教育場に於ける支出豫算が、囑託教員俸給に於て二拾四圓を増加したるが如き、旅費に於て二圓を増加したるが如き、慰勞費に於て四圓六拾錢を増加したるが如き、賞與費に於て三圓を増加したるが如き、世話掛費に於て三圓を増加したるが如きは、則ち膨脹的原因なればなりと謂はざるべからず。然かも其の反對に備品、消耗、通信、雜費に至りて拾七圓五拾錢の大低減を來したる所以のものは何ぞや。此等の備品が前年來より一切準備の變理を致せるの結果ならずんばならず。

伊野澤簡易教育場三拾四年度豫算

支出 (經常費の部)

科	目	前年度豫算	本年度豫算
第二款 教育費		一七、五〇〇	一六、九〇〇

財政篇

六五五



第一項 俸給	110,000	144,000	拾二圓一人
第一目 囑託教員俸給	110,000	144,000	
第二項 雜給	13,000	25,600	
第二目 旅費	5,000	7,000	

九 神居古潭簡易教育場の支出豫算

去れば神居古潭簡易教育場の豫算に於けるも百九拾八圓九拾銭は、前年度と兩々相較せば二拾一圓四拾銭の増加額なりとす。囑託教員の俸給額は前年度より拾圓を減額せる所以は、五月開校して全体を通貫すれば拾一ヶ月分の俸給額なればなり。旅費の如き、慰勞費の如き、學校世話掛費の如き、前年度より合計八圓を増加したり。又備品。消耗。通信等の諸費に及んでは四拾圓を増加せる所以を尋れば殖民の到來と共に、就學兒童の蕃殖を反映せしむるものならずや。

神居古潭簡易教育場三拾四年度豫算

支 出 (經常部)

科 目	前年度豫算	本年度豫算	附 記
第一款 教育費	17,500	19,900	
第一項 俸給	110,000	110,000	
第一目 囑託教員俸給	110,000	110,000	拾圓一人但五月開校拾一ヶ月分
第二項 雜給	13,000	25,900	

一〇 第一期松下戸長時代の總代人及組長會議

明治三拾四年四月九日神居尋常小學校に於て總代人及組長其の他篤志家の一大集會を開催しぬ。村財政に關する決算及び共有地財産の管理費より、不納督促に關する事項並びに貸地料更正の緊切なる動議問題の爲めならずんばならず、之れに參與したる出席員は戸長代理人山知一氏を首班とし、島種雄にてありしが、總代人は掛場吉右衛門。同館入榮次郎。組長としては佐藤寅松。澤田吾助。村田榮二郎。上野健二郎。本元倉吉。畠山熊太郎。中嶋政八。小泉又三郎。但木行厚。畠山勝二郎等の拾一名にして、學務委員は土田金作。野村吉之助の二氏なりき。世話掛としては有澤七次郎。笹田與七郎塚田政次郎。上樂鶴二郎。富居鶴松。高見政明。田原菊次郎等の七名にして、會議問題の内容委曲に就ては、第一曰く明治三拾一年度神居村々費收支決算報告を是認したること、第二曰く明治三拾二年度神居村々費收支決算報告を是亦是認したること、第三曰く三拾四年度村費收支豫算總額を各二千三百一十一圓七十銭と、別紙豫算書の如く決定したること、第四曰く從來村費は三期に區別して之を徴收せるも、經費多額に登り且つ徴收至難なるが爲め、二期に革めて之を賦課區別すべきことに確定したること、第五曰く明治三十一年度に於て支出したる神居村々費不足額百圓は、三十四年度に於て共有財産管理費より六十八圓を支出すると同時に、殘金三十二圓は明治三十三年度より支出するものとすること、第六曰く三十四年度より組長手當として一ヶ年金二圓宛を給し、村費不納者組内に於ける督促の如き實務に當り、可成的役場員の出張を減少するものとす。第七曰く三十四年度共有地貸地料は反平均金一圓と更正すること輒ち是れにして、何れも可決確定議を経たる次第なりとす。是れに因りて之を觀ば戸別割及び地所割は、其の徴收規則に於て三期に區別し之を徴收せんと欲したるも、頗る變理を期するを得難きのみならず、經費鉅額を消糜せるを以て之れが二期に區別變更せるなど、或は



明治三十一年支出不足額百圓の缺陷を生ぜしは、當時移住民の際中開拓に着手したる場合なれば、歳入尠く生産尠なりし結果として已むを得ざる財政難の致す所たらずんばあらざる也。滞納者の多くして役場員の督促頻繁に赴き、餘儀なく組長をして其の衝に當らしめ、又共有地より貸地料を徴收しつゝ、ありて基本財産より漸次一定の果實を生じ、収益を擧げ着々財政の増殖計畫に一轉機を劃せんとす。

一一 神居尋常小學校の三十四年度豫算

有体に其の總体に於て之を推蔽するに、當年度の支出豫算額六百三十六圓二錢にして、前年度より五十二圓七十錢の増加額たりし也。訓導俸給額は敢て變動なしと雖も、雜給に至りて慰勞費九圓八十錢賞與費七圓六錢を増加せるが如き、亦備品及び消耗通信の諸費は前年度より七圓を増加したるが如き亦修繕費に及んでは拾五圓を増加したるが如きは、顯著なる膨脹の原因を爲せるものならずや。年々殖民の移住と共に就學兒童の増加を來たしたる反映は、教育費に至りて増加せるに因りて、之を首肯するを得んか。

神居尋常小學校三十四年度豫算

支 出 (經常部)

科 目	前年度豫算	本年度豫算	附 記
第一款 教育費	五八三、三三〇	六六、〇一〇	
第一項 俸 給	三六〇、〇〇〇	三七一、〇〇〇	
第一目 訓導俸給	二六、〇〇〇	三六、〇〇〇	拾八圓一人

二目 雇 俸 給

一四、〇〇〇

一五、〇〇〇

拾圓一人五圓一人

一二 戸長西村數省時代の凶作に於ける財政計畫

(明治三十五年度神居村歳入歳出決算)

神居村に於ける三十五年度財政を概観するに、第一款財産より生ずる收入豫算額一百七十圓を算したるも、實行額は頓んと騰逸して一百八十七圓八十七錢に達し、豫算よりも十七圓八拾七錢を増收せる所以のものは何ぞや。學校附屬耕地七町歩以外に於て雨紛及び忠別太の如き共有地は、豫想計畫よりも多數の小作人續出ありしが爲めならずんばならず。又國庫補助に至りては前年度豫算は六拾九圓なりとに拘はらず、増額して三拾五年に及んでは七拾二圓に躍進したるにあらずや。是れ乃ち伊野澤簡易教育所及び神居古潭簡易教育所に於ける教員俸給補助にして、益々教育費の膨脹するに従へ一村の負擔容易ならざるを觀るべし。而して神居古潭簡易教育所の經常費の如き、一百圓は部落寄附金に依りて之れが維持經營を計らんとして、其の國庫補助に足らざる缺陷を補ふの策に出でしものなるが、部落民の教育に熱信渴望の結果は、豫算額に比較して三拾五圓の増收ありし所以たりし也。前年度に於ては一千五百圓の村債を起してさへも共有地開鑿の資金に供しき。此の財政難の危局に際して村税は意外にも豫算二千四百四拾八圓三拾九錢七厘の計上は、端なく凶作の餘響として二千三百五拾四圓拾七錢四厘の收入なく、殆んど豫算に比較すれば尙に九拾四圓二拾錢五厘の減少を招き、意外の缺陷を孕みたるが如きは、蓋し財政難の上に財政難を加へたりと謂はざるべからず。然かも當時の村税は地所割及び戸別割の財源に過ぎずして、内地所割の如き宅地二百一戸に對し、一戸二拾錢づゝを賦課せしめ、殘額に對しては耕地反別九百四拾一町八反六畝拾八歩に賦課したりき。又戸別割の如きは戸數



三百六拾七戸に對して、一戸平均四拾一錢二厘弱を賦課したりき。地所割の一戸平均二拾錢の負擔は兎にも角にも戸別割の一戸平均額四圓拾一錢弱に至りては、當時民力の程度未だ幼稚なりし時代に於て當時經濟の發展未だ充分ならざる時代に於て、當時水田開發の未だ成らざりし時代に於て、何となく相應せざるの課税にして、民力の負擔に耐へざるの嫌ひなしとせず。教育費に對する寄附金の如き凶作に遭遇してすらも、猶且つ堅忍不拔の精神を以て二千四百四拾八圓三拾九錢七厘の豫算に對して僅かに九十四圓二十錢五厘の未收入に過ぎざりしが如きは、當時村民に於ける奮闘敢勇なりし旺盛力を欽せずんばならず。兎に角三十五年度の歳入は約九十四圓二十錢五厘の缺陷を生じたるは、凶作の影響として餘儀なきの財政状態なるが、前年度豫算額收入は四千六十四圓二十錢なりしも、當年度豫算は二千七百九十四圓六十八錢なりしが如きは、殆んど漸く半額に垂んとせるが如き、主として當年度は時局に鑒み、教育費の新營や土木工事の開墾に要する爲め、前年度に於けるが如く村債一千五百圓を計畫せざるに飯せずんばならず。歳出を觀るに教育費に及んで豫算二千六百六十二圓四十八錢なりしかど、決算額二千八百八十五圓四十九錢二厘に超過せる所以は何ぞや。校舍の修繕の如き備品及び消耗費の如き意外なる多額を要したるが爲め、其の缺陷は廿三圓一錢二厘を生じたりしを以て、會議費より之を補填したりしを以てのみ。衛生費の豫算六十七圓を計上して以て種痘種四十五圓の外に於て、六種傳染病の防遏を講せんとしたるも當年は珍らしく一人の患者も發生せざりしかば、單に二十九圓九錢の決算ありしに過ぎず、爲めに三十七圓十錢の剩餘ありしは何寄りの慶事なりと謂はざるべからず。神居共有地に於ける開墾の爲め公借金ありしが、前年度には之れが村債償還として二百五圓を豫算したりき。村税徴收費に至りては五十五圓九十八錢二厘を超過したる所以は何ぞや。神樂村の歳出と同じく凶稔なる横暴は、用捨なく同村にも波及したりしかば、滯納者の續出せるが爲め意外の督促と意外の滯納處分に伴ふ、經費豫算外に於て洵に五十五圓九十八錢二厘の缺陷を生じ、端なく

勸業費より之れが補填を爲したりき。斯の如く焦眉の急を緩はざれば得て、村税の整理を期すること能はざりしを以てのみ、基本財産造成費は豫算金一百五十八圓にして、決算額は二百十六圓九十一錢五厘なると共に五十八圓九十一錢五厘を超過せるは、蓋し共有地の測量費百十圓を要せるが如き、其の他管理費を要し、が如き、到底豫算額のみにては豫期の成功検査に應ずること能はず。故に己むなく其の缺陷は衛生及び勸業費より之を補ふ。勸業費に及んで是一百二十圓の豫算なりしかど、村農會補助金なかりし爲め五十一圓五十五錢の決算に止め、六十八圓四十五錢の補助金は足らざりし結果として大に發展せしむべき村農會維持も端なく中止せねばならぬ餘義なきに至る所以なりしとす。豫備費に對しては行旅病人が案外にも續々輩出せるの結果として、四十九圓七十一錢の超過を招き、詮方なきに一時衛生費より之を流用し、僅かに之を糊塗したりしのみ。然かも豫備費豫算が僅かに二十圓の少額に過ぎざる計算は、六十二圓八十八錢の支出を要せんとす。是れ豈豫算計畫に於ける豫期すべからざる事變にして意外なる缺陷にあらざるや。之を要するに明治三十五年の歳入歳出は其の收入に於て二千八百五十一圓二十錢八厘にして、其の支出は二千八百四十四圓四十五錢三厘なりしも、大觀するに凶作の爲め滯納を生じたるも基本財産の増額せるが如き、勸業費の補助なかりしと意外にも行旅病人のありしが爲め、豫期すべからざる缺陷を生じたりし豫算たりし也。

### 二三 戸長蔭山逸夫時代に於ける豫算計畫と決算

#### この一大溝渠

(明治四十一年度神居村豫算及決算概観)

明治四十一年度神居村に於ける財政状態を穿鑿するに、經常部歳入豫算額六千八百十九圓九十六錢の計畫なりしに反して、其の決算總額六千五百五十六圓二十錢の低減を顯はしたると同時に、之れが差



額二百六十二圓七十六錢を懸絶せる所以は何ぞや。蓋し同村教育依託費の如きは敢へて變更なかりしも、一時徴収の見込みなしと豫定せる滞納者の案外にも收斂し得たりしが如き、教育費補助の豫定よりも増額許可を得たりしが如き、村税の収入状態に於ける所得税の顯著なる増額を顯はし、營業税の随時増加を顯はし、若くは賦課地積及び地目中變換の餘響として反別割に於て増額を孕生したるが如き等を一々網羅せん乎、皆是れ収入豫算額より案外にも實行の超過せる決算額に顯はれたる状態にして、其の総額實に一百五十五圓二十五錢の小額たるに過ぎざるのみ。然るに翻つて収入豫算額よりも減少し、端なく豫定計畫に缺陷を孕みし財源を列擧すれば、少額ながらも國稅營業稅者並に其の本税額豫定に達せざりしを以て豫算額より低減せるあり、或は雜種稅に於て事項の半途廢止等に起因して二百四十七圓二十一錢の減額を來たせる重なるものあり。或は戸別割に於て人員と總個數は豫定に達せざるのみか、納稅者の居所不明にして鞫晦せる者ありしが爲め、豫算より一百六十圓四十錢を減少せるありしかば、此等を綜合して歳入豫算の上に於ける財源に缺陷せる總額は、實に四百十八圓一錢を呈露したりし也。されば一面に於て豫算收入額よりも幾分かの多額を挙げたる項目ありしと雖も、それさへ減收額の三分の一弱に過ぎざりしを以て、實行決算額と豫算額とは洵に二百六十二圓七十六錢の缺陷を招徠したる所以は蓋し偶然にあらず。歳出經常部と臨時部とを概觀するに、孰れを通ずるも豫算よりも決算額の減少せるを標榜せざるはなきもの、如し。先づ其の一般費目に亘り之を概説すれば、教育費の如き三千五百八十七圓八十四錢五厘にして歳出總額の二分一強を占め、村費取扱費之れに亞き土木費第三位を占めつゝある趨勢を物與せしむる財政状態なくんばあらず。蓋し教育費の如き教員の轉免ありしを以て俸給額を減少せしめ、赴任及學事視察等の如き恩給基金と學務委員の實費辨償と、住宅料に於て豫算額に達せざりし事態と、物價低廉の餘響として需用費並に備品費と校舍修繕に於ける總べては、孰も豫算額より尠少なりしが爲め、殆んど三百七十九圓五十三錢五厘を要せざるの

差隔と減少を顯はすに至る。土木費の如きも端なく忠別太道路の修繕入札が豫想外に低廉なりし結果として、豫算の經費を要するに臻らず。然かも臨時部歳出に於ける教育費豫算額と決算額とは殆んど六十五圓の差隔を呈したる所以は、雨紛小學校住宅の新營費たる請負額の低下を招ぎ、殆んど一百十五圓の豫算より減少したる波及たらずんばあらず。其の他會議費。諸稅負擔。雜支出。寄附金。基本財産造成費等の如きも、或は豫算額より減少し或は豫算額と殆んど軒輊せざる歳出支途の一斑と謂はざるべからず。則ち明治四十一年度歳出總決算額は六千二十一圓四十錢一厘にして、之を豫算額に比較すれば是に七百九十七圓五十五錢九厘の減額を暴露したる所以は、勿論財政の局に膺る者の料理如何と其の疎腕活手に伴ふ施設にあるべしと雖も、豫算と實行とが斯くも一大溝渠を劃すること一に何ぞ然るや。神居村基本財産を造成すべき特別會計に於ける豫算收入額は、二千七百四十五圓三十二錢五厘にして、實行決算額は二千七百八十八圓三十四錢の膨脹を露はし、差引増額三十五圓一錢五厘を超過したりし也。若し一般會計よりの繰入金に於て、豫想外の減額なしとせば、收入實行額は猶ほ一層の増額を見るべかりしならん。何んとなれば貸地料に於て銀下年季明なりしことを發見せるもの三百五十三圓八十八錢五厘の増額あれば也。又財産蓄積金の如き北海道貯蓄銀行が殆んど破綻に瀕せんとするに際し、利子放擲の承諾を與へたるに就き、豫算積立金一圓八十九錢の收入を得ざるものありき其の他財産造成費たる開墾並に灌漑に關する開墾人夫賃金を低下せしめたるが爲め、端なく豫算額に達せざるものあり。兼ねて神居土功水利組合に於て忠別太共有地の灌漑溝を開墾せんが爲めに、北海道拓殖銀行よりの起債金三千二百圓に對する、六百三十五圓八拾一錢の償還を遂げつゝあるを觀るべきにあらずや。要するに同村特別會計に於て財産造成費二千六十五圓にして、灌漑費一千四百八圓九十一錢七厘の鉅額と、年々拓銀の償還金六百三十五圓八十一錢を歳出計畫の上に打算せしめ、一見何となく奇異の驚嘆を懷かしむるものあれど、所謂財産造成の下に主として積極的經營の事業を舉げし



財政篇

六六四

め、水田本位の方針に活躍しつつあるのみならず、一面歳入豫算の財源とも云ふべき共有原野の貸地料は、一千三百八十五圓九十八錢五厘の鴻益と利澤を賦與せしめたるものあり、一般會計の繰越金と雖も百廿圓九十三錢の收入あり、前年度繰越金は歳入上唯一の地歩を占め、一千二百三十六圓六十二錢の編入せられたる程なれば、鉅額の歳出に應ずるに關し殆んど多々益々辨するの財源あるが如き當村は基本財産を經營するに就き、募往踴進して何となく一直線に活動し、亦神樂村の到底軒輕し易からざる姿勢あらんとす。

科 目	其 一 戸長役場 自明治三十三年 至全 四十一年 決算 (神居村)				
	明治三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年
財產ヨリ生スル收入	二七、三三	二四九、四九	一八七、八七〇	三二五、二四	一五、一七九
寄附金	〇	〇	〇	一、三七八、四二九	五〇七、六二五
雜收	一四〇、九一八	一〇、七五〇	九七、八六三	八五、三三二	九四、八三五
國庫補助	一五、〇〇〇	〇	七二、〇〇〇	五八一、〇〇〇	八一、〇〇〇
村費賦課金	一、二七五、九四九	一、七三九、一五二	二、三五四、一七四	二、六九五、〇八〇	二、五四〇、四四五
前年度繰越金	一、六九八、一七九	二、〇三五、八七〇	二、八五一、二〇八	五、〇五七、三三九	三、三八二、八四九
計	一、六九八、一七九	二、〇三五、八七〇	二、八五一、二〇八	五、〇五七、三三九	三、三八二、八四九

歳出經常部

科 目	歳出臨時部				
	明治三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年
會議費	一四、五七五	三六、六〇〇	三八、七三五	七七、一六〇	三三、七四〇
土木費	五二、〇〇〇	二七、一〇〇	二、一八五、四九二	四、〇〇〇	六八一、二二七
教育費	一、五九、一〇〇	一、五四四、一五四	二、一八五、四九二	二、一七二、七〇七	二、二〇〇、五九九
衛生費	三四、三〇〇	五五、二八五	二九、九〇〇	八五、七〇〇	一四、二〇〇
村費取扱費	二〇三、三三五	二四四、九七四	二五八、九八一	三五二、七二五	三四五、四一五
基本財産管理費	二二二、〇一九	一一四、二二三	二二六、九一五	〇	〇
雜支	〇	〇	〇	二二七、二五〇	六三、五五〇
勸業費	〇	〇	五二、五五〇	〇	八八、〇〇〇
豫備費	一、六九五、三七八	一〇、三八〇	六二、八八〇	〇	〇
計	一、六九五、三七八	二、〇三四、六三六	二、八四四、四五二	二、九一八、五四一	三、三五六、五六二
教育費	〇	〇	〇	八〇〇、六四四	二〇、〇〇〇
土木費	〇	〇	〇	一、二六五、二〇五	二〇、〇〇〇
計	〇	〇	〇	一、九六五、八八九	三、三七六、五六二
差引	三、八〇一	一、三三四	六、七五五	一、七二一、八六八	六、二八八

財政篇

六六五



其二 戶長時代

(神居村)

科目	歲入ノ部			
	明治三十八年	三十九年	四十年	四十一年
財產ヨリ生スル收入	三、四、六〇〇	〇	〇	〇
前年度繰越金	三、五、一五六	八、九二〇	〇	〇
補助金	一、四三、〇〇〇	五、四、〇〇〇	六、六、〇〇〇	七、二、〇〇〇
寄附金	一、二、三、七〇三	四、七、〇〇〇	四、一、四〇〇	二、五、〇〇〇
雜收	三、三、九、二〇〇	四、八、四、七、五〇〇	五、三、三、〇、四〇〇	六、三、九、三、〇〇〇
公債	四、九、六、一〇〇	二、六、八、〇〇〇	三、八、八、五〇〇	二、九、九、〇〇〇
計	九、六、五、二、八一九	五、七、三、八、四一〇	六、一、〇、九、二、九〇〇	六、八、八、九、六、〇〇〇
歲出經常部	六、〇、七、〇〇〇	九、〇、一、五、〇〇〇	一、六、九、六、六、五〇〇	七、九、〇、六、六、〇〇〇
會議費	〇	〇	〇	〇
教育費	二、三、九、五、五三〇	二、四、六、二、五、四、五〇〇	三、〇、一、一、五、〇、四〇〇	三、五、八、七、八、四、五〇〇
衛生費	一〇、一、八、一〇〇	九、二、五、〇〇〇	九、二、三、〇〇〇	六、五、〇、〇〇〇
村費	三、三、一、八、一五〇	五、四、六、九、〇〇〇	六、〇、〇、七、九〇〇	六、三、二、九、〇〇〇
勸業費	八、〇、〇〇〇	〇	〇	〇

科目	歲出臨時部			
	明治三十八年	三十九年	四十年	四十一年
特別會計繰入金	〇	〇	〇	〇
土木費	五〇、〇〇〇	六、八、五、四、〇八〇	三、九、九、六、〇〇〇	四、六、九、九、四〇〇
雜支	三、七、四、三、六六六	三、四、九、〇、〇〇〇	一、三、五、八、〇〇〇	一、三、七、〇〇〇
諸稅及負擔	〇	二、一、〇、〇〇〇	三、五、八、三〇〇	三、一、一、六〇〇
豫備費	三、三、六、二、二四〇	四、三、七、八、六、六三三	四、五、五、四、八八九	五、〇、〇、〇、六二二
計	三、三、六、二、二四〇	四、三、七、八、六、六三三	四、五、五、四、八八九	五、〇、〇、〇、六二二
土木費	二、九、七、一、五、四〇〇	〇	〇	一、七、三、〇、〇〇〇
寄附金	〇	〇	〇	二、〇、五、〇、〇〇〇
補助費	〇	〇	〇	三、六、七、八、〇〇〇
基本財産造成費	二、三、九、二、〇〇〇	〇	〇	二、八、五、〇、〇〇〇
教育費	〇	一、一、五、四、〇〇〇	五、五、〇、〇〇〇	二、八、五、〇、〇〇〇
高等女學校建築費	〇	〇	四、九、〇、〇〇〇	三、一、〇、〇〇〇
附業費	〇	八、〇、〇〇〇	一、五、五、〇〇〇	〇
勸業費	〇	一〇、〇〇〇	〇	〇
一時借入金利息	〇	一、三、四、四、〇〇〇	七、五、四、〇、〇〇〇	一、〇、一〇、七、八〇〇
通計	五、三、九、一、五、四〇〇	五、七、三、八、四一〇	五、二、七、九、四八九	六、〇、二、一、四〇一
差引	八、七、五、六、六六八	〇	八、二、九、八、〇二一	七、九、七、五、五九九
殘金	八、八、九、六、二二〇	〇	〇	〇



### 一四 組合長蔭山逸夫氏時代に於ける共有地の増収及村税の收入難

(明治四十二年度神居村豫算及決算概観)

神居村明治四十二年度に於ける豫算と決算と對照如何を觀るに、收入の部は豫算額より決算額差引減金四百四十八圓四十錢一厘の減少を呈したり。其の重なる原因は地方費補助金十八圓を減額せられたるにありと雖も、主として村税の徴收何となく不成績を招徠せしめたるにありと云はざるべからず就中戸別割の如き、納税人の居所詳かならずして收斂難に陥り、殆んど百三十六圓六十八錢の減額を孕生じたり。然かも反別割の如きも實地調査の結果として地目の變更と、反別に異同を發生したる等の爲め金三百九十一圓二十四錢の減額を誘起したるが如き、皆是れ豫算額より顯著なる差隔を呈したるに因るものありとす。されば斯かる顯象の財政上に湧起せしめ、豫算額村税が七千八百十五圓六十錢なりしに反して、決算額村税は七千二百九十二圓六十七錢の收入ありしのみにて、其の差額殆んど五百二十二圓九十三錢を減少せしめたるが如き、當時如何に村税の賦課徴收に於て當初の計畫と端なく蹉跌を來たせるものありしが爲め、其の收斂難を窺ふに足るものあらんとす。されど歳入が斯の如き大缺陷を暴露せりと雖も、歳出決算額に於て八千二百五十六圓六錢九厘なりしに比較すれば、豫算額八千七百四十圓三十七錢なりしを以て、其の差額實に四百八十四圓三十錢一厘なりしが爲め、當年度に於ける經常部臨時部とも、其の支出豫算額よりも實行決算額の尠少なりし影響として、先づ以て甚だしき歳入と歳出との扞格を生せず。歳出決算に於て豫算より減額せる項目は、會議費に教育費に衛生費に諸税及負擔にて、豫算額より孰れも減額を發生せざるはなく、乃ち豫算總額より決算總額

は實に四百八十四圓三十錢一厘の減額を顯はしたるものありし也。若し夫れ神居村基本財産の總收入額を觀るに、貸地料の如き踏査の結果として一大膨脹を呈露せるやに想ふべけれど、一千九百四十五圓十七錢五厘の實行收入額にして、前年度に比較すれば八百三十五圓十六錢五厘の減收を來たせり。されど共有原野より收益せる貸地料は一千六百八十六圓七十九錢二厘にして、前年度より三百圓八十錢七厘の自然増収ありしは、蓋し基本財産に對する根柢を鞏固ならしむると、蓄積膨脹の計畫に一導の曙光を眩射せしむる動機の一たらずんばあらず。要するに當年度の基本財産總歳入に於て一般會計よりの繰入金なかりし所以と、前年度繰越金なかりし所以とは主として前年度決算額より低減を誘導せる原因たりし也。其の他歳出に於ては灌漑排水費と云ひ、築堤費と云ひ、測量調査費と云ひ、其の財產造成の下にありし總額は、一千一百四十一圓三十二錢にして、公債償還を除くの外は總べて前年度決算よりも約二分一弱に過ぎず。是れ乃ち前年來の幾多經營案は着々として其の緒に着き、計畫も年々組織を遂げたるが爲め、財產造成費は漸次に輕減せらるべきは蓋し自然の水田開發に伴ふ未墾せられつゝある原野殖拓の常法とす。然かも當年度歳入總額一千九百四十五圓十七錢五厘より、歳出總額一千八百三十九圓十三錢を控除せる、所謂百六圓四錢五厘の剩餘金は翌年度へ繰越すべき基本財産蓄積金とす。

### 一五 組合長福岡幸吉時代に於ける神居村財政計畫

(明治四十三年度の神居村歳入歳出豫算)

神居村明治三十九年度經常部歳入の豫算は六千六百四十四圓七十二錢の總額にして、明治卅八年度の總額は實に九千七百四十四圓二十八錢六厘の收入豫算にてありし也。然るに其の間僅かに數量霜を閱みせざる明治四十三年度の歳入豫算は、七千八百五圓三十九錢五厘なりしに徴見せんか、敢へて莫大の



差異あるを認めざる財政状態なるもの、如し。而して又一面明治三十八年度歳出豫算額三千六百六圓五十八錢三厘の總額にして、明治三十九年度の歳出豫算は五千四百四十六圓七十三錢の經常部總額とす。然るに明治四十三年度の豫算額經常部歳出は、六千五百十八圓三十九錢五厘の總額なりしを比較せば、幾分か増加の跡あるやを認むべしと謂へど、是れ亦顯著なる長足の膨脹したる豫算なりと謂ふべからず。臨時部歳出に於ては明治三十八年度に於て六千一百三十七圓七十錢三厘の豫算にして、土木費と基本財産造成費に意外なる鉅費を糜したれど、明治三十九年度歳出豫算額に抵りては、教育費に校舍新築の經營として一千一百八十八圓の支出を與へ、通計一千一百九十八圓の總額にして、約六分の一の減額なるものあれど、明治四十三年度の臨時部總豫算一千二百八十七圓の如きは勿論、明治三十八年度に於ける膨脹的臨時部豫算と、其の歩調を同ふすべからざれど、教育費の二百拾圓と勸業費の百七拾五圓と、土木費の一百九拾八圓を緊急的經費として、其の支出を臨時部に設定したる事態に歸せずんばならず。更に溯りて一般會計に於ける歳入の重なるものは、戸別割三千四拾九圓二拾錢五厘と、反別割三千四百二圓四拾九錢の豫算にありとす。之れが歳出に至りても教育費の四千八百九拾三圓八拾九錢と、諸税及負擔の一千一百七拾七圓八拾五錢を以て、依然として村財政上に於ける龐大なる支出なりしこと例年と差異あらざるを看る。又特別會計に於ける神居村の基本財産に關すべし歳入豫算は、二千一百拾九圓九拾四錢一厘の多きに上り、殆んど同財産の根柢とも云ふべかりし貸地料の如きは、一千八百八十二圓四拾錢一厘の鉅額に達し、從つて之れが歳出豫算額に於ても財産蓄積金八百三拾圓三拾三錢一厘に増加したりと雖も、兼ねて財産造成費としての公債六百三拾五圓八拾一錢の償還を行はざるべからざるを以て、未だ歳入の全部を蓄積するに至らざるものあらんとす。特別會計の歳入決算額は前年度よりも二百六拾八圓餘の減收を招きたる所以は、貸地料に延期額をも包含せるが爲めなりしのみ。財産造成費の如きは四百九十八圓二十三錢二厘を消費せるあるのみにして

殆んど前年度より之を觀察せば、約三分の一弱の資本金を投せるのみ。灌漑溝の造營費尠きは年々計畫の竣功を證する所以にして、本會計設置の目的に添ふ蔗境に達せんとす。蓋し本年度に於て財産蓄積金の如上の通りにして、未曾有の巨額を計上せるは基本財産の面目を發揮せしめ、拓殖銀行の公債が年々遺憾なく償還せられつゝあると相俟つて、不毛の原野をして端なくも珠塊晦光の美さへ徐るに發露せんとす。

### 一六 組合長福岡幸吉時代の校舍増築計畫に伴ふ

#### 歳入出の増加

(明治四十四年度神居村歳入出豫算)

明治四十四年度の神居村歳入出豫算は大体を通じ増額したる所以は、第一款教育費臨時部九百六圓を計上し、以て神居小學校々舎の増築を計畫したるもの其の主因なりと云はざるべからず。其の他歳入に於て歳出の増加に伴ひ、第三款村税の附加税をして之れが賦課率を百分の七十に増加せしめ、九百七十五圓餘を前年度より増額せるあり。而して一面教育費に於て就學兒童の増加せるが爲め、學級數を増加したると同時に代用教員を廢止して、換ふに訓導を招聘せるが爲め俸給額を増額したるあり或は神居小學校の校舍増築せるを以て、何となく諸般の設備を要すべきものあれば需用費を増加せしめ、或は組合費負擔を増加し、豫備費を増加し、治水費を増加せるは皆主として前年度より總額豫算を膨脹せしめたる間接の原因なりと云はざるべからず。何んとなれば就中組合費負擔額に於て二百一圓三十五錢を増額せるものあれば也。美瑛川護岸築堤として是れ亦増額せるものあれば也。されば明治四十三年度歳入出豫算總額は、七千八百五圓三十九錢五厘を計上したりと雖も、明治四十四年度歳入出豫算總額は九千二百三十一圓二十五錢一厘を計上したりし也。明治四十四年度神居村特別會計



の總收入額決算は二千二百四十八圓十三錢四厘にして、前年度より増額せるは謂ふ迄もなく貸地料の如き、歛下年限を經過せるもの畑地十三町四反五畝歩と、田地四町二反歩の増加せる反動として二千二百六圓六十五錢の收斂を挙げたりき。之を前年度に比較すれば實に一躍五百三十圓餘の増額たりし也。財産蓄積金の如きは僅かに百十七圓四十一錢八厘のみにして、殆んど前年度の約七分の一にだも到達せず。斯かる蓄積金の縮少せられたる所以は、財産造成費を廓大せしめざる餘儀なき事業費の巨額を要するが爲めならずんばならず。乃ち當年度の財産造成費は一千一百四圓五十三錢の膨脹と爲り前年度の約三倍弱に奔放せんとする資本を投下したりき。前叙の如き歳入總額は多大なりしを以て歳出上の計畫と施設とに於て、殆んど前年度より廿七圓餘の減額にして、略ぼ徑庭の差異なかりしと雖も、爲めに剩餘金は三百九十圓三十七錢六厘の繰越を醸酵せしめ、特別會計に一層の餘裕綽々たるを見んとす。

### 一七 教育費及村税の膨脹と基本財産起債の償還

(明治四十五年度神居村歳入出豫算)

教育費補助に於ける教員住宅料及住宅費補助の如き、衛生費補助の如き、百四十一圓五十錢の豫算と爲し、以て前年度豫算より三十一圓四十二錢の増額を與ふ。唯だ夫れ神樂町兒童教育委託料二百圓を計上せしめ、納税者の居所不明なりと若くは赤貧洗ふが如き者にして、徴税整理し能はざる雜收入に伴ふ過年度二百五拾圓を計上せしめ。或は神居村臺場ヶ原墓地の新設として三百五拾九圓の寄附金の如き、孰れも前年度豫算と同額なる所以のものは敢へて異動なき見込なりしと、一面墓地が新設せざるが爲め、之を繰延べしたるに基かずんばならず。要するに同年度總決算の收入額は三千九百二拾五圓八十六錢を村庫に收斂せしめたりと雖も、豫算額よりも僅々百八十一圓三十錢の減收を招徠せしめ

何となく當初の財政籌畫と些少の徑庭の差と、幾分の徴收難を發露せるものなしとせず。其の理由とする動機は過年收入と地方補助と、國稅營業稅割の廢業者ありしと反別割の地目減少の結果として、端なく減收額を豫算上に顯はし、決算額の寡少なりし所以を數字面に劃したるのみ。されば其の減收ありし割合に豫算計畫よりも收入超過を顯はしつゝありしものは、本稅の増加に伴ふ所得稅の膨脹せるありしと、隨時湖業者の多かりしが爲め地方稅營業割の膨脹せるありしと、隨時の賦課者多かりしが爲め、雜種稅の膨脹せるありと戸數蕃殖の爲め戸別割の膨脹せるありしが如きは、總べて當年度財政計畫の上に効果を揚げ美蹟を呈露せしめ、寧ろ豫想の洞察よりも施設の餘光ありし實收を鹵獲したりし也。されば大正元年度の豫算收入額は四千一百七圓十六錢の計畫にして、決算收入額は三千九百二十五圓八十六錢の實際村帑に於ける補助金と剩餘金と徵求せる稅額の收斂貯財たらずんばならず。明治四十五年度の神居村歳出を一觀するに、會議費と云ひ、土木費と云ひ、衛生費と云ひ、總べて前年來の財政計畫よりも縮少せしめ、從つて規模の眇焉として異彩眩射せしむる經營なきは論を俟たず兎にも角にも從來冗費を投じ財政の危大を醸もしたるやの計畫に一籌を輸する感慨なきとせず。唯だ夫れ教育費經常部に於て前年度より超過したるありしに止まるのみ。唯だ夫れ諸稅負擔に於て前年度より増額したるありしに歇まるのみ。されば明治四十五年神居村財政上に於ける總歳出額八千四百六圓三十七錢七厘の決算にして、總豫算の籌畫よりも寡少なる顯象を露はしたり。然かも是れ乃ち一般の財政上に於ける歳出は前年來より漸次事業の企畫せるに伴ひ、其の不足を誘起したる事態たらずんばならず。特別會計の收入も前年度より實收額を大膨脹ならしめ、貸地料三千二十三圓三十七錢に到達し、殆んど前年度より約千圓を超越したりき。歳計剩餘金亦殆んど七百四十三圓餘の收入ありしかば、總歳入三千九百七十四圓六十八錢八厘を收斂したりし也。歳出總額は三千六百八十九圓八拾九錢九厘にして、財産造成費と公債償還とに對して約三倍の計畫と支出ありしを看る。財産蓄積金も殆



んど二千圓を儲ふの大飛躍の發展を顯はしたり。

一八 歳入の膨脹計畫と伊丹別道路改鑿費

(大正二年度神居村決算及財政)

神居村大正二年度に於ける歳入總額は、一万一千五百五十四圓四十二錢五厘を以て精算せられ、前年度より一躍膨脹せるやの觀あるは村稅收入に於て減收したりと雖も、一面地方費補助に於て土木費一千一百五十圓を新財源として編入せるのみならず、端なく道路改良工事に要する緊急事業として繼續支出に供せんが爲め、基本財産より一千一百五十圓を繰入れ計畫したるを以て、凶荒の打撃と作物に對して一大空野を廓落せしめたるに關せず、蓋し前年度の財政施設よりも歳入に膨大を興したる動機なりと謂はざるべからず。次ぎに歳出計畫を觀るに教育費は五千九百六十九圓六十七錢六厘の消糜せるあれば、前年度より僅々たる百三十八圓を増額せるのみ。諸稅負擔に於ても斯かる状態に駛らしめしめたるのみ。唯だ夫れ伊丹別への通路と雨紛。内大部等の廢棄せる道路が殆んど往來すべからざる減裂を顯はしたるが爲め、緊急修復事業として繼續的支出に供すべく土木費二千三百圓は、僅儀てふ野に采色ありし凶作に拘はらず、其の經營を遂成したる奮興と活躍とにありと認めずんばならず。當年度歳出總額一万一千五百十圓八十九錢二厘にして、歳入より差引剩餘金は四十三圓五十三錢三厘にして之を基本財産に編入したるにあらすや。されば大正二年度の特別會計を一瞥するに、決算總額二千五百七十七圓九十二錢三厘の歳入状態にして、前年度より顯著なる減額を呈せる所以に關しては、蓋し貸地料纔かに七百三十二圓六十四錢一厘を收斂せるにありしのみ。然かも共有地よりの收入として殆んど二千三百圓七十三錢の減收ありしと、鴻大なる溝渠を劃する底の差隔ある財産收入に歸せずんば

あらざる也。然かも繰越金は八百六十七圓二十一錢二厘にして、何となく前年度より百廿三圓五十五錢四厘を超過せしめたるあるのみなりしかば、大体總歳入の増額に波動せる顯象なきは、乃ち當然の歳入計畫に伴ふ結果なりしと謂ふも可也。されば總べての企圖すべき事業の興起は凶饑の爲めに餘儀なき沮絶せらるゝ状態に赴き、蓄積金は前年度二千圓なりしに反して二十七圓の零細に止め、豫定の收入と事業を縮少せしめたるを以て、財産造成費は前年度一千五百四圓なりしに反して、僅かに三百三十五圓を消費せるのみ。其の退嬰的施設なりしは殆んど凶作の刺撃たらんのみ。公債償還金は最早や年々歳々の下に首尾能く支拂を圓滿ならしめ、殆んど其の義務を免除せらるべく進境に達したれば、前年は六百三十五圓を償還せしめたるに拘はらず、當年度は纔かに三百七十七圓九十錢を計上支出せるは、蓋し拓銀の負債も最後の殘額三百七十七圓九十錢を償還せば、其の債務を免除せらるべく順境に達せるを視るべき也。一般會計に繰入金一千一百五十圓を列舉せるは、如上の一大土木を孕生せる支途に供へんと企圖せるにありと雖も、歳入に缺陷あるを以て之れが財源に充當せるに外ならず、其の歳出總額一千八百三十圓九十四錢にして、歳入より甚だこき徑庭の差に至らざれど、幾分かの剩餘を顯はしたりし也。

一九 凶饑の打撃と補助及繰入計畫

(大正三年度神居村歳入出決算)

勁烈を逞ふしつゝ、ありし霜害は端なく稻田の收穫をして殆んど絶無に飯せしめ、僅かに一反歩當り一斗の生産ありしに過ぎざりしのみ。殆んど美田良圃をして荒野を見の凶作を招徠せしめ、野に餓卒あり民に菜色ありしは蓋し大正二年度の凶饑状態たりし也。されば此の凶荒に蹂躪せられし結果は當村財政の計畫に一蹶跌を與ふるものならず。輒ち神居村大正三年度の歳入は九千七百三圓四十四錢



の総額にして、之を前年度の歳入総額一万一千五百五十四圓四十二錢五厘と兩々相校量せん乎、其の財政計畫は何となく縮下方針に傾き、頗る前年度よりも一籌を輸するの感慨なしとせず。其は謂ふ迄もなく凶僅の打撃を受け、農家の經濟をして一反歩當り一斗の産米を穫じに過ぎずんば、中農以下をして殆んど暗澹たる慘絶凄絶の間に沈淪せしめたるものあれば、村税の歳入としての財源は亦従つて枯渴せしめんとする悲境に垂んとしたりし也。是れ大正三年度の神居村財政計畫をして端なく例年よりも一大斧鉞を加ふるの已むなき縮下方針を採らざるべからざる結果たるは論を俟たず。故に當年度の歳入決算額は實に前年度決算額よりも、一千八百五十圓九十八錢五厘の不足歳入を顯はしつゝあるを觀るにあらずや。然かも同年度の歳入に於て鉅額の地方費補助を仰ぎつゝあるものは、此の凶荒てふ餘殃を享けしに關せず、一千一百五十圓の土木費の歳入にありと謂はざるべからず。其は同村字美瑛町より鷹栖村字江丹別に通ずる連絡道路と、又一面美瑛町より字伊野澤との間に於ける連絡道路より外二道路の開鑿事業にして、此の改良費總額四千六百圓の内を畫分しつゝ二分の一乃ち二千三百圓の工費に就ては、基本財産より生ずる收入を以て之に充當せしめ、其の殘額二千三百圓は地方費の補助を仰ぎ、二ヶ年繼續事業として大正二年度より起工せしめ、大正三年度に亘る經營にして開村以來の罕有なりし一大經營たらすんばあらず。されば前年度よりの起工改鑿をして延いて大正三年度にも凶作の打撃ありしにせよ、依然として繼續事業として施設したるを以てのみ。寧ろ事業の性質上よりして當然の結果たれば也。村税賦課の如きは謂ふ迄もなく緊縮主義の下に消極的方針を採りつゝ、斷乎たる大斧鉞を加ふるの餘儀なからしめ、前年度よりも財源の枯渴しつゝあるに鑒み、纔かに五千八百六十六圓三十七錢を收斂しつゝありしのみ。之を前年度村税賦課より之を顧みん乎、洵に二千六百九十五圓三十二錢五厘の不足を招徠せる縮小主義の徵收を顯はし、一見殆んど何等か凶荒にも襲はれし打撃の爲め、斯かる財政計畫に改めし餘儀なきを亮すべきならんは論を俟たざるのみ。兎に角凶作

の惹き起せる恐慌は豈唯だ是れのみならんや、歳出計畫の重なる教育費にも一大財源の枯渴せるが爲め端なく缺陷を生じ、北海道地方費より一千圓の村債を起さざるべからざる窮境に陥り、無利子の條件なる下に貸借の認可を受け、漸く教育上の施設を難なく進ましめ、之を補綴し之を瀾縫しつゝ、村税歳入の一大財源たりし戸別割は、例年の二分一以内に於て賦課するを得たりし也。されど土木費二千三百圓は基本財産より繰入れ、教育費の起債計畫も結局は孰れ二者とも畢竟するに凶作打撃の一大損耗たらずんばあらざる也。又眼を一轉して歳出計畫を觀るに、大正二年度の教育費と比較するに殆んど一千二百九十五圓九十三錢一厘の差隔丈け一大斧鉞を加へ、減削を猛斷雄決したるにあるが、當年度教育費は兎にも角にも四千六百七十三圓七十四錢五厘を圓滑に運轉し、自由に活用しつゝ、例年よりも何となく少額の範圍に於て、當村の教育界と學政をして窮屈を忍びつゝ、些の缺點なきを得たりし也。

二〇 怒濤驚浪の大洪水と治水費

(大正四年度神居村豫算)

邊別川の怒濤驚浪の凄さよ、殆んどノアの洪水に於けるが如く、之れに忠別川より石狩河より孰れの各川も澎湃として天を衝き、全村を漂蕩せしめたる濁流の畏しさよ。其は實に大正四年七月の大洪水の襲來たりし也。されば此の恐慌に遇へし當村財政の計畫を觀るに、歳入額一万五千四十三圓四十二錢六厘の豫算にして、水害の爲め追加若くは更正の餘儀なくせられ、前年度收入豫算よりも洵に五千三百九十一圓四十二錢六厘の増加計畫と爲り、端なく財政の一大膨脹に駛りしは大洪水の與ふる影響たらすんばあらざる也。されば歳入の重なる土木費補助は、二千五十六圓二十一錢四厘に達しつゝあるが、村税の負擔に至りては七千四百二十九圓五十五錢にして、是れ亦前年度よりも重きこと一



千六百一圓七十四錢の差隔を呈露したりし也。其は固より凶作後の前年度豫算の縮少せると比較すべからずと雖も、洪水後の打撃に對する補填としては四千五百四十九圓八十四錢四厘を計上し、其内雨紛校舎の改築事業とせる經費を含蓄せしめ、水禍後の復舊費支出額へ千二百四十圓六十四錢六厘を要したるにあらすや。歳出中の重なる教育費の如きも、五千八百八十八圓五錢の豫算にして前年凶歳後の豫算よりも膨脹したること三百廿圓四十二錢の超過を招來したるのみ。兎に角當年の豫算額は當初財政の計畫よりも突然大洪水の襲來せるが爲め、殆ん倍蓰せんとする難關を孕みしが如き、閭村の損耗や擧げて謂ふべからず。

科 目	其 一 二級町村制實施後ノ決算 (神居村)			
	明治四十二年	四十二年	四十四年	大正元年
雑 收 入	100,000	222,400	376,840	224,890
前 村 引 繼 金	546,039	0	0	0
寄 附 金	299,270	300,000	0	0
地 方 費 補 助 金	54,000	60,000	67,000	74,560
村 費 補 助 金	7,291,270	6,987,704	8,078,294	8,701,350
前 年 度 繰 越 金	829,299	7,281,140	9,099,475	8,900,800
計	829,299	7,281,140	9,099,475	8,900,800

歳出經常部

科 目	其 一 二級町村制實施後ノ決算 (神居村)			
	明治四十二年	四十二年	四十四年	大正元年
會 議 費	86,095	76,600	109,350	90,515
土 木 費	210,310	50,000	247,000	190,000
教 育 費	4,212,303	4,679,832	5,339,159	6,107,791
衛 生 費	34,800	48,601	144,454	77,900
勸 業 費	1,000	7,500	14,580	7,500
諸 稅 及 擔 負 費	1,233,900	1,180,640	1,401,820	1,580,040
雜 支 出	73,580	62,560	44,830	36,000
豫 備 費	408,060	118,255	126,725	51,009
計	5,890,988	6,155,793	7,301,193	8,057,747
土 木 費	640,064	177,700	75,000	75,000
教 育 費	783,337	122,930	887,000	0
教 育 補 助 費	8,000	8,000	8,000	8,000
勸 業 補 助 費	175,000	175,000	175,000	175,000
寄 附 金	35,000	35,000	0	91,630
雜 支 出	768,690	0	0	0
墓地火葬場費	0	598,600	1,145,000	350,630
計	2,355,081	598,600	1,145,000	350,630

歳出臨時部



財政篇

通引	八、二五、〇六九	六、七四、四三三	八、四〇八、三七七
差引	三五、九〇〇	五七、七二一	八八二、四三三
計			六八〇

基本財産特別會計  
歳入ノ部

財産ヨリ生スル收入	一、六八六、七九二	一、六七六、五五一	二、二〇六、六四四	三、〇三五、五二〇
前村引繼金	八二、一六三	一四四、一三〇	〇	〇
使用料及手数料	三三、二二五	三三、二六〇	〇	〇
交付金	一四、〇九五	一三三、二三四	〇	〇
前年度繰越金	〇	三五、九〇〇	〇	七四三、六五八
雑収入	一、九四五、一七五	七、八九〇	四一、四八〇	一九五、五二〇
計		一、八八四、八二五	二、二四八、一三四	三、九七四、六八八

歳出經常部

財産蓄積金	六二、〇〇〇	七五〇、七六三	一一七、四一八	二、〇〇〇、〇〇〇
計	六二、〇〇〇	七五〇、七六三	一一七、四一八	二、〇〇〇、〇〇〇

歳出臨時部

財産造成費	一、二四一、三三〇	四九八、一三二	一、〇〇四、五三〇	一、〇五四、〇八九
公債費	六三五、八一〇	六三五、八一〇	六三五、八一〇	六三五、八一〇
計	一、九〇二、一四〇	一、一五三、二六四	一、六六八、〇六〇	一、六九九、〇九九

通計

計	一、七七七、一三〇	一、一三四、〇四二	一、七四〇、三四〇	一、六八九、八九九
計	一、八三九、一三〇	一、八八四、八二五	一、八五七、七五八	三、六八九、八九九

備考  
1、大正四年分ハ豫算額ヲ掲上セリ  
2、數字ノ上△印ハ朱書ヲ示セリ

其二 二級町村制實施後ノ決算 (神居村)

科目	大正二年		大正三年		大正四年	
	度	年	度	年	度	年
貸地料	〇	三〇九、〇六〇	五五、五二〇	一、七四〇、三四〇	〇	一、六八九、八九九
雑收	〇	一、二二三、六七〇	三九七、一三〇	一、八五七、七五八	〇	三、六八九、八九九
地方費補助	〇	三〇〇、〇〇〇	一、三三四、四三〇	〇	〇	〇
繰越金	〇	八、五六一、六九五	五、八六六、三七〇	〇	〇	〇
寄附金	〇	一、一五〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇	〇	〇	〇
村基本財産支消金	〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇
村債	〇	〇	九、七三三、四四〇	〇	〇	〇
特別會計繰入金	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	〇	二、五五四、四二五	九、七三三、四四〇	六八一	〇	四、五四九、八四四

財政篇



會計科目	歲出經常部		
	大正二年	大正三年	大正四年
會議費	109,910	81,940	83,800
土木費	37,100	240,831	126,000
教育費	5,969,676	4,673,745	5,188,050
衛生費	57,580	61,050	83,150
勸業費	9,000	13,000	21,000
諸稅及負擔	1,956,327	1,735,345	1,642,100
雜支	343,000	38,680	96,520
豫備費	63,415	24,573	330,498
計	8,582,591	6,845,591	7,461,108
歲出臨時部	△	△	△
教育補助費	520,299	0	2,978,890
教育補助費	8,000	8,000	8,000
勸業補助費	100,000	150,000	150,000
土木繼續費	2,300,000	2,300,000	0
土木支出額	0	81,275	0
特別會計繰入金	0	0	4,212,488
計	2,968,299	2,539,275	7,581,388

通差引殘金

11,510,892  
43,533

9,384,866  
318,574

15,043,478

基本財産特別會計

歲入ノ部

科目	大正二年			大正三年			大正四年		
	大正二年	大正三年	大正四年	大正二年	大正三年	大正四年	大正二年	大正三年	大正四年
財產ヨリ生スル收入	96,642	3,487,685	4,000,721	96,642	3,487,685	4,000,721	96,642	3,487,685	4,000,721
雜收	240,070	168,400	200,568	240,070	168,400	200,568	240,070	168,400	200,568
前年度繰越金	867,222	270,526	1,014,545	867,222	270,526	1,014,545	867,222	270,526	1,014,545
歲計剩餘金	2,057,933	3,966,641	5,635,844	2,057,933	3,966,641	5,635,844	2,057,933	3,966,641	5,635,844
財產蓄積金	27,340	1,510,000	0	27,340	1,510,000	0	27,340	1,510,000	0
計	27,340	1,510,000	0	27,340	1,510,000	0	27,340	1,510,000	0
歲出臨時部	335,700	57,000	1,086,000	335,700	57,000	1,086,000	335,700	57,000	1,086,000
財產造成費	335,700	57,000	1,086,000	335,700	57,000	1,086,000	335,700	57,000	1,086,000
公債償還費	37,900	0	0	37,900	0	0	37,900	0	0



財政篇

六八四

一般會計繰入金	一、一五〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇	四、五四九、八四四
計	一、八〇三、六〇〇	一、七〇〇、六三〇	五、六三五、八八四
通計	一、八〇三、六〇〇	三、三三〇、六七〇	五、六三五、八八四

備考  
 1、大正四年分ハ豫算額ヲ掲上セリ  
 2、數字ノ上ニ△印アルハ朱書ヲ示セリ

二一 旭川外三ヶ村時代に於ける村税賦課の協議會

明治三十二年度村費賦課率改定を要せんが爲め、明治三十二年十二月廿九日神樂村西御料地第十號西八番地佐藤八太郎宅に於て部落組長及び有志の協議會を開催したるが、列席したる者組長村本彌作。紙谷八郎。坂彦右衛門。三宅宗吉。上西春吉。坂本文五郎。大野勝次郎。星野竹次郎。増田嘉太郎等の九名にして、總代人大崎三之榮及び戸長代理入山知一之れに臨席して、午前十一時開會の挨拶を告げ、以て神樂村美瑛農區三十二年度町村費賦課等級表を議題に供ふ。熟論討議を盡くしたる後採決せるに、一瀉千里の勢を以て之を可議したれど、異議を唱ふる者僅かに三名に過ぎず。時に閉會したるは午後六時四十分にてありき。因みに本日の出席員合計三十一名にして、其の内有志家は二十一名の多數を占め、則ち同日可決確定議を経たる要項を摘録せば、神樂村美瑛農區三十二年度町村費賦課等級は、別表同年度初期に於て確定議を経たるものを變更せざることを、其の第一問題轉ち是れ也とす。第二問題は等級賦課率を左記の如く改定して、以て同年度町村費を更に賦課徴收すること轉ち是也とす。今茲に之れが等級賦課率を登載しつゝ、既往と將來の村是の般鑒に供せんか、

一 等	三 十 箇	六 等	十 四 箇
二 等	二 十 五 箇	七 等	十 二 箇
三 等	二 十 箇	八 等	十 箇
四 等	十 八 箇	九 等	八 箇
五 等	十 六 箇	十 等	六 箇

二二 旭川町外三ヶ村戸長仁科養時代の財政

(明治三十三年度神樂村決算一斑)

神樂村の歳入は二千六百三十二圓五十四錢五厘なりしかど、歳出は二千六百三十二圓十四錢八厘に出づ第一款雜收入は豫算二百四圓なりし處、學校生徒は豫定の人員に達せざるを以て、授業料金額十四圓三十六錢五厘を減少したり。而して決算額百九十三圓三十八錢五厘に達せるは、就中督促手數料三圓七十五錢の雜收入の包含せるが爲めなりとす。教育費の國庫補助としては豫算額二百三十圓なりしかども、東御料地上忠別簡易教育所及び西御料地第五號簡易教育所に於ける教員俸給補助の申請を爲したるも、豫定の補助認可なかりしが爲め折角の豫算二百三十圓も何時しか百八十六圓の決算を餘儀なきの已むなきに至りぬ。而して教育費の補助に關しては當に之れのみならず。前年度に於ては百二十圓の豫算補助を計上したるも、當年度に至りては御料局補助の廢止を見るに至りき。又教育費に於ける豫算四百廿四圓は寄附金を仰ぐ見込みなりしかど、僅かに川口武定氏より十圓の寄附ありしに過ぎざりしかば、端なく此の四百十四圓てふ大欠陥を生ずるに及ぶ。是れ豫算に對して至大なる破綻を看るに至りし所以なりとす。村費賦課額に於ては豫算二千二百十九圓十二錢なりしも、移住民は意外に膨脹しつゝ、豫算額に比較すれば二十四圓四錢の増額を生じ、決算額二千二百四十三圓十六錢に騰逸

財政篇

六八五



するを見るに至りき。而して一方支出額經常部を觀るに會議費は豫算八十三圓なりしも、總代人會議の度數豫定よりも増加せると、從つて之れが辨當料及び旅費等の支出は端なく超過を要したること實に十七圓十四錢一厘を以て之を算す。されば其の不足額は止むなく臨時部の殘金を以て流用し、漸く其の欠陥を補ふ故に會議費決算額は百圓十四錢一厘を要せざるべからざるに至らんとす。教育費の決算千六百十五圓三錢八厘に減少したる所以は、正教員の任用するを得ぬと其の他旅費備品費など、總べて節約せる結果として豫算額千九百九十八圓六十二錢に比較すれば、洵に三百八十三圓五十八錢二厘を減少せる所以たらざるばならず。若しそれ衛生費に至りては豫算金五十五圓五十錢にして、決算額は四十四圓九十錢の減少を觀るに至りしは傳染病の發生少くして、器具。藥品。雜費等の購入なかりしが爲めのみ。若しそれ村費取扱費に至りては決算額三百八十八圓五十錢九厘の多きに至りし所以は何ぞや。蓋し村稅滯納者の多數に出でしかば屢々吏員をして之れが滯納處分を頻繁ならしめ、豫算額に比較せんか約百六十八圓五十錢九厘の増加を顯はしつゝ、豫算一百五十圓より遙かに超過の顯象を招きしに由らずんばあらざる也。是に於てか一種の流用策を施し、基本財産管理費より及び臨時殘餘金よりして僅かに之を補填しぬ。然らば基本財産の管理費は百二十圓の豫算なるが、何故に百十六圓を減少するに至りしか其は他にあらず、當年度に於て測量及び道路開鑿の實施を得ざりしが爲め、自然的百十六圓の減少を見たる所以たりし也。臨時部の支出に就ては豫算金は七百九十圓の新築費を計上せるも、學校新築の工事入札を施せる結果として、豫算額より二百四十圓四十四錢を減少したりしを以て決算額五百四十九圓五十六錢に至りて熄みき。當時兒童の増加と共に學校新築の爲め教育費の膨脹せるが如き、豈それ此の一端に徴してさへも之を想見すべきにあらずや。當時は美瑛河畔に於ける共有地よりは未だ何等の收益だもなく、渾沌として漸く其の原野に對する測量を行ふの草昧時代たりし也。

### 三三 旭川町外三ヶ村戸長仁科養時代の財政計畫

(明治三十四年度神樂村豫算概観)

明治三十四年度に於ける收入豫算高は、三千八百七十二圓十四錢にして前年度豫算は、三千一百九十七圓十二錢に過ぎず其の膨脹せること約七百圓以上に及ばんとす。是れ即ち村費賦課に於て前年度二千二百九十九圓十二錢を計上せるもの、當年度に及んでは戸別割に於て戸數五百九十四戸に對する賦課の多大に赴きし結果ならざるばあらず。前年度繰越金九十三圓十六錢八厘の増加ありしかど御料局補助の前年度豫算百二十圓を欠く。國庫補助の如きも前年度豫算は二百三十圓なりしかど、僅かに百八圓を計上し、に過ぎずと雖も總括に就て之を概観せんか、實に戸別割を膨脹し大に之れが増徴を企圖し、之れに因りて其の財源を豊富にせんと欲するの大計畫的財政策を觀るべき也。又歳出經常部に就て之を觀察するに會議費は、前年度八十三圓なりしに加へて百三十一圓の計上と爲る。教育費は前年度豫算一千九百九十八圓六十二錢なりしと雖も、三千五百五十三圓十四錢の多きを觀んとす。訓導俸給六百八十四圓を豫算せるありしも、八百六十四圓として十八圓の正教員四人を置かんとする計畫なりき。前年度に於ては雇教員なるもの何等の項目なかりしかど、當年度に及んでは其の項目を設け其の俸給額四百五十六圓を計上したる飛躍的の豫算と、囑託教員前年度二百五十二圓の豫算なりしも、當年度は四百四十四圓を豫算せるが如き、何れも人の耳目を聳動せしむるの膨脹的豫算の増加は生徒の増加と共に餘義なき施設なりと認めざるべからず。其の他は衛生費に至りては前年度の五十五圓五十錢に比すれば六十圓の増加と爲る。前年度に置かざる醫師手當三十圓を豫算せるが如き、種痘費の四十八圓に豫算せるが如き、何れも増加せるものならんが只夫れ不足を計上せるものは、傳染病費に於て前年三十一圓の豫算せるものを縮少して十二圓と爲せるが如き、幾分かの減額せるあるも、總体に